

第 3 編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 府の活動体制

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 災害警戒本部の設置等

- 1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、知事は災害警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約等の指示・調整を行う。（災害警戒本部長 知事）

ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。

また、災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

- 2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。

- (1) 災害警戒本部基本配備

大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

- (2) 災害警戒本部1号配備（(1)の場合を除く。）

ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。

イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

- (3) 災害警戒本部2号配備

ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。

イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

- (4) 災害警戒本部3号配備

特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき

(5) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

3 災害警戒支部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

(2) 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

(3) 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

4 災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

(1) 本部長の指示事項の伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3) 市町村及び防災機関との連絡調整

(4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

(5) 被害状況の調査及び収集

5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

(1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部

総合政策環境部

健康福祉部

農林水産部

建設交通部

警察本部

教育庁

(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。

ア 次の場合は直ちに参集する。

(ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき

(イ) 府の地域に避難指示が発令されたとき

(ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき

イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集

(3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。

ア 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置

イ 災害対策本部設置等の協議

ウ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置

6 災害対策本部（支部）が設置された場合においては、災害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

第3 雪害警戒（対策）本部の設置等

1 雪害警戒本部及び支部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項に該当するときは、直ちに知事を本部長とする「雪害警戒本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置し、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

(1) 雪害警戒本部の設置基準

ア 雪害警戒本部基本配備

大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

イ 雪害警戒本部1号配備

大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

- (2) 雪害警戒支部の設置及び閉鎖
 - ア 雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置する。
 - イ 雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
- (3) 雪害警戒本部（支部）の主な業務
 - ア 雪害警戒本部（支部）基本配備
 - (ア) 降・積雪情報の収集
 - イ 雪害警戒本部（支部）1号配備
 - (ア) 降・積雪情報の収集・連絡
 - (イ) 道路除雪
 - (ウ) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議
 - (エ) 雪崩防止及び応急対策
 - (オ) 被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等)
 - (カ) 教育等についての必要な対策
 - (キ) その他緊急事項の処理
- (4) 雪害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部（支部）に引継ぐものとする。
- 2 雪害対策本部及び支部

高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。

- (1) 雪害対策本部の設置基準
 - ア 降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (ア) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障
 - (イ) 鉄道における列車運行支障
 - イ 雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ウ その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。
- (2) 主な業務
 - ア 雪害応急対策等の実施
 - イ 市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整
 - ウ 国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請
 - エ その他情報の収集連絡
- (3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖
 - ア 雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。
 - イ 雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
- (4) 現地雪害対策本部の設置
 - ア 雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部を設置する。
 - イ 現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。
 - ウ 現地雪害対策本部長は、雪害対策本部長が、雪害対策副本部長又は本部員のうちから指名する。
 - エ 現地雪害対策本部の所掌事務、職員及び運営については、現地災害対策本部の例によることとする。
- (5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、雪害対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

第4 道路雪害対策本部の設置

府内の指定雪量観測点のうち1／2以上がおおむね警戒積雪深（第3編第23章）に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり、知事が必要と認めた場合、知事を本部長とした「京都府道路雪害対策本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

- 1 情報連絡の強化
- 2 除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き
- 3 除雪作業の強化

雪害発生時の本部設置基準

雪害警戒本部		
設 置 基 準	本 部 長	活 動 内 容
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（１号配備） ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	知 事	○降・積雪情報の収集・連絡
	事務局	○道路除雪
	危機管理総務課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議
	災 害 対 策 課	
	原子力防災課	
	消 防 保 安 課	
	委 員	○雪崩防止及び応急対策
	防 災 監	○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）
	危機管理総務課長	○教育等についての必要な対策
	災 害 対 策 課 長	○その他緊急事項の処理
	原子力防災課長	
	消防保安課長	
	健康福祉総務課長	
	農 政 課 長	
	監 理 課 長	
	道路管理課長	
	交通政策課長	
警察本部警備部警備第一課警備対策官		

道路雪害対策本部の実施		
設 置 基 準	本 部 長	活 動 内 容
①府内の指定雪量観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり知事が必要と認めたとき	知 事	○情報連絡の強化 ○除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き ○除雪作業の強化
	事務局	
	道 路 管 理 課	



雪害対策本部		
設 置 基 準	本 部 長	活 動 内 容
雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置 ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連絡・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡



災害対策本部	
設置基準	本 部 長
①災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき	知 事
	1 号～3 号動員（全動員）

第5 事故警戒（対策）本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的大事故及び社会的影響が著しい事故（列車転ぶく、航空機、船舶遭難、油、放射性物質等の流出、爆発等）が発生した場合は「〇〇事故警戒本部」又は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

1 事故警戒本部

突発的大事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるときは、知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監（危機管理部長）が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。

（本部長 知事）

(1) 事故警戒本部の設置基準

ア 事故警戒本部基本配備

事故対策計画編に記載の事故（石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるとき。

イ 事故警戒本部1号配備

事故による被害が発生し、さらなる被害の拡大及び二次災害のおそれ等があり、他の関係機関と連絡調整を行い、応急対策にあたる必要があるとき。

(2) 事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は「事故警戒（対策）本部の組織」のとおりとし、要員の動員は、個別の事故対策計画によるものとする。

(3) 事故警戒本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。

(4) 事故警戒支部の設置及び閉鎖

ア 事故警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故警戒支部」を設置する。

イ 事故警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、緊急の場合、府広域振興局長（支部長）の判断により、設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故警戒支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 事故警戒本部（支部）の主な業務

ア 事故警戒本部基本配備

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ 事故警戒本部1号配備

（ア）事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

（イ）本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

（ウ）市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

（エ）警戒活動の実施

(6) 緊急参集チームの招集等

危機管理監は、被害の程度等に応じて必要と認めたとき、関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームを招集する。

緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

(1) 事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

2 事故対策本部

(1) 事故対策本部の設置

突発的大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、緊急参集チームによる協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。（本部長…知事）

(2) 事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織、要員の動員及び業務は、一般編第3編第1章第7節第1に定める災害対策本部の組織等を基準とする。

(3) 事故対策本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(4) 事故対策支部の設置及び閉鎖

ア 事故対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故対策支部」を設置する。

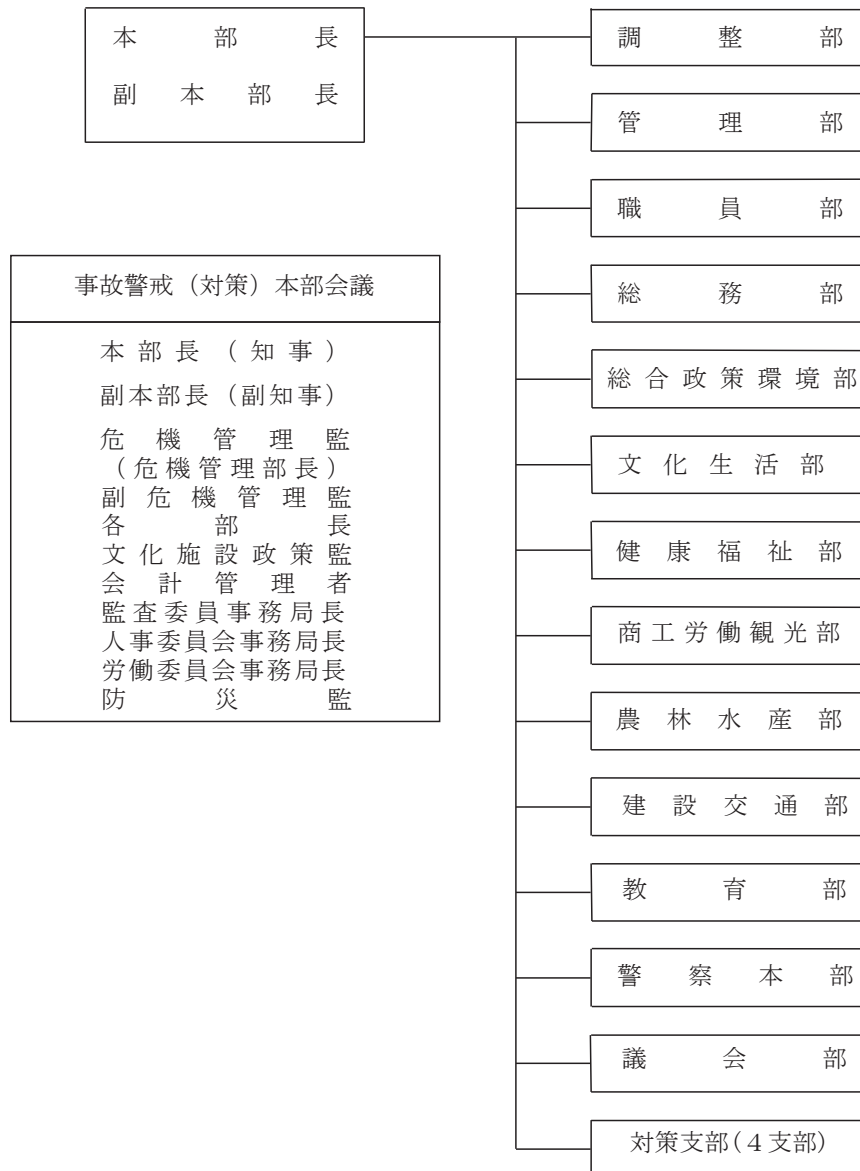
イ 事故対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故対策支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

事故警戒（対策）本部の組織



第3節 防災会議の開催

府の地域において、災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、災害の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第5節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、その業務の公共性又は公益性にかんがみ府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第6節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

（参考資料：資料編3－5）

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあつ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あつ旋）する理由
 - (2) 派遣を要請（あつ旋）する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - 3 そのほか、知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第74条の3に基づき指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
 - 4 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

- (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
- (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第6 他府県又は市町村への支援

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

第7 近畿地方整備局

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

ア 被害情報の収集・伝達

イ 災害の応急復旧

ウ 二次災害の防止

エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

第1 状況判断

1 府内における降雨状況及び降雨予想

2 府内主要河川の水位変動状況

3 台風の進路予想

4 府内各地の被害発生状況

5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。

6 府内市町村の災害救助法の適用状況

7 府内市町村の災害対策本部の設置状況

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等

1 設 置

災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。

2 閉 鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

3 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

第8節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

- 1 府の災害に対処する組織は、
 - ① 指揮命令系統を確立すること。
 - ② できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
 - ③ 責任分担を明確にすること。等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- 2 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前節の基準によって行うものとし一般に公告する。
- 3 災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- 4 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。
- 5 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。
- 6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。
- 7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。
- 8 国が非常（緊急）災害現地对策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。
- 9 なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

第2 災害対策本部会議

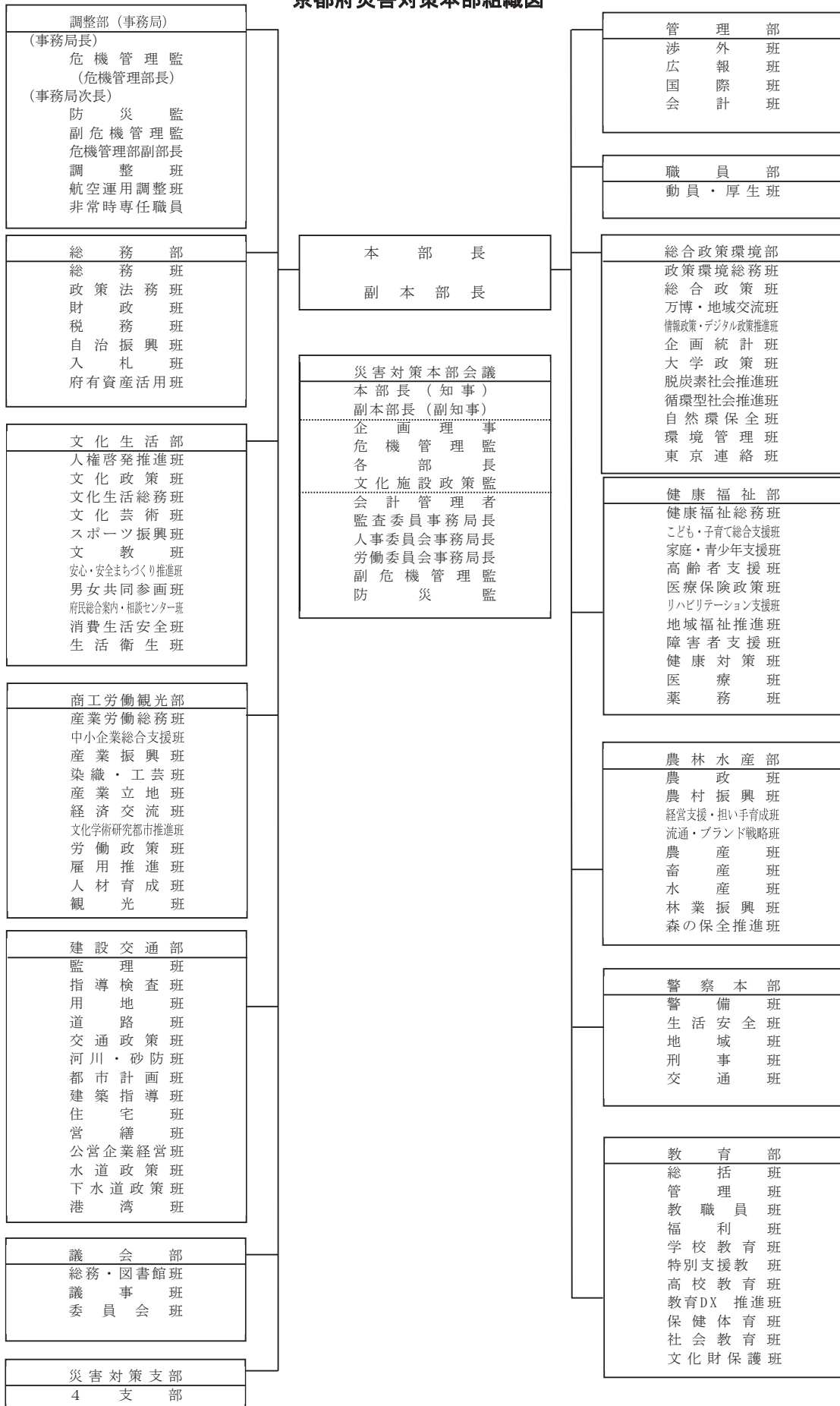
- 1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。
 - (1) 本部の非常配備態勢に関すること。
 - (2) 災害救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する）
 - (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
 - (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
 - (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
 - (6) その他重要な災害対策に関すること。
- 2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、气象台、ライフライン事業者、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。
- 3 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

第3 災害対策支部

- 1 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- 2 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。

- 3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。
- 4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

京都府災害対策本部組織図



災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班長担当職	事務分掌
調 整 部	部長 （事務局長） 危 機 管 理 監 （危機管理部長） 副部長 （事務局次長） 防 災 監 副部長 副危機管理監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 （副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長）	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部の事務局に関すること。 3 本部会議及び連絡会議に関すること。 4 各部及び各対策支部との調整に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。 20 義援品の受付及び配分に関すること。
		航 空 運 用 調整グループ	災 害 対 策 課 参 事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関すること。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関すること。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		国 際 班	国 際 課 長	1 外国公館等との連絡に関すること。 2 在住外国人支援に関すること。 3 旅券の発給に関すること。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3 義援金品の受付け、保管に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
職 員 部	部長 職 員 長	動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3 市町村に対する応援派遣に関すること。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
総 務 部	部長 総 務 部 長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。

	副部長 総務部副部長			2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に関すること。
		財政政務班	財政課長	1 災害予算等府財政に関すること。
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に関すること。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関すること。
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財政の調査助言に関すること。 2 市町村職員派遣の斡旋に関すること。
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関すること。 2 公用車の配車に関すること。
		府有資産活用班	府有資産活用課長	1 府有財産の被害状況調査に関すること。 2 府有財産の管理指導に関すること。 3 応急庁用必需物品の管理に関すること。 4 庁内の警備に関すること。 5 庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関すること。 6 庁内電話交換の運営に関すること。
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 政府等に対する要望に関すること。
	副部長 総合政策環境部副部長	万博・地域交流班	万博・地域交流課長	1 部内他班の応援に関すること
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2 各種情報システムの機能確保に関すること。
	副部長 総合政策環境部技監	企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に関すること。
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に関すること。
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に関すること。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関すること。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 廃棄物処理及びし尿処理に関すること。
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関すること。 2 中央の情報収集及び連絡に関すること。
	部長 文化生活部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1 隣保館等の被害状況調査に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
		文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 社寺等の被害調査に関すること。
		文化生活総務班	文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文化芸術班	文化芸術課長	1 部内他班の応援に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文教班	文教課長	1 私立学校の被害調査及び応急措置に関すること。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に関すること。
		安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長	1 警察との連絡調整に関すること。
文化生活部	副部長 人権啓発推進室長			
	副部長 文化生活部副部長			

		男 女 共 同 参 画 班	男女共同参画課長	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び 応急措置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1 被災者に対する相談活動に関すること。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望 の処理に関すること。
		消 費 生 活 安 全 班	消費生活安全センター長	1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救 助物資及び応急復旧資材の確保及び斡 旋 に関 すること。 2 その他協定に基づく応急対策用食料品の調 達又は斡旋に関すること。
		生 活 衛 生 班	生活衛生課長	1 生活衛生に関すること。 2 遺体の埋葬に関すること。 3 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に 関すること。
健 康 福 祉 部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡 調整に関すること。 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並び に連絡に関すること。 3 保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 4 保健師の派遣に関すること。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び 派遣に関すること。
		こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置 に関すること。 2 災害地における臨時保育所の指導に関する こと。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害 状況調査及び応急措置に関すること。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並 びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。 3 各種青少年団体との連絡調整に関するこ と。
		高 齢 者 支 援 班	高齢者支援課長	1 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況 調査及び応急措置に関すること。 2 関係団体との連絡調整に関すること。
		医 療 保 険 政 策 班	医療保険政策課長	1 関係団体との連絡調整に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		リハビリテーション支援班	リハビリテーション支援センター長	1 生活不活発病への予防等リハビリテーショ ン支援に関すること 2 関係団体との連絡調整に関すること。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	1 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被 害状況調査及び応急措置に関すること。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣 の総括に関すること。 3 京都府災害ボランティアセンターに関する こと。 4 義援金の受付及び配分に関すること。 5 見舞金品の受付に関すること。 6 関係団体との連絡調整に関すること。
		障 害 者 支 援 班	障害者支援課長	1 心の健康相談に関すること。 2 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急 措置に関すること。 3 関係団体との連絡調整に関すること。
		健 康 対 策 班	健康対策課長	1 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関す る情報収集に関すること。 2 感染症の予防に関すること。
		医 療 班	医 療 課 長	1 医療救護及び助産に関すること。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及 び関係医療団体・機関との連絡調整に関する こと。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関 すること。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関す ること。
		薬 務 班	薬 務 課 長	1 医療品の整備及び補給に関すること。 2 防疫用薬品の確保に関すること。 3 毒劇物の流出対応に関すること。

商工労働観光部	部長 商工労働観光部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
	副部長 港湾局長			
	副部長 企画調整理事	中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	1 被害企業等の復興金融措置に関すること。 2 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 3 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
	副部長 観光政策監	産業振興班	産業振興課長	1 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 2 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
	副部長 商工労働観光部副部長	染織・工芸班	染織・工芸課長	1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業立地班	産業立地課長	1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること。
		経済交流班	経済交流課長	1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労働政策班	労働政策室長	1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇用推進班	雇用推進課長	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人材育成班	人材育成課長	1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		観光班	観光室長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
農林水産部	部長 農林水産部長	農政班	農政課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
	副部長 農林水産部副部長	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
	副部長 農林水産部技監	経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農産班	農産課長	1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。

		畜 産 班	畜 産 課 長	1 家畜・家きんの被害状況調査に関する こと。 2 家畜の待避及び防疫指導に関する こと。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
		水 産 班	水 産 課 長	1 水産関係の被害状況調査及び応急対 策に関する こと。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関 する こと。 3 被害漁業者の復興金融措置に関 する こと。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関する こと。
		林 業 振 興 班	林 業 振 興 課 長	1 森林被害状況調査に関する こと。 2 林木及び治山施設の被害状況調査 に関 する こと。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	1 治山施設の被害状況調査に関する こと。 2 治山施設の整備点検に関する こと。 3 山崩れの応急措置の指導に関 する こと。 4 林道の整備点検に関する こと。 5 林道の被害状況調査に関する こと。
		監 理 班	監 理 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各 部との 連絡調整に関する こと。 2 部内関係ボランティアの登録、受 入れ及び 派遣に関する こと。
建 設 交 通 部	部長 建 設 交 通 部 長 副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部技監 副部長 公営企業管理監	指 導 検 査 班	指 導 検 査 課 長	1 公共土木施設等の応急復旧工事の 技術指導 に関する こと。
		用 地 班	用 地 課 長	1 用地事務の指導に関する こと。 2 被災地における応急的な土地利用 情報に関 する こと。
		道 路 班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	1 道路、橋梁等の整備点検に関する こと。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報 の把握及 び通報、情 報共有、府 民・道路利 用者への情 報提供に関 する こと。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び 応急復旧 に関する こと。 4 近畿地方整備局及びその出先機 関に対す る連絡及び 要請に関 する こと。 5 道路除雪の情報の把握及び通報 に関 する こと。 6 道路除雪対策に関する こと。 7 交通政策班との連絡に関する こと。 8 都市施設のうち道路の被害調査 に関 する こと。
		交 通 政 策 班	交 通 政 策 課 長	1 公共交通関係機関との連絡調整 に関 する こと。
		河 川 ・ 砂 防 班	河 川 課 長 砂 防 課 長	1 水防に関する こと。 2 ダム等河川附属物の運用につい ての指導 又は監督 に関する こと。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省 水管理・ 国土保全局 所管）関係 施設の整備 点検に関 する こと。 4 水防関係情報の把握及び通報 に関 する こと。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省 水管理・ 国土保全局 所管）の被 害状況調査 及び応急復 旧に関 する こと。 6 公共土木施設等被害状況の収集 整理に関 する こと。 7 公共土木施設等の応急復旧調整 に関 する こと。 8 雨量水位観測施設等の運用に関 する こと。 9 調整班及び農村振興班との連絡 に関 する こと。 10 京都地方気象台及び近畿地方整 備局及び その出先機 関に対す る連絡及び 要請に関 する こと。 11 排水ポンプ車に関する こと。

		都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事 こと。
		建 築 指 導 班	建 築 指 導 課 長	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事 こと。
		住 宅 班	住 宅 政 策 課 長 住 宅 整 備 課 長	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 こと。
		営 繕 班	営 繕 課 長	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 こと。
		公 営 企 業 経 営 班	公 営 企 業 経 営 課 長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事 2 飲料用水等の供給に関する事 こと。
		水 道 政 策 班	水 道 政 策 課 長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 こと。
		下 水 道 政 策 班	下 水 道 政 策 課 長	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事 こと。
		港 湾 班	港 湾 局 副 局 長	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 こと。
教 育 部	部長 教 育 長 副部長 教 育 次 長 副部長 教育監兼学校危機管理監 副部長 管 理 部 長 副部長 指 導 部 長	総 括 班	総 務 企 画 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 教育関係被害状況の総括整理に関する事 3 広報活動及び報道機関との連絡に関する事 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関する事 こと。
		管 理 班	管 理 課 長	1 教育施設設備の管理に関する事 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関する事 こと。
		教 職 員 班	教 職 員 企 画 課 長 教 職 員 人 事 課 長	1 教職員の被害状況の収集整理に関する事 2 応急教育のための教職員体制に関する事 こと。
		福 利 班	福 利 課 長	1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関する事 こと。
		学 校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関する事 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関する事 3 教科書の調達及び配分に関する事 こと。
		特 別 支 援 教 育 班	特 別 支 援 教 育 課 長	1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関する事 2 特別支援学校の教育計画の変更に関する事 3 学用品の調達及び配分に関する事 こと。
		高 校 教 育 班	高校改革推進室長 高 校 教 育 課 長	1 災害地における府立高校生徒の応急教育に関する事 2 府立高校の教育計画の変更に関する事 こと。
		教育DX推進班	教育DX推進課長	1 部内各班の応援に関する事 こと。
		保 健 体 育 班	保 健 体 育 課 長	1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関する事 2 学校給食の措置及び指導に関する事 3 児童生徒等の保健管理に関する事 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関する事 こと。
		社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事 2 社会教育関係団体に関する事 こと。
		文 化 財 保 護 班	文 化 財 保 護 課 長	1 文化財の管理に関する事 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事 こと。

警 察 本 部	部長 警 察 本 部 長	警 備 班 長	警 備 第 一 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 被災地における応急措置に関する事。 3 被害及び治安状況の把握に関する事。 4 警察部隊の応援派遣に関する事。 5 航空機の運用に関する事。
	副部長 警 備 部 長			
	副部長 生 活 安 全 部 長	生 活 安 全 班	生活安全企画課長	1 被災地の犯罪予防に関する事。 2 行方不明者の相談に関する事。 3 危険物の応急対策に関する事。
	副部長 地 域 部 長	地 域 班	地 域 課 長	1 被災地の警戒警らに関する事。 2 警ら用無線自動車の運用に関する事。
	副部長 刑 事 部 長	刑 事 班	捜 査 第 一 課 長	1 遺体の検視、死体調査、身元確認に関する事。
	副部長 交 通 部 長	交 通 班	交 通 規 制 課 長	1 被災地及びその周辺における交通規制に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。
議 会 部	部長 事 務 局 長	総 務 ・ 図 書 館 班	総 務 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。
	副部長 事 務 局 次 長	議 事 班	議 事 課 長	1 議員との連絡調整に関する事。
		委 員 会 班	委 員 会 課 長	1 議員への情報提供に関する事。

第 9 節 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機の利用について協議する。

第 1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

第 2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第 3 航空運用調整班の班員

- 1 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- 2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 京都市消防局航空隊員
 - (2) 関係機関航空隊員等
 - (3) その他災害対策本部長が必要と認める者

第 10 節 保健医療福祉調整本部等運用計画

第 1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

第 2 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

- 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- 2 調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

第 3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

- 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。
- 2 保健医療福祉調整地域本部長は、各保健所長とする。

第4 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

- 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整地域本部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- 3 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- 4 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

第5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

- 1 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - (1) 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - (2) 関係機関との調整等
- 2 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- 3 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- 4 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第12節 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

第13節 現地災害対策本部運用計画

第1 現地災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- 3 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

第2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

第3 現地災害対策本部の職員

- 1 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- 2 現地災害対策本部長は、下表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

現地災害対策本部長	現地災害対策本部員	その他の職員
副知事	総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者	危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

注 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

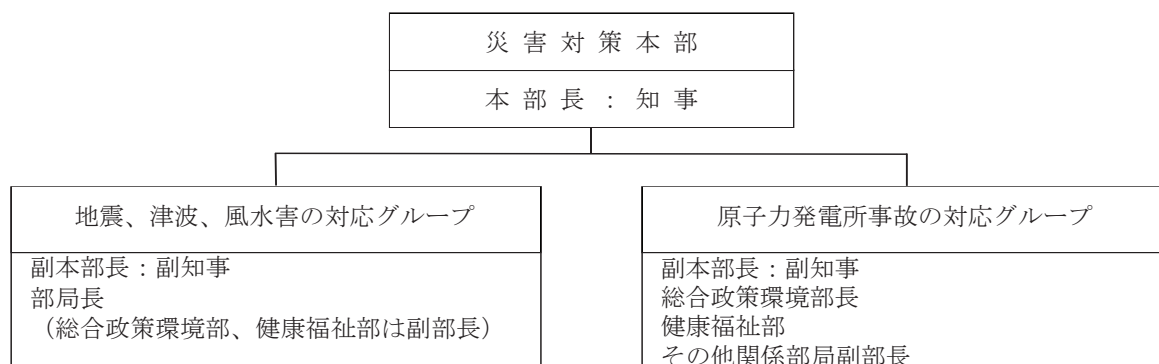
第4 現地災害対策本部の運営

- 1 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助、消火、医療、避難者対策緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- 2 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- 3 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

第14節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第 1 5 節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

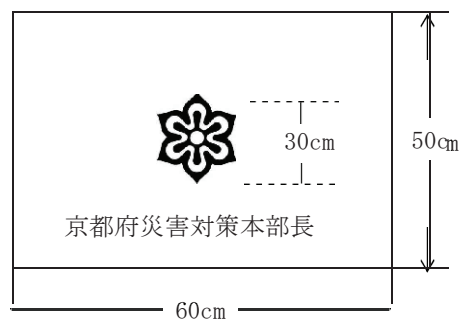
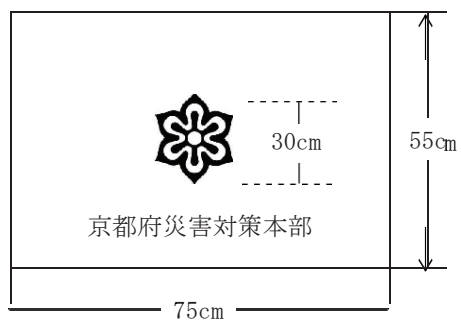
第 1 6 節 災害対策本部等の標識

第 1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

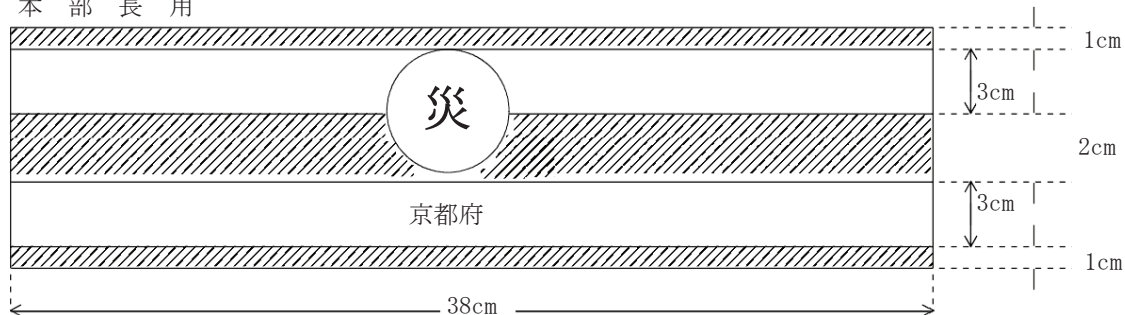
第 2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

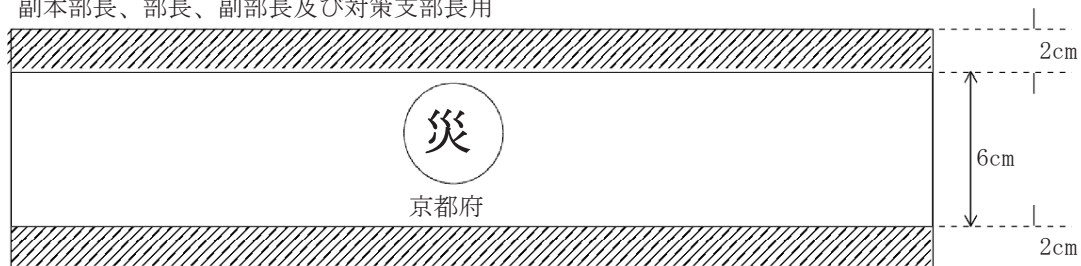
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副部长及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



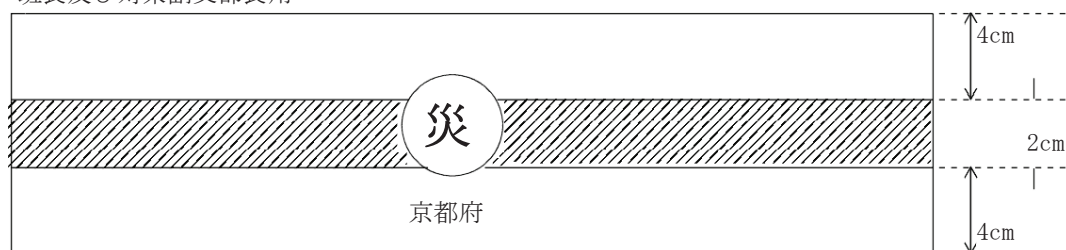
1 本部長用



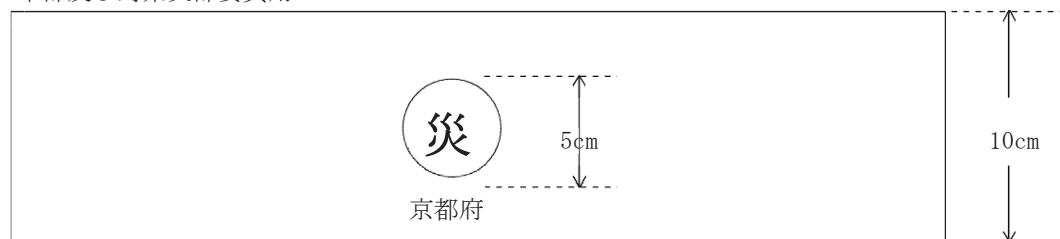
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第 17 節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

- 1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準
- 2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

- (1) 本部
- (2) 支部
- 3 各部、班の任務分担
- 4 本部の標識及び職員の証票

第2章 動員計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第2節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

ただし、地震等別に定めるものについては除く。

部名 配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2
1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2
2号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3
3号配備	災害対策本部設置に備えた対応とする。				

(備考) 基本配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする

第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員

雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする

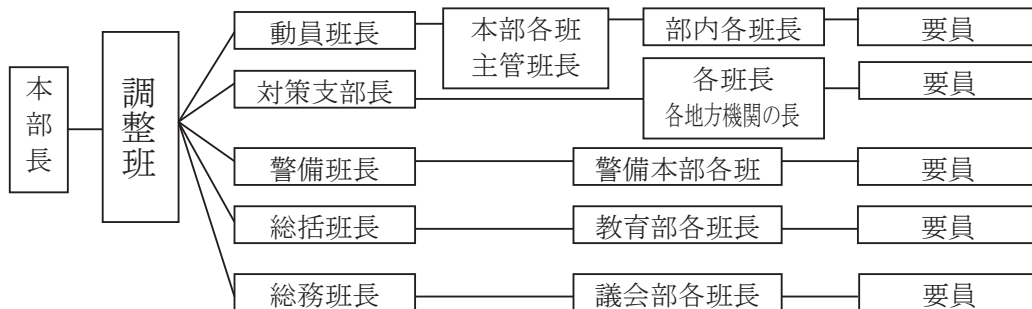
体制	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
雪害警戒本部	基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 2
	1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	—	林業振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	警備第一課 2
雪害対策本部	(2号配備相当)	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 1	農政課 1 林業振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 9	警備第一課 3

(備考) 要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第1 動員計画

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の早期参集指示や追加動員を求める。

1 動員の連絡系統



- (1) 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で1の系統によって行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報により動員するときは、次の文章を使用するものとする。

解 読 文…………… 災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

- ### 3 参集場所

- ただし、災害対策本部員及び副部長、班長、非常時専任職員等についてはこの限りでない。

(1) 災害等の発生時に、災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

5 府の退職者等の協力

(1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2) 活動の実施

全動員により対応する場合であつて、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

災 害 対 策 本 部

次表に掲げる計画は、標準動員とし、この適用については、本部長がその都度指示するものとする。

動員の 種類	状 況	調 整 部	管 理 部 職 員 部	総 務 部	総合政策環境部	文化生活部	健 康 福 祉 部
1号 動員	暴風雨又は局地的集中豪雨 などのため相当の被害が発生 するおそれがある場合	全 動 員	渉外班 8 広報班 5 国際班 1 会計班 2 動員・厚生班 13	総務班 3 財政班 2 税務班 2 入札班 2 府有資産 活 用 班 3	政策環境総務班 4 総合政策班 1 万博・地域交流班 1 情 報 政 策 ・ デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 大学政策班 1 脱炭素社会推進班 1 循環型社会推進班 1 自然環境保全班 1 環境管理班 1 東京連絡班 2	文化生活総務班 3 人権啓発推進班 1 文化政策班 1 文化芸術班 1 スポーツ振興班 1 文教班 1 安心・安全まち づくり推進班 2 男女共同参画班 1 府民総合案内・ 相談センター班 1 消費生活安全班 1 生活衛生班 1	健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭・青少年支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1
2号 動員	数市町村の地域において住 家の被害が災害救助法の適 用規準に達する程度とな りなお被害が拡大するおそれ がある場合	全 動 員	渉外班 11 広報班 12 国際班 5 会計班 3 動員・厚生班 18	総務班 6 政策法務班 3 財政班 4 税務班 3 自治振興班 4 入札班 7 府有資産 活 用 班 7	政策環境総務班 8 総合政策班 3 万博・地域交流班 1 情 報 政 策 ・ デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 大学政策班 1 脱炭素社会推進班 2 循環型社会推進班 2 自然環境保全班 2 環境管理班 2 東京連絡班 2	文化生活総務班 5 人権啓発推進室 2 文化政策班 2 文化芸術班 1 スポーツ振興班 1 文教班 2 安心・安全まち づくり推進班 3 男女共同参画班 3 府民総合案内・ 相談センター班 2 消費生活安全班 2 生活衛生班 3	健康福祉総務班 12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・子育て 総合支援班 3 家庭・青少年支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1
3号 動員	多数の市町村の地域におい て災害救助法による応急救 助の実施を必要とする大規 模な被害が発生した場合	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員

要 員 動 員 計 画 表

(注) 数字は動員数を示す。

商工労働観光部	農 林 水 産 部	建 設 交 通 部	教 育 部	警 察 本 部	議 会 部	備 考
産業労働総務班 1 中小企業 総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 雇用推進班 1 労働政策班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 3 農村振興班 4 経営支援・ 担い手育成班 2 流通・ブランド 戦略班 1 農産班 1 畜産班 1 水産班 1 林業振興班 1 森の保全推進班 1	監理班 3 指導検査班 2 用地班 1 道路班 8 交通政策班 1 河川・砂防班 21 都市計画班 2 建築指導班 1 住宅班 3 営繕班 2 公営企業経営班 2 水道政策班 2 下水道政策班 1 港湾班 2	総括班 3 管理班 1 学校教育班 1 特別支援教育班 1 高校教育班 1 保健体育班 1 文化財保護班 1	警備班 3 生活安全班 2 地域班 2 刑事班 2 交通班 2	総務・図書館班 2 議事班 2 委員会班 2	他対策本部 要員待機 時間外は自 宅待機
産業労働総務班 3 中小企業 総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 労働政策班 1 雇用推進班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 8 農村振興班 7 経営支援・ 担い手育成班 5 流通・ブランド 戦略班 5 農産班 8 畜産班 4 水産班 3 林業振興班 5 森の保全推進班 2	監理班 6 指導検査班 5 用地班 4 道路班 15 交通政策班 4 河川・砂防班 41 都市計画班 6 建築指導班 5 住宅班 12 営繕班 6 公営企業経営班 5 水道政策班 3 下水道政策班 5 港湾班 3	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 教育DX推進班 2 保健体育班 2 社会教育班 2 文化財保護班 10	警備班 5 生活安全班 3 地域班 3 刑事班 3 交通班 3	総務・図書館班 5 議事班 5 委員会班 5	同 上
全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	

※交通遮断等で勤務所属に参集できない場合の対応については、別に定める。

第3章 通信情報連絡活動計画

(各機関)

第1節 活動方針

大規模な災害時には、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第2 早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第1 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。

第2 災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」に示したとおりである。

第3 責 務

1 市町村

市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市町村が当該市町村の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（災害対策本部長）に報告する。府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への１１９番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

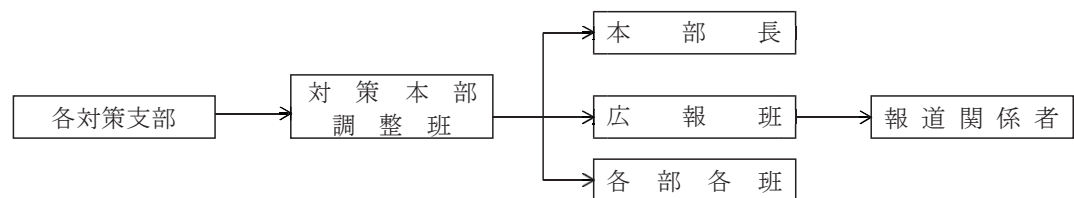
- a 被害の概要
- b 市町村災害対策本部設置の状況
- c 避難勧告及び指示、災害発生の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア) に掲げる事項が発生次第、その都度、様式－１により報告すること。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

(ウ) 報告の処理概要

- a 市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。
- b aの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。



- c 災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、様式－２により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後１時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、様式－３により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後１５日以内に様式－３に基づいて報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ウ) 応急対策報告

(エ) 被害状況報告

(オ) その他災害に関する連絡

ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

2 府

府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのＳＮＳ等多様な手段で情報収集する。

(1) 情報の収集

ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。（京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、速やかに職員を応援又は、派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2) 情報の報告及び通報

ア 本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は「防災関係機関と災害対策

本部各部の分担」のとおりとする。

イ 府は市町村の被害状況をまとめ、これを消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ア) 府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(イ) 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

(ウ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するために概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ 府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。

エ 確定報告は、応急措置完了後20日以内に災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に報告するものとする。

3 防災関係機関

(1) 情報の収集

防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2) 被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、「防災関係機関と災害対策本部各部の分担」の分担のとおりとする。

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

(1) 人命の救助に関すること。

- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災対法第57条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災対法第79条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第4 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第5 移動通信機器の貸与

災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

第6 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

第5節 災害地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

第1 災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

第2 災害情報及び被害報告

1 災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

2 災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

- (1) 市町村部内災害情報調査連絡員
- (2) 各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員
- (3) 消防職団員の情報調査連絡員

3 被害状況の収集及び報告

被害の状況を取りまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

- (1) 報告責任者
- (2) 連絡先
- (3) 報告の種類及び報告要領

第3 被害状況調査

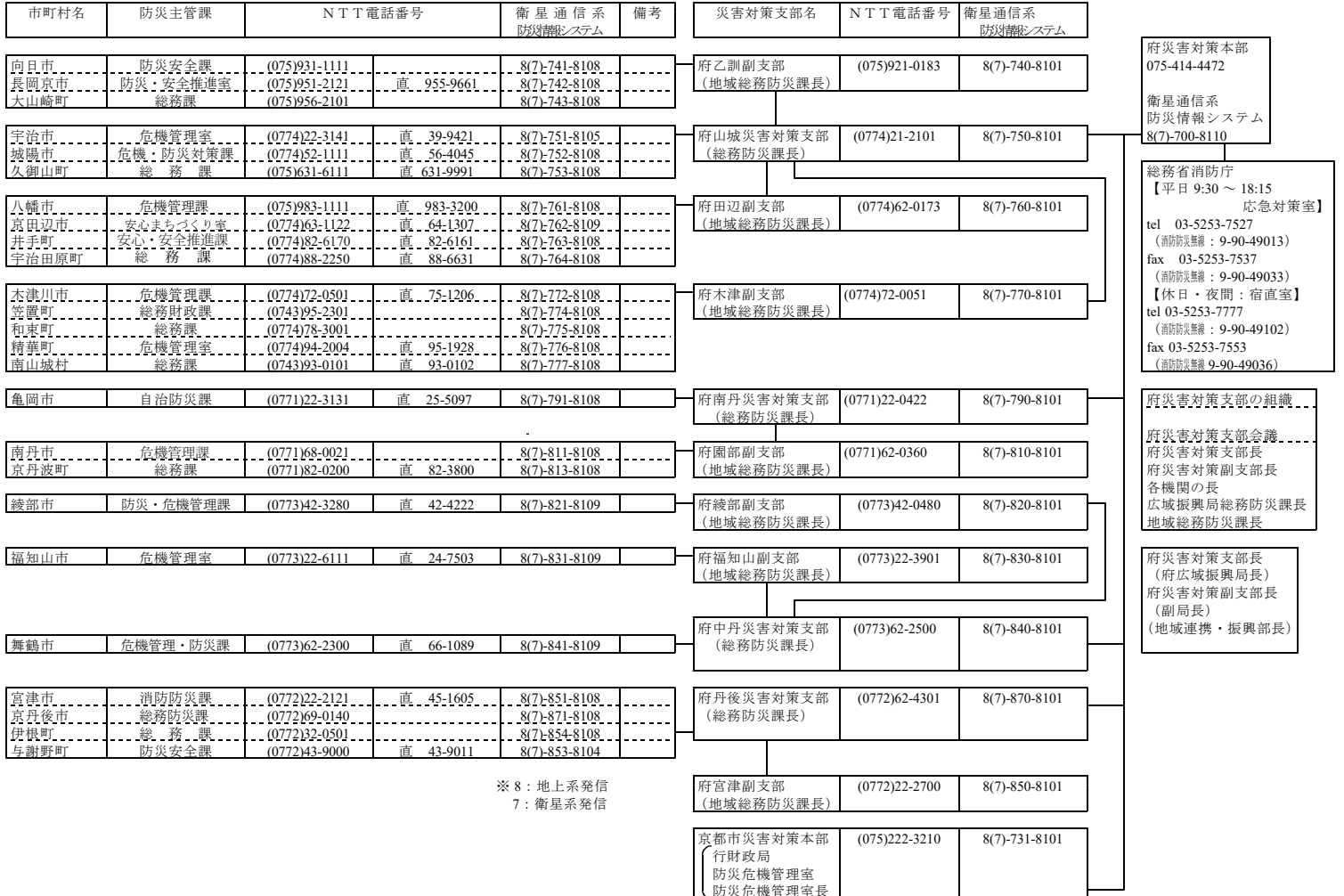
1 被害状況調査の分担

2 調査要領

3 調査報告のとりまとめ

4 被害写真の撮影

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統



被害程度の認定基準

分類	用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊		住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床 上 浸 水		全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	田	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文 教 施 設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。	

	橋 り ょ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港 湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖 く ず れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地 す べ り		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林 地 崩 壊		森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り 災 世 帯 等	り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被 災 者 数		被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
被 害 金 額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

防災関係機関と災害対策本部各部の分担

関 係 機 関	対 策 本 部 担 当 部 ・ 班
第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第7普通科連隊 日本郵便株式会社（京都中央郵便局） 西日本電信電話株式会社（京都支店） KDDI株式会社（関西総支社） 株式会社NTTドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 （一社）京都府LPガス協会 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部） 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（京都本部） 近畿運輸局（京都運輸支局） 日本通運株式会社（京都支店） 大阪管区気象台 （京都地方気象台） 近畿総合通信局	調整部調整班（危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課）
大阪航空局（大阪空港事務所） 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社） 東海旅客鉄道株式会社（関西支社） 北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）	建設交通部交通政策班（交通政策課）
日本放送協会（京都放送局） 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	管理部広報班（広報課）
近畿財務局（京都財務事務所）	調整部財務班（財政課）
近畿厚生局 日本赤十字社（京都府支部） 一般社団法人京都府医師会 公益社団法人京都府看護協会 一般社団法人京都府歯科医師会	健康福祉部医療班（医療課）
一般社団法人京都府薬剤師会	健康福祉部薬務班（薬務課）
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部（近畿支部） 日本銀行（京都支店）	商工観光労働部
近畿農政局	農林水産部農産班（農産課）
近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）	農林水産部森の保全推進班（森の保全推進課）
近畿地方整備局 （淀川河川事務所） （福知山河川国道事務所） （京都国道事務所） （淀川ダム統合管理事務所） （木津川上流河川事務所） （独）水資源機構（関西・吉野川支社）	建設交通部水防班（砂防課）
近畿地方整備局（舞鶴港湾事務所）	建設交通部港湾班（港湾課）
西日本高速道路株式会社 京都府道路公社	建設交通部道路総括班（道路管理課）
独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班（住宅政策課）

様式－1

[illegible]

様式－２

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	広域振興局
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

様式－３－１

被害状況報告(1)

災害名：

第 報		対策本部 支部		月 日 時現在		受信 時刻	月 日 時現在		発信者 受信者
市町村名 発生年月日									
項 目				単位	符号	-	-	-	-
人的 被害	死 者		人	(1)					
	行方不明者		人	(2)					
	負傷者	重傷	人	(3)					
		軽傷	人	(4)					
住 家 被 害	全 壊 (焼)		棟	(5)					
			世帯	(6)					
			人	(7)					
	半 壊 (焼)		棟	(8)					
			世帯	(9)					
			人	(10)					
	一 部 破 損		棟	(11)					
			世帯	(12)					
			人	(13)					
	浸 水	床上	棟	(14)					
			世帯	(15)					
			人	(16)					
		床下	棟	(17)					
			世帯	(18)					
人			(19)						
非住家 被 害	公共建物	棟	(20)						
	そ の 他	棟	(21)						
そ の 他 の 被 害	田	流出埋没	ha	(22)					
		冠 水	ha	(23)					
	畑	流出埋没	ha	(24)					
		冠 水	ha	(25)					
	文 教 施 設		箇所	(26)					
	病 院		箇所	(27)					
	道 路	冠 水	箇所	(28)					
		崩 壊	箇所	(29)					
		その他	箇所	(30)					
	橋 り よ う		箇所	(31)					
	河 川		箇所	(32)					
	港 湾		箇所	(33)					
	砂 防		箇所	(34)					
	崖 く ず れ		箇所	(35)					
	地 す べ り		箇所	(36)					
	土 石 流		箇所	(37)					
	林 地 崩 壊		箇所	(38)					
	清 掃 施 設		箇所	(39)					
	鉄 道 不 通		箇所	(40)					
	被 害 船 舶		隻	(41)					
	水 道		戸	(42)					
	電 話		回線	(43)					
	電 気		戸	(44)					
	ガ ス		戸	(45)					
	ブロック塀等		箇所	(46)					
	ビニールハウス等		棟	(47)					
	農 道		箇所	(48)					
	農林水産業施設		箇所	(49)					
	畦 畔 崩 壊		箇所	(50)					
	農作物 ()		ha	(51)					
火災 発生	建 物		件	(52)					
	危 険 物		件	(53)					
	そ の 他		件	(54)					
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)						
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	(56)						

様式－３－２

被 害 状 況 報 告 (2)

災害名：

市 町 村 名								
発生年月日								
項 目	単位	符号	- .	- .	- .	- .	- .	- .
公 立 文 教 施 設	千円	(a)						
農 林 水 産 業 施 設	千円	(b)						
公 共 土 木 施 設	千円	(c)						
その他の公共施設	千円	(d)						
小 計	千円	(e)						
公共施設被害市町村		(f)						
そ の 他	農 産 被 害	千円	(g)					
	林 産 被 害	千円	(h)					
	畜 産 被 害	千円	(i)					
	水 産 被 害	千円	(j)					
	商 工 被 害	千円	(k)					
	林 地 被 害	千円	(l)					
	そ の 他	千円	(m)					
	小 計	千円	(n)					
被 害 総 額	千円	(o)						
災害対策本部	設置	年月日	(p)					
	解散	年月日	(q)					
災害警戒本部	設置	年月日	(r)					
	解散	年月日	(s)					
消防職員出動延人数	人	(t)						
消防団員出動延人数	人	(u)						
市 町 村 職 員 出 動 延 人 数	人	(v)						
その他出動延人数	人	(w)						
出 動 延 人 数 合 計	人	(x)						

第4章 災害広報広聴計画

(各機関)

第1節 計画の方針

京都府の地域にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、府、市町村及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ府民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、府、市町村及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

第2節 計画の内容

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の状況
- 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項

第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第4 府民への広報要領

災害及び対策の状況は府民に協力を要請すべき事項については次の要領により広報する。

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち必要にして適切な手段を講ずるものとする。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道方要請すること。
- 2 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報紙、チラシ、ポスター、緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション等の情報通信環境を利用すること。

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を上記に掲

げた方法により迅速に行うものとする。

第5 広聴活動

- 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。
- 3 府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域の住民に対する災害時の広報広聴活動を迅速かつ適確に実施するための計画を、第2節に準じて詳細に定めておくものとする。

第5章 災害救助法の適用計画

(危機管理部)

第1節 災害救助法の適用基準

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村（京都市を除く。以下この章において同じ。）単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- 1 市町村の区域（京都市にあつては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

市町村人口と滅失世帯数

市町村の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

市町村人口と滅失世帯数

市区町村名	人口	滅失世帯数	市区町村名	人口	滅失世帯数
京 都 府	2,578,087	2,000	久 世 郡	15,250	
福 知 山 市	77,306	80	久 御 山 町	15,250	50
舞 鶴 市	80,336	80	綴 喜 郡	16,317	
綾 部 市	31,846	60	井 手 町	7,406	40
宇 治 市	179,630	100	宇治田原町	8,911	40
宮 津 市	16,758	50	相 楽 郡	43,139	
亀 岡 市	86,174	80	笠 置 町	1,144	30
城 陽 市	74,607	80	和 束 町	3,478	30
向 日 市	56,859	80	精 華 町	36,198	60
長岡京市	80,608	80	南 山 城 村	2,391	30
八 幡 市	70,433	80	船 井 郡	12,907	
京 田 辺 市	73,753	80	京 丹 波 町	12,907	40
京 丹 後 市	56,860	80	与 謝 郡	22,020	
南 丹 市	31,629	60	伊 根 町	1,928	30
木 津 川 市	77,907	80	与 謝 野 町	20,092	50
乙 訓 郡	15,953				
大 山 崎 町	15,953	50			

注 人口は令和2年10月1日国勢調査による。

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であつて、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記1の滅失世帯数の半数以上であること。
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あつて、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(例) ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- (例) ① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）
- ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）
- ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）
- ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）
- ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和52.2豪雪）
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

第2節 被災世帯の算定基準

第1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 床上浸水

上記1～3に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

5 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

6 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第3節 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第4節 活動計画

第1 府・市町村

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- 1 市町村単位の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測
- 2 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- 3 災害救助の種類の判定
- 4 京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定
- 5 救援救護活動

第2 市町村

- 1 災害に際し、市町村における災害が「本章第1節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第3 府

- 1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。

- 2 災害救助法を適用したときは、すみやかに告示する。
- 3 災害救助法適用後速やかに、市町村（京都市を含む。）等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村（京都市を含む。）毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた供給計画を作成する。
- 4 救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の京都市及び関係機関との連絡調整を行う。
- 5 連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

第5節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
 - 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 学用品の給与
 - 8 埋葬
 - 9 死体の捜索及び処理
 - 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。
- 11 応急仮設住宅の供与

第6節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等

〔資料編3－5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表〕参照〕

第2 応急救助のための輸送費及び人夫費等

〔資料編3－5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表〕参照〕

第6章 消防活動計画

(危機管理部)

第1節 計画の方針

市町村は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2節 計画の内容

第1 消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

第2 非常事態における知事の指示権

1 指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

2 指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項とする。

第3 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に定める火災即報とみなすものとする。

1 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）による。

2 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領 第1号様式により報告すること。

ア 死者3人以上が生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

ア 火 災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

第4 消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

- 1 災害発生の日時、場所、気象状況
- 2 災害の種類、規模、被害状況
- 3 消防機関の名称、人員、機械、器具
- 4 消防機関の活動状況
- 5 災害に対する教訓

第5 市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

- 1 消防職団員を中心とした災害の警戒及び防御
- 2 災害の情報収集
- 3 火災警報等の発令、伝達及び周知

- 4 住民の安全及び避難路の確保
- 5 傷病者の救急救助
- 6 応援協定等に基づく応援要請

第6 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 応援要請に関する計画

第1 計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容

- 1 府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
- 2 被災市町村の被害が拡大する恐れがあり、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 3 府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
- 4 緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
 - (1) 応援要請に必要な手続きに関すること。
 - (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること。
 - (3) 災害現場活動に係る方針に関すること。
 - (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
 - (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること。
 - (6) 災害活動の記録に関すること。
 - (7) 管内地図及び消防水利に関すること。
 - (8) 医療機関の所在地に関すること。
 - (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※ 総務省消防庁への連絡方法

【平日9:30～18:15：国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel 03-5253-7527（消防防災無線：9-90-49013）

fax 03-5253-7537（消防防災無線：9-90-49033）

【休日・夜間：宿直室】

tel 03-5253-7777（消防防災無線：9-90-49102）

fax 03-5253-7553（消防防災無線：9-90-49036）

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第7章 水防計画

(府建設交通部)

第1節 計画の方針

京都府の地域における水防上必要な諸活動の大綱について定める。

京都府水防計画又は水防法に規定されているとおりである。

第2節 計画の内容

第1 水防の責任

1 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

2 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、水防の第1次の責任者であり、それぞれの団体に所属する区域の水防を十分に果たさなければならない。

これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等の責任を有する。

また、指定水防管理団体においては、当該団体の水防協議会に諮って、京都府の水防計画に応じた水防に関するあらゆる活動等を当該団体の水防計画で定めるものとする。

第2 水防活動の組織

第3編第1章第2節及び第8節による。

第3 重要水防区域（箇所）等

京都府管内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

また、2m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

第4 水防活動

1 水防体制

(1) 府庁における水防体制

ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ 気象業務法第15条の規定により、大雨警報の通知を受けたときは、第3編第1章の機構の下に水防事務を処理する。

ウ ア及びイ以外の場合においても、知事が必要と認めたときは建設交通部河川課及び砂防課を水防体制に移す。

(2) 土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表された時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

（府の水防体制（水防資器材）は「資料編 3－7」参照）

(5) 水防管理団体の水防体制

ア 平時の巡視

水防管理者は堤防延長 1 km ないし 2 km ごとに 1 人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 出水時の監視

水防管理者は堤防延長 500m ないし 1,000m ごとに監視 1 人、連絡員 1 人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発表された場合又は水防第 1 信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

エ 水防作業員は第 1 号信号で出動を予期して待機し、第 2 号信号で出動（一番手、二番手、三番手に分割）するものとする。

オ 一番手の出動人員は定員の 3 分の 1 以内とする。

カ 水防管理者は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

〔水防管理団体一覧は「資料編 3－8」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編 3－9」参照〕

(6) ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制

ア 平時の巡視

ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員 1 名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

ウ 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者に連絡できるよう体制をととのえておくこと。

エ 鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

(7) えん堤管理者の水防体制

洪水期には特にえん堤管理規定を厳守すること。

えん堤管理者は洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道線路に影響を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ、所轄 JR 機関と連絡方法等について協定しておくこと。

2 水防管理団体の出動について

(1) 非常配置

各水防管理団体は水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。ただし、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示することができる。

(2) 出 動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき。

ウ 地震による堤防の漏水、沈下及び津波のおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

(3) 出動の援助協力

ア 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は現地に責任者をおくものとする。

イ この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくこと。

3 出動、水防開始、堤防及びため池等の異常に関する報告

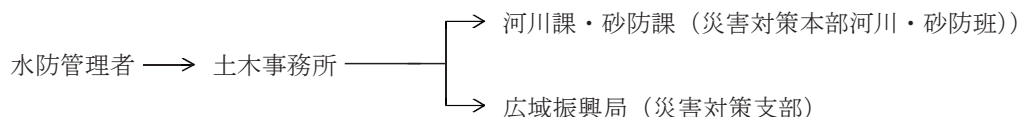
(1) 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア 水防団及び消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

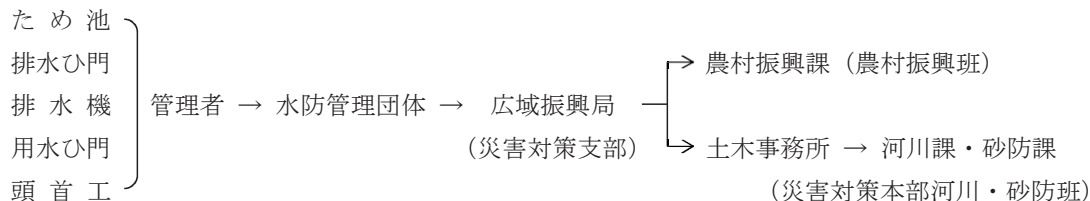
ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



- (2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図



4 決壊等の通報

堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び広域振興局、氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所においては、これを直ちに河川課・砂防課、警察、その他必要箇所に連絡するものとする。

5 避難のための立ち退き

(1) 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

(2) 立ち退きの指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第5 水防活動報告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく別途水防計画に定める様式により5日以内に土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

水防職団員の体制を強化し、その活動が迅速、適確に実施されるよう必要な計画を定めるものとする。

第1 雨量・水位の通報連絡

府土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに土木事務所に通報するとともに必要な情報の収集伝達の組織を定める。

第2 水防活動体制

水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制を定める。

第3 水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置を明確にし、水防資材の輸送及び補充について搬送の方法を定める。

第4 公用負担

水防のため、緊急の必要があるときは水防管理者が水防の現場において公用負担の権限を行使できるが、この行使について必要事項を定める。

第8章 避難等に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールやSNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

第2節 避難指示等

第1 実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

1 高齢者等避難

災害全般について 市町村長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

2 避難指示

(1) 洪水

ア 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

イ 水防管理者（水防法第29条）

(2) 地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

(3) 災害全般

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官（警察官職務執行法第4条第1項、災害対策基本法第61条）

ウ 自衛官（自衛隊法第94条）

エ 海上保安官（災害対策基本法第61条）

3 緊急安全確保

災害全般について 市町村長（災害対策基本法第60条）

第2 避難指示等

1 市町村長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害による被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

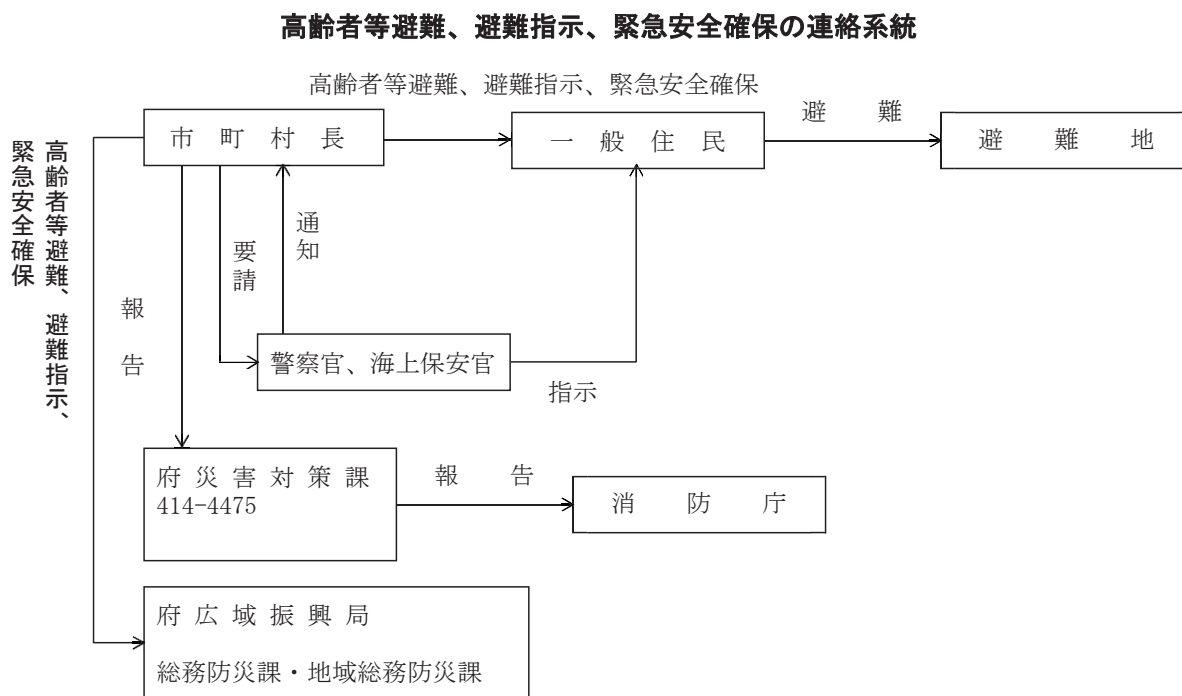
なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

特に府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

市町村長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難指示等の連絡系統を次に示す。



2 知事の指示

- (1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。

- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

3 警察官の指示（災害対策基本法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

4 海上保安官の指示（災害対策基本法第61条）

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。

- (2) この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。

- (3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。

ア 在港船舶に対する避難指示指導

イ 航行中の船舶に対する通報連絡

ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

5 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

6 洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

第3節 避難の周知徹底

第1 避難の指示等の伝達方法

- 1 避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示等の理由

(6) その他必要な事項

- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3 できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。
- 4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

第４節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行れるように努める。

第１ 避難の順序

- 1 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第２ 移送の方法

- 1 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第３ 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第５節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第６節 避難所の開設等

第１ 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第2 避難所の運営管理等

1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市町村や自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに來ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。

また、在宅避難者については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

- 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- 5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 6 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- 7 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 8 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

- 1 対 象
災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者
- 2 設置方法
学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。
- 3 開設期間
災害発生から7日間

第4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

- 1 対 象
高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者
- 2 設置方法
社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。
- 3 開設期間
災害発生から7日間

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

- 1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、

一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

第6 大雪時における対応

大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第7節 避難者健康対策（府健康福祉部）

第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第3 支援活動体制及び活動内容

府は、発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び災害リハビリテーション支援チーム（J R A T）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整活動

ア 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

ウ 救護所や災害派遣精神チーム（D P A T）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）

ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

エ 医療・看護・介護・リハビリテーションチーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

オ 感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

- カ 医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、各避難所等における巡回診療を支援する。
- キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。
- (3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）
 - ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
 - イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。
- (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）
 - ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
 - イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
- ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
- エ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
- (5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）
 - ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
 - イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
 - ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。
- (6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）
 - ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。
 - イ 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第4 精神保健対策の実施

- 1 医療を必要とする避難者への対策
 - (1) 医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、各避難所等における巡回診療を支援する。
 - (2) 診療情報の管理医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。
- 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策
 - (1) 関係者による支援組織の編成
 - 府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。
 - ア 知識の普及・啓発
 - イ 巡回相談の実施
 - ウ 相談電話の設置
 - エ アルコール問題等への対応
 - (2) 専門的なケアを必要とする者への支援
 - 専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相

談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第8節 広域避難

第1 府内における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- (2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

2 府

- (1) 府は市町村から1の報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

3 他の都道府県内の市町村から協議を受けた場合

- (1) 市町村は、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第5 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節 広域一時滞在

第1 府内における広域一時滞在

- 1 被災市町村
 - (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
 - (2) 被災市町村は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。
- 2 協議先市町村
 - (1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。
- 3 府
 - (1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域一時滞在

- 1 被災市町村
 - (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
- 2 府
 - (1) 府は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
 - (2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

- 1 府
 - (1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。
- 2 市町村
 - (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第4 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 安否不明者等の氏名公表

1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 京都府

- (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

1 府の活動体制

第3編第1章第2節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第7節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2 府警察本部の活動体制

(1) 対策本部等の設置

- ア 初動体制の確立
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 警察部隊の応援派遣要請

(2) 警察部隊の編成

ア 警察本部で編成する部隊

- 一般部隊
- 交通部隊
- 特科部隊

イ 警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

3 市町村等の活動体制

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

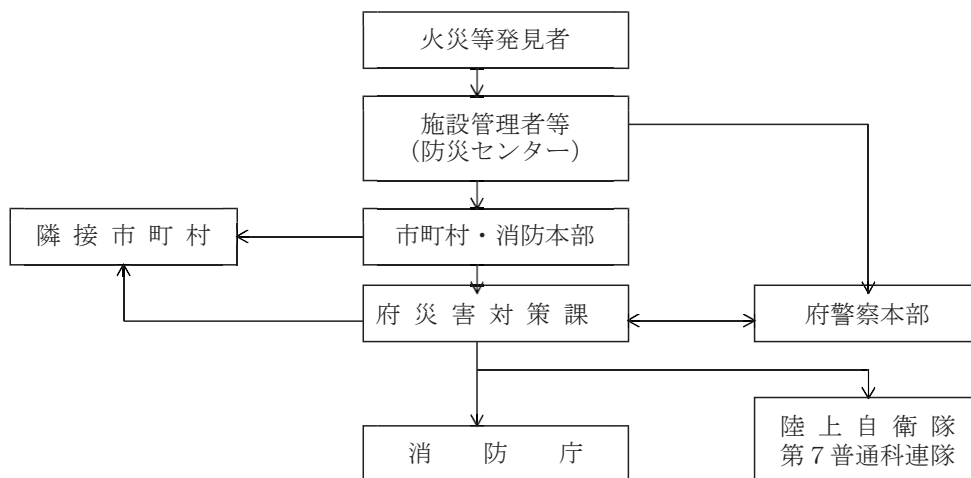
4 鉄道事業者の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報連絡体制の確立
- (3) 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

5 地下街管理者の通報連絡体制の確立

- (1) 防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集・連絡系統図を次に示す。

地下街における災害情報の収集・連絡系統



第2 関係事業者の応急対策

1 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 地下街管理者の応急対策

- (1) 市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。
- (2) 停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。
- (3) 自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3 地下街事業者の応急対策

- (1) 自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。
- (2) 被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

- (1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (2) 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5 大阪ガス(株)および大阪ガスネットワーク(株)の応急対策

- (1) 災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。
- (2) 二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者及び地下街管理者の避難誘導活動

- (1) 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第12節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

第1 市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

第2 府

- 1 府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整な

どにより、市町村業務を支援する。

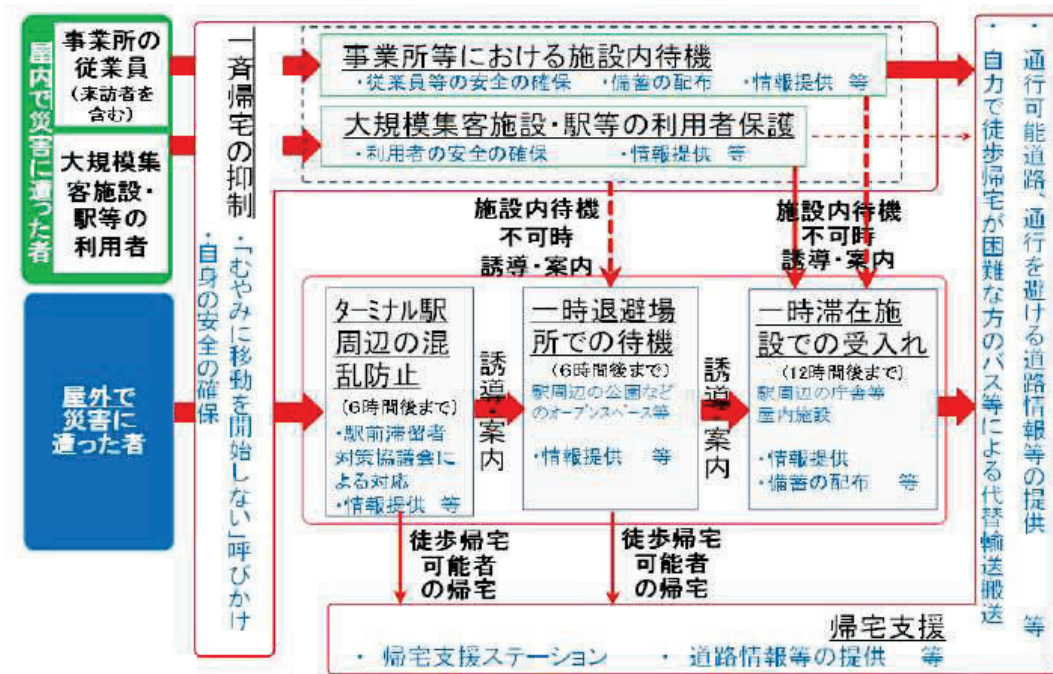
- 2 府は総合的判断により、広域車中避難場所の設置を決定し、適切に運用するものとする。
- 3 京都府ホームページで、登録制メール、SNS等の方法により、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の設置について周知する。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 一時退避場所の開設

- (1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。
- (2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設の開設

- (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

- (2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。
- (3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市 町 村	○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可

鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第10章 食料供給計画

府危機管理部
府文化・生活部
府健康福祉部
府農林水産部
近畿農政局生産部

第1節 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2節 食料供給の実施方法

第1 実施責任者

食料の供給は市町村が行うものとする。府は被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。市町村及び府は、第2編第19章第3節の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第2 食料の供給系統

- 1 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

- 3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。
- 4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。
- 5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者

- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第4 食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 市町村長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を経由して、知事に要請するものとする。
- 2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は農産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- 1 市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を広域振興局長を経由して、知事に報告するものとする。なお、京都市長は知事と事前調整を行う。
- 2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。
米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、農産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- 3 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- 4 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。
 - ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
 - イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
 - ウ 知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第4節 その他の食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に物資の調達を要請するものとする。

第5節 要請・連絡系統

食料の要請、調達、あつ旋等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第6節 輸 送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3－5」に示すとおり。

第8節 家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお、一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカ等と調整する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握

第2 調達・連絡の計画

第3 炊出しの計画

- 1 実施責任者
- 2 炊出しの方法及び各種の協力団体

- (1) 現場責任者
- (2) 応急炊出し（給食可能人員）
- (3) 業者からの購入
- 3 炊出しの応援要請
- 4 炊出しの食品衛生
- 5 炊出しの施設、器材の状況

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。

第4 その他による食品の供給計画等

第 1 1 章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府危機管理部
府総合政策環境部
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

第 1 節 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画および配分要領等を定めるものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第 2 節 実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第 2 編第 19 章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第 3 節 物資調達計画等

第 1 生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

- 1 被服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- 2 寝具 毛布・布団等の類
- 3 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
- 4 食器等 紙コップ・はし・鍋等の類
- 5 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

第 2 応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第 3 物資調達方法

- 1 被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっ旋を要請する。
- 2 京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。

- 3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は、第2編第19章第3節で定めたとおり。

- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。
- 5 物資の要請、あつ旋、調達等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第4 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。
- 3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。
- 4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。
- 5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第4節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

第1 対象、品目、費用の限度、給(貸)与期間

「資料編3-5」に示すとおり。

第2 物資配分要領

- 1 災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- 2 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。
- 3 物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。
なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、いやくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第5節 輸 送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第6節 応急復旧資材の調達あつ旋

第1 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。

第7節 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第8節 燃料の確保

第1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

第2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

第3 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

第4 府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第9節 電源の確保

第1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。

第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。

- 1 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
- 2 前号の優先復旧、臨時供給ができない又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協

定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業（株）等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

- 3 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

第3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第10節 市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

第2 給（貸）与の方法

- 1 物資の配分計画の樹立
- 2 物資の集積場所
- 3 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第 1 2 章 給水計画

〔府総合政策環境部
府建設交通部〕

第 1 節 計画の方針

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

第 2 節 計画の内容

第 1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

また、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。
なお、給水の連絡系統を、「給水の連絡系統」に示す。

第 2 応急給水の基本方針

- 1 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- 2 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

第 3 応急給水の水源

1 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

2 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（「井戸に対する塩素消毒薬基準注入量」参照）

3 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第 4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、バック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第5 応急給水方法

1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

2 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

第6 市町村における対策

1 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

(1) 水道施設関係

ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるような保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

2 発生時対策措置

(1) 水道施設関係

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2) その他

ア 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg／l以上検出されるようにする。

ウ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3－5」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第6の対策について、具体的な体制等を定める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用 途
3 日まで	3L／人・日	概ね 1 0 0 0 m 以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4 ～ 1 0 日	20 L／人・日	概ね 2 5 0 m 以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
1 1 ～ 2 1 日	100 L／人・日	概ね 1 0 0 m 以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等)
2 2 ～ 2 8 日	被災前給水量 (約 2 5 0 L)	概ね 1 0 m 以内	ほ ぼ 通 常 の 生 活 (若干の制約はある)

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

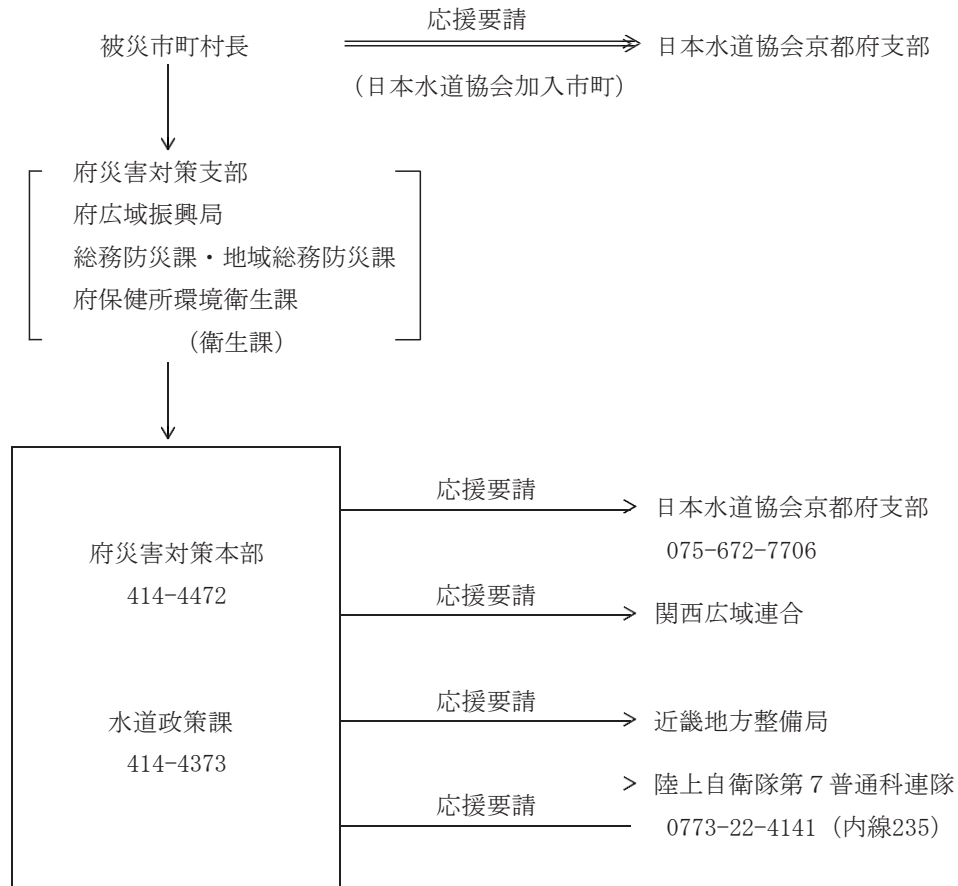
例 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむね次表のとおりである。(ただし注入率 1 mg／l)

井戸の口径 水 深	1 . 0 m	1 . 5 m	2 . 0 m	2 . 5 m
0 . 5 m	4 g	9 g	1 6 g	2 5 g
1 . 0 m	8 g	1 8 g	3 2 g	5 0 g
1 . 5 m	1 2 g	2 7 g	4 8 g	7 4 g
2 . 0 m	1 6 g	3 6 g	6 3 g	9 9 g
2 . 5 m	2 0 g	4 5 g	7 9 g	1 2 3 g
3 . 0 m	2 4 g	5 4 g	9 5 g	1 4 8 g
3 . 5 m	2 8 g	6 3 g	1 1 0 g	1 7 2 g
4 . 0 m	3 2 g	7 1 g	1 2 6 g	1 9 7 g
4 . 5 m	3 6 g	8 0 g	1 4 5 g	2 2 1 g
5 . 0 m	4 0 g	8 9 g	1 5 7 g	2 4 6 g

注 1 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

2 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

給水の連絡系統



注1 給水支援については、日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府は、必要に応じて補完するとともに、日本水道協会非加入町村（伊根町、和東町、南山城村）に係る応援要請を日本水道協会京都府支部あて行うものとする。

2 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

3 府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第13章 住宅対策計画

府建設交通部
府文化生活部
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

第2節 被災住宅に対する措置

第1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3節による応急仮設住宅の建設、第4節による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたりるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

1 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

2 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

3 復旧の手順

- (1) 災害現況の現地調査
- (2) 既設公営住宅復旧計画書の提出
- (3) 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第3節 応急仮設住宅

第1 仮設住宅の建設

一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期

着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。
対象等の基準については「資料編 3－5」に示すとおり。

第 2 既存公的施設の利用

京都府及び市町村においては、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

第 3 民間住宅・旅館等の利用

京都府においては、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

このため、京都府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

第 4 仮設住宅等の供与

- 1 応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。
- 2 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

第 5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第 4 節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象等の基準については、「資料編 3－5」に示すとおり。

第5節 建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定めるものとする。

第1 応急仮設住宅

- 1 入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。）
- 2 建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく。）

第2 住宅の応急修理

- 1 修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第 1 4 章 医療助産計画

府 健 康 福 祉 部
日 本 赤 十 字 社
(一社)京都府医師会

第 1 節 計画の方針

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第 2 節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第 3 節 計画の方法及び内容

第 1 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院その他の医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。
(府内救急告示病院一覧は「資料編 3－4」参照)

第 2 救護班の編成

- 1 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

京 都 府 18 班

日赤京都府支部 15 班

京都府医師会 26 班

- 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。
- 3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の 2 に準じて対処する。
- 4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記 2 及び 3 に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。
- 5 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。

- 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

第3 災害派遣医療チームの派遣

- 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第4 災害医療コーディネーター等の活動要請

- 1 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。
- 2 災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。

第5 応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請する場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請する場合の連絡系統」に示す。

第6 救護所

状況により、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所開設を支援する。

第7 助産等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第8 広域医療搬送拠点の設置

府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。

第9 医薬品等の供給

- 1 医薬品等供給体制の確保

(1) 府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。

(2) 府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。

2 医薬品等集積所

(1) 医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。

(2) 現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

(3) 医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。

3 救護班が使用する医薬品の補給

救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。

4 医療機関が使用する医薬品等の供給

被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

第10 輸血用血液製剤の供給

災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。

1 被害の軽微な地域にて献血を受ける。

2 血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。

3 血液を空輸する必要がある場合には、自衛隊に支援を要請する。

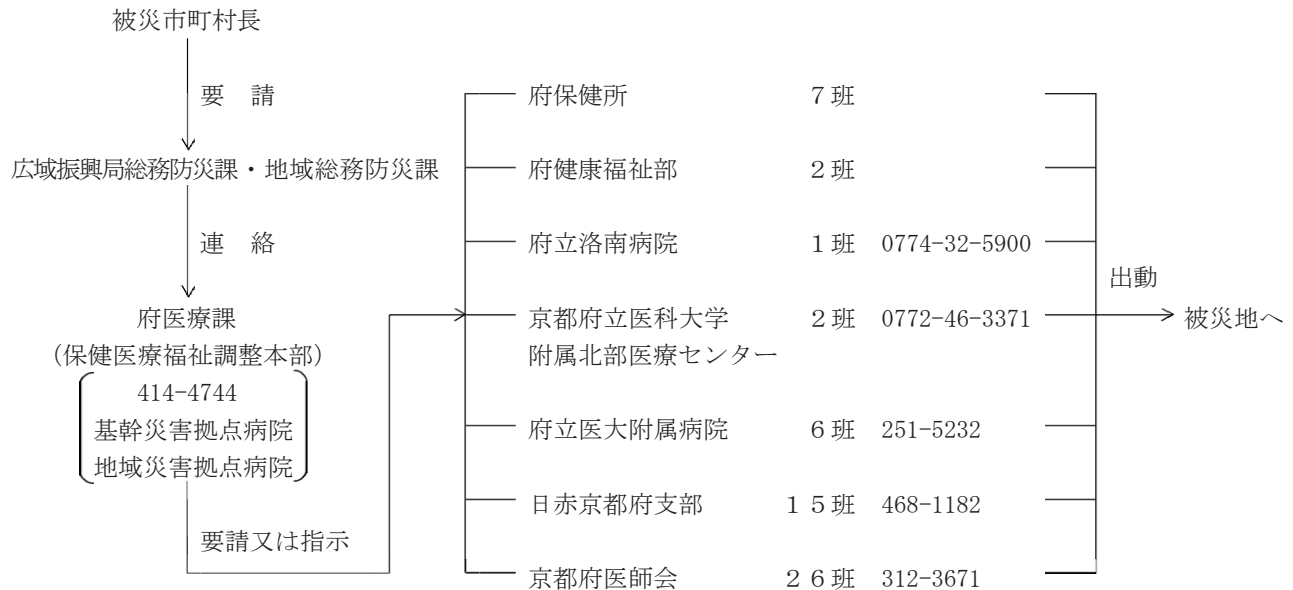
第11 災害救助法による医療基準

「資料編 3－5」に示すとおり。

第12 災害救助法による助産基準

「資料編 3－5」に示すとおり。

市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

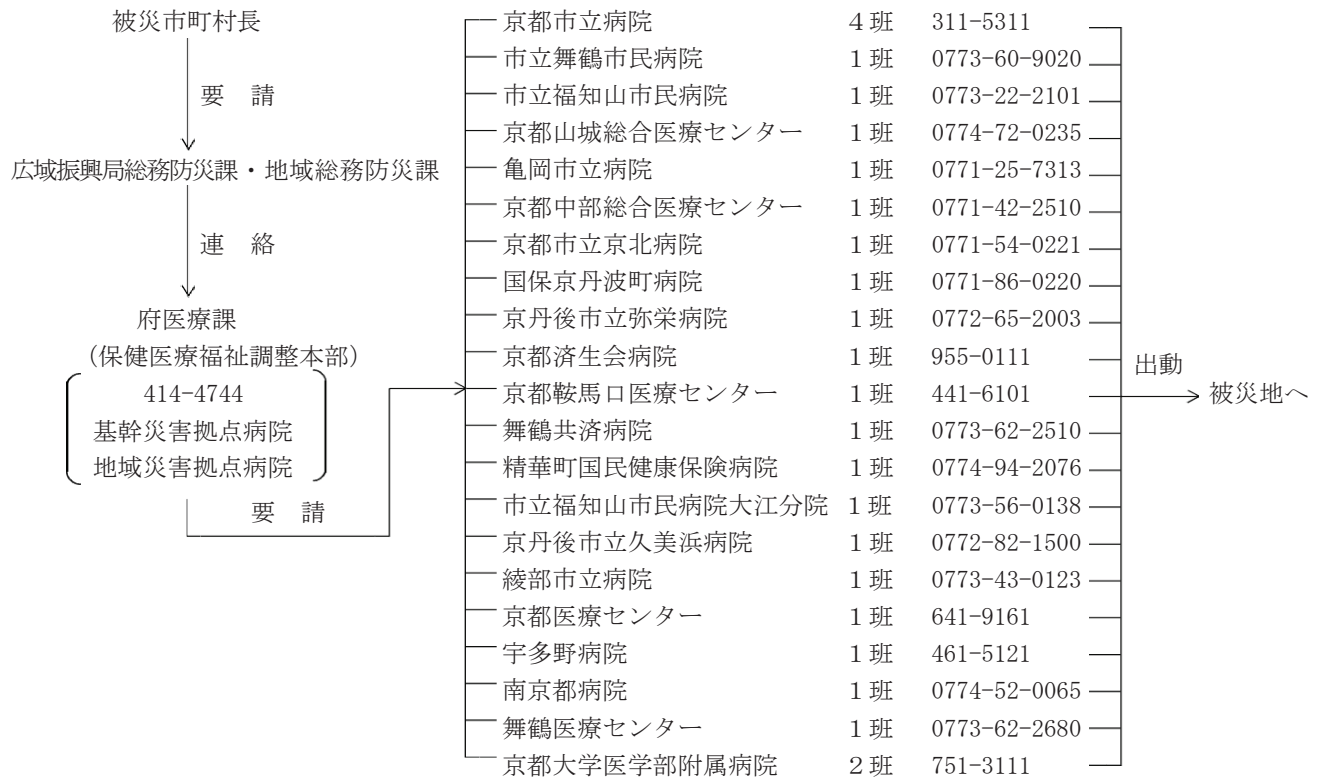


注 1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統



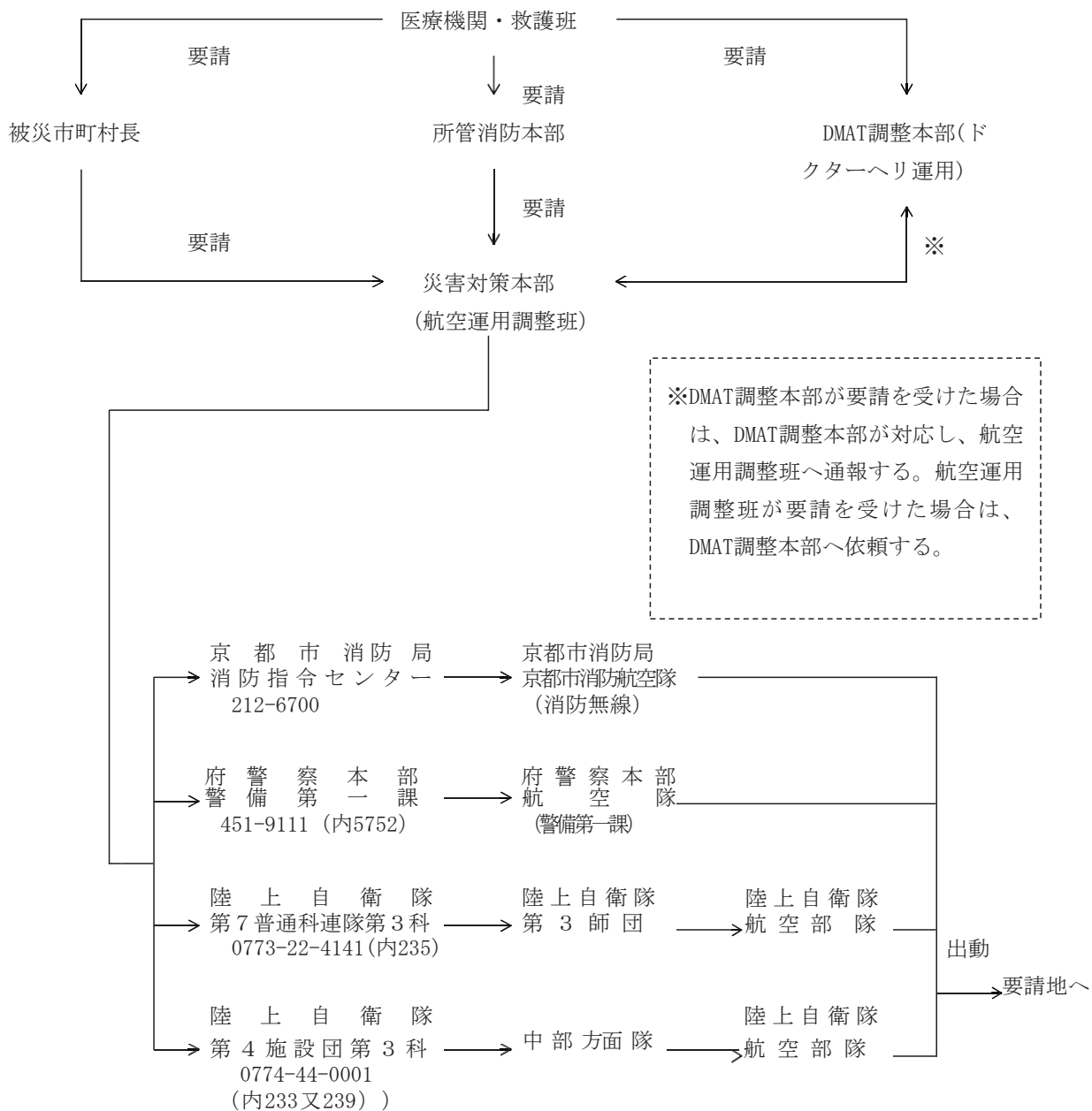
注 救護班の編成は、おおむね次の人員により編成する。

医師 1 薬剤師 1 看護師 2 連絡員 1 運転員 1

日本赤十字社京都府支部の編成はおおむね次のとおりとする。

医師 1 看護師長 1 看護師 2 主事 1 運転員 1

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



注 陸上自衛隊第4施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第 15 章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第 1 節 防疫及び保健衛生計画（府文化生活的部・府健康福祉部・府農林水産部）

第 1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、（公社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

第 2 防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

1 府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2) 感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水（井戸水）の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3) 感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4) 市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあつ旋又は調達、提供を行う。

災害が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5) 備蓄資材等

ア 防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ 防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

2 市町村が実施する対策

(1) 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第3 食品衛生活動

1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第4 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第5 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 災害により発生するし尿処理の対策について定める。

第2 内 容

1 府の措置

- (1) 市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。
- (3) 大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレを斡旋する。

2 市町村の措置

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 府等への応援要請

ア し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

イ 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 実施責任者

2 清掃班の編成

3 し尿処理の方法

4 仮設トイレの保有・調達

5 資機材の保有・調達

6 し尿処理施設の応急復旧

7 その他必要な事項

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 (府文化生活部)

第1 計画の方針

災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

- (1) 実施主体 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- (2) 協力機関 市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。
- (3) 機材借上 市町村長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

「資料編 3－5」に示すとおり。

第3 遺体の処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- ア 目 的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実 施 者 救護班
- ウ 処理場所 市町村が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

- ア 目 的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実 施 者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。
なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3) 検 案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

「資料編 3－5」に示すとおり。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

(1) 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）

(2) 方 法 土葬又は火葬

(3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 埋火葬体制の整備等

(1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。

(2) 府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。

(3) 府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

4 災害救助法による基準

「資料編3－5」に示すとおり。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

(1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

(2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施となみして取り扱うものとする。

第6 国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1 遺体の搜索

- (1) 実施者及び方法
- (2) 応援要請の方法、内容

市町村のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2 遺体の収容処理

- (1) 実施者及び方法
- (2) 変死体の届出
- (3) 関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

- (4) 遺体の処理
- (5) 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3 遺体の埋火葬

- (1) 実施者及び方法
- (2) 関係者への連絡
- (3) 応援要請

4 機械器具の確保等

第16章 救出救護計画

府 危 機 管 理 部
府 健 康 福 祉 部
府 警 察 本 部
第八管区海上保安本部
日本赤十字社京都府支部
陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第7普通科連隊
陸上自衛隊第4施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 安否不明者等の氏名公表

1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 京都府

- (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第5 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第6 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 災害救助法による救出の基準

「資料編3－5」に示すとおり。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

- 1 救出救護の方法
- 2 活動拠点の確保
- 3 資機材等の調達等
- 4 活動の調整
- 5 惨事ストレス対策

第17章 障害物除去計画

府 健 康 福 祉 部
府 建 設 交 通 部
近 畿 地 方 整 備 局
第八管区海上保安本部

第1節 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 住宅関係障害物除去

1 除去活動の実施要領

- (1) 障害物の除去は、市町村が行う。
- (2) 第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第2 河川、ダム関係障害物除去

河川、ダムの障害物については、それぞれの管理者が処理する。

第3 航路障害物除去

- 1 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。
- 2 水路が損壊し又は水深に異状を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び啓開を行う。

第4 道路障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第18章 廃棄物処理計画

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2節 計画の内容

第1 府の施策

- 1 府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。
- 2 府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

第2 市町村の施策

- 1 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- 3 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- 4 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- 5 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- 6 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- 7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 8 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- 9 被災市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第2に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第19章 文教応急対策計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府教育庁)

第1節 計画の方針

第1 方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 市町（組合）立学校については市町村長又は組合管理者（委任を受けている場合は市町（組合）教育長）
- 3 私立学校については当該学校長及び当該園長（以下「校長」という。）
- 4 市町村に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

第1 学校における安全対策

- 1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第5節 教育に関する応急措置

第1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第3 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第4 私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

- ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。
- イ 文化生活部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。
- ウ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。
- エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3) 学用品の給与基準

「資料編 3－5」に示すとおり。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2) 文房具及び通学用品

市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

第6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第7 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第9 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第6節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第7節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第8節 府立学校の防災体制

第1 災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第2 市内府立学校については本部直轄とする。

第3 京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第2 施設・設備の緊急点検等に関する事項

第3 児童生徒等の安全対策に関する事項

第4 教育に関する応急措置に関する事項

第5 保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第6 被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第20章 輸送計画

府 危 機 管 理 部
府 総 務 部
府 健 康 福 祉 部
府 警 察 本 部
近 畿 運 輸 局
京 都 運 輸 支 局
第 八 管 区 海 上 保 安 本 部
西 日 本 旅 各 鉄 道 株 式 有 限 公 司
日 本 通 運 株 式 有 限 公 司

第1節 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 京都府

- 1 京都府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。
また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。
なお、自衛隊への要請については、第3編第30章第5節に、また、他の連絡系統は「輸送計画の連絡系統」に示したとおりである。

第2 市町村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第3 府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局）

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。
その連絡系統は別図のとおりである。

第6 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶、舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第5節 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）

第1 事務の取扱者

交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長及び府〔危機管理部〕（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申出

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認の申出があった場合は、別添1「別記様式第3（第6条関係）緊急通行車両確認申出書」（以下この節において「確認申出書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申出書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第24章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

- (1) 別添2「別記様式第1 緊急通行車両確認証明書交付簿」に、各所属別のコード番号を付し所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則の別添3「別記様式第4（第6条の2 関係）標章」に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則の別添4「別記様式第5（第6条の2 関係）緊急通行車両確認証明書」に各所属別のコード番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両事前届出証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提示を求めて内容を確認すること。

- (1) 確認申請があった場合は、必要な審査は不要とする。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、別記様式第5（第6条の2 関係）緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日にすること。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等からの指定行政機関が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送計画や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とすること。

3 指導事項

その他事案に応じて必要と認める事項

第4 警察本部交通班（交通規制課）への連絡

高速道路交通警察隊長、警察署長及び府〔危機管理部〕は、第2の2及び3により別記様式第4（第6条の2 関係）標章及び別記様式第5（第6条の2 関係）緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班（交通規制課）へ連絡すること。

第6節 災害救助法による輸送基準

「資料編3－5」に示すとおり。

第7節 人員及び救助物資等の輸送

第1 人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第3 輸送機関等の協力

J R 及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第2 車両等の確保

1 市町村車両等の確保

2 車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

3 人力による輸送

辺地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

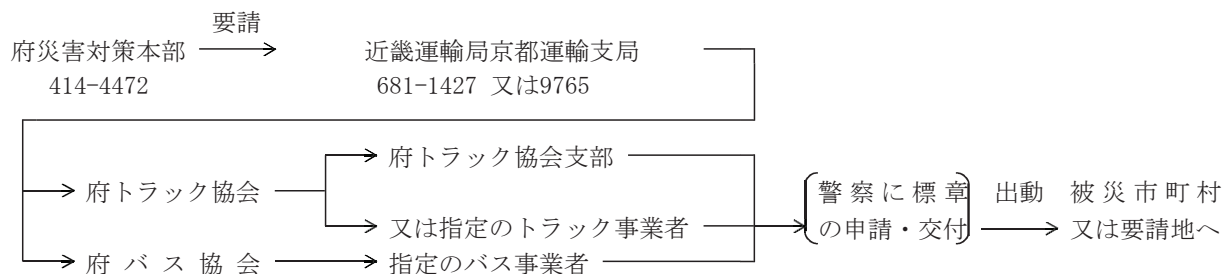
第3 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

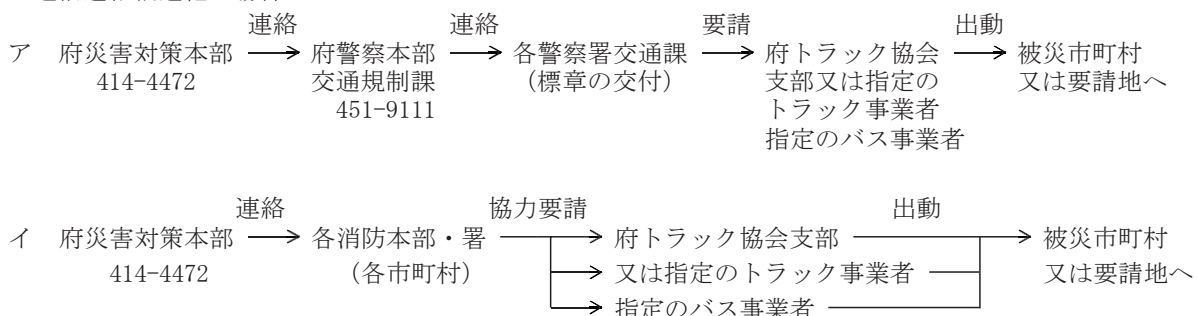
輸送計画の連絡系統

1 陸上輸送を要請する場合

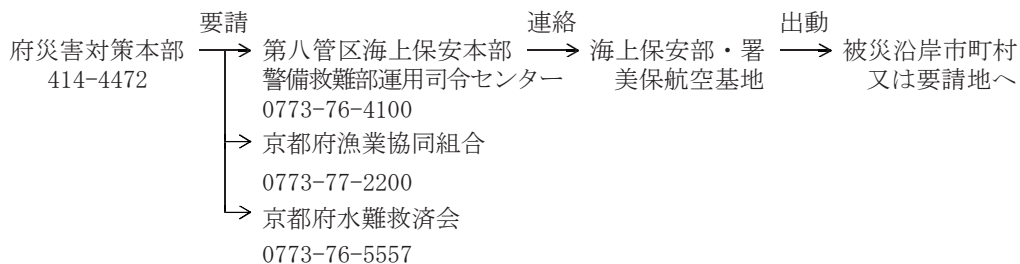
(1) 通常の場合



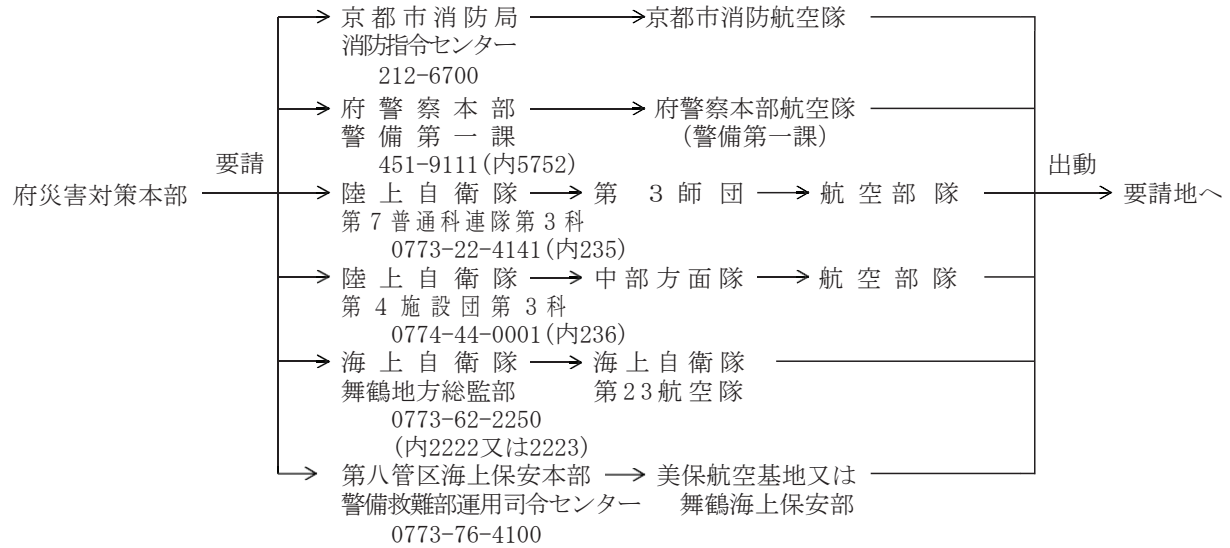
(2) 通信連絡網途絶の場合



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



注1 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

別記様式第3(第6条関係)

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別添 2
別記様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名 又は名称	交付年月日	交付番号	備考
令和 5 年 9 月 1 日	品川 330 あ 1234	〇〇株式会社代表取締役 社長山田太郎	令和 5 年 9 月 1 日	330011000100001	

別添 3

別記様式第 4（第 6 条の 2 関係）

15

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

21

注 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添 4
別記様式第 4 (第 6 条の 2 関係)

第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書	知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
活動地域				
車両の 使用者	住 所	() 局 番		
	氏名又は名称			
有効期限				
備 考				



備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 1 章 交通規制に関する計画

近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府農林水産部
府建設交通部
府港湾局
西日本高速道路株式会社
京都府道路公社

第 1 節 計画の方針

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

第 2 節 交通規制対策

第 1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。
高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- (3) 公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
- (4) 警察及び道路管理者は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
- (5) 法第76条の3の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。
- (6) 警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。
- (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り(5)の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

- (8) 警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
- (9) 警察及び道路管理者は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

2 府建設交通部及び府港湾局

- (1) 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班（港湾局）並びに災害対策本部に報告する。
- (2) 災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3 府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路（府管理漁港に係るものに限る。）に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4 第八管区海上保安本部

- (1) 災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。
- (2) 湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

5 西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じて通行規制を行う。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。

第2 交通処理

1 交通量の多い場合

- (1) 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。
- (4) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。
- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- (9) 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「1 交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

- (1) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (2) 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。
- (3) 自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2 う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。
- 3 「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第2 第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節 交通情報の収集及び提供

第1 府警察本部の対策

1 交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

- (1) 交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。
- (2) 交通管制センターにおいては、現地警察署又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
- (3) 府下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。
- (4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。
- (5) 収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

2 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- (1) ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。
- (2) 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。
- (3) 府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。
- (5) 府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。
- (6) 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第2 府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等からの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。ただし、各種災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第5節 道路通行規制要領

各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制の実施に努める。

加えて、道路利用者が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報等を提供する。

また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行い、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

以下に、豪雨・暴風時等における道路通行規制の基準・態勢を示す。

第6節 渋滞対策

第1 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。

第2 府建設交通部

府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。

※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

- ・関係道路管理者
- ・府警察本部
- ・道路利用者団体

西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

1) 降 雨

道路名	規制内容	規 制 基 準		
		地 震	降 雨	
名神高速道路				
竜王 ～京都東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 250mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨	
	京都東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 150mm 以上
	～豊中	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 280mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 200mm に達した後、50mm/h の降雨
新名神高速道路				
八幡京田辺 ～城陽	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
舞鶴若狭自動車道				
三田西 ～福知山	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨	
福知山 ～綾部	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨	
綾部 ～舞鶴東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨	
舞鶴東 ～大飯高浜	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨	
京都縦貫自動車道				
大山崎 JCT ～長岡京	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
長岡京 ～沓掛	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、45mm/h の降雨	
沓掛IC	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 150mm に達した後、35mm/h の降雨	
沓掛 ～千代川	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、50mm/h の降雨	
千代川 ～丹波	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 120mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 260mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 160mm に達した後、40mm/h の降雨	
丹波 ～京丹波わち	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90mm に達した後、30mm/h の降雨	
京丹波わち ～舞鶴大江	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 165mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 85mm に達した後、40mm/h の降雨	
舞鶴大江 ～宮津天橋立	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●	

		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100mm に達した後、50mm/h の降雨
京奈和自動車道（京奈道路）				
	城陽 ～田辺北	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	田辺北 ～木津	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 90mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 140mm に達した後、45mm/h の降雨
京滋バイパス				
	瀬田東 ～宇治西	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 240mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
	宇治西 ～大山崎 JCT	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
第二京阪道路				
	鴨川東 ～八幡東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	八幡東 ～交野東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし

※令和 5 年 8 月 17 日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

2) 強 風

速度規制協議基準	通行止め基準
10 分間平均風速 15m/s 以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 10m/s 以上で 60km 規制・15m/s 以上で 40km 規制	10 分間平均風速 20m/s 以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 15m/s 以上で必要と認められた時に二輪車

※ 但し、速度規制及び通行止めの最終判断は、交通管理者との協議によるものとする。

山陰近畿自動車道防災業務要領

交通規制基準

区 分	通 行 規 制				通 行 止 め				
	地 震	連 続 降雨量 (mm)	強 風	そ の 他	地 震	降雨量(mm)		強 風	そ の 他
						連続降雨量	時間降雨量		
山陰近畿自動車道(宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)	計測震度4.0以上5.0未満	70 又は 時間雨量20	平均風速15m/s以上で、走行障害の恐れが認められる場合	・VI値30%以下は50km/h速度規制協議	計測震度5.0以上	160 (110) 【110】	(40)	平均風速20m/s以上で、交通事故発生危険性が認められる場合、又は、道路及びその他付属施設に重度の危険が認められる場合	・VI値10%以下は通行止め協議
※ 地震における計測箇所と規制箇所は別表2-1のとおりとする。									

※ () 雨量は組合せ雨量(連続降雨量と時間雨量)

組合せ雨量の連続雨量(110mm)時間雨量(40mm)とは、連続雨量が70mmに達した後、時間雨量40mmの降雨があり、連続降雨量が110mmに達した状態をいう。

※ 【 】 雨量は基準値を超える降雨があった場合、連続雨量がいったんゼロになった後(6時間連続2mm/hr以下)であっても24時間以内にふたたび降雨が開始したときは、先行雨量の影響を考慮して、通常の基準値より低い基準値を設定したもの。(第二基準の設定)

※連続降雨量

①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。

②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

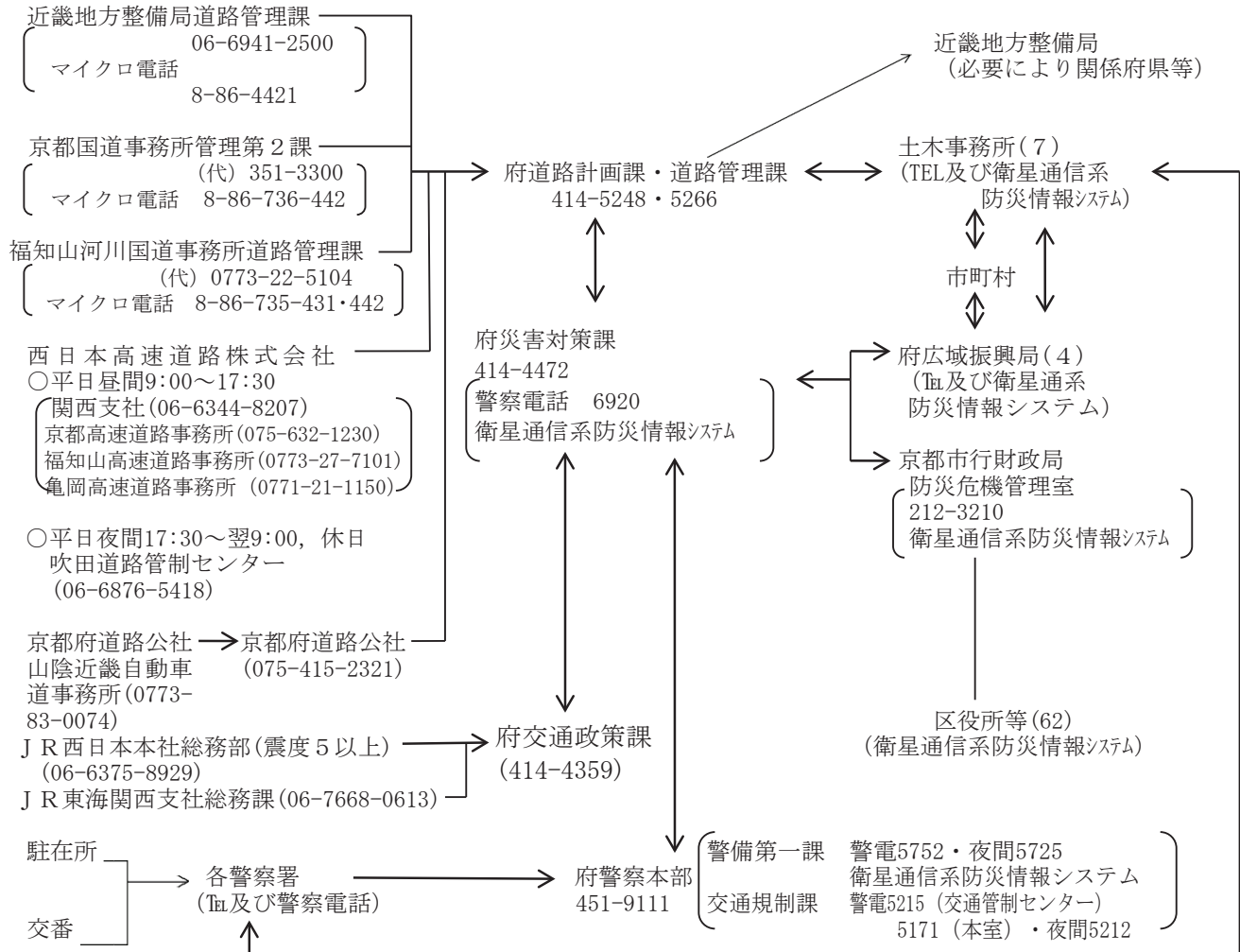
なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

※降雨量による点検、交通規制基準

	時間雨量(mm)	日雨量(mm)	連続降雨量(mm)
異常時パトロール	20	70	100
通行規制	20		70
通行止め	(40)		160 (110)

() 雨量は組み合わせ雨量(連続降雨量と時間雨量)

道路・交通の災害情報等の伝達系統



注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

豪雨時における道路通行規制の基準・態勢

(1) 異常気象時道路通行規制の態勢（京都府）

規制区分	規 制 基 準	規 制 に 対 す る 態 勢
通 行 注 意 (予備規制)	連続雨量が（別表－１）の降雨量になった場合。	当該土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通 行 止 (交通規制)	1 連続雨量が（別表－１）の降雨量になった場合 2 １項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候がみられたとき。	1 交通規制（通行止）を行う。 2 通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 3 災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる。
解 除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき。	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

(2) 道路冠水による道路通行規制の態勢（京都府）

規制区分	規 制 基 準	規制に対する態勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通行止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 1 現地確認により判断 2 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 （洪水警報等の河川情報に十分注意する）	冠水等が始まった区間及び関連する区間において次のとおり実施する 1 通行止めを行う 2 通行止めの掲示を行う 3 住民・ドライバーへの情報提供を行う
解除	巡回により土木事務所が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす

別表－1

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別 一 般 国 道										京 都 府 (1 / 5)									
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所											
						通 行 注 意	通 行 止												
							時 間 雨 量		時 間 雨 量										
									連 続 雨 量					連 続 雨 量					
2	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町深見 ～京都市境（深見峠）	1.5	1,262		100	150	上弓削テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 佐々江下中 (府) 園部平屋	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	交通観測点 10900 遮断装置 1箇所		
3	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境（堀越峠）	4.0	750		100	150	盛郷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 綾部宮島 (国) 27号	A-1 B-1 C-1	0	0	0.0	S45	10930 遮断装置 1箇所		
4	1 6 3 号	山城南	木津川市山城町上柏 ～加茂町西	1.9	13,695		100	150	木津テレメーター(河) (山城南土木事務所) 赤仁大橋テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 天理加茂木津 (府) 奈良加茂	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	10980 遮断装置 2箇所		
5	1 6 3 号	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492		100	150	赤仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	11030 遮断装置 2箇所		
7	1 7 8 号	丹 後	宮津市由良 ～栗田（奈良海岸）	3.1	7,042		150	200	西神崎テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 舞鶴宮津	B-4	0	0	0.0	S56	11330 遮断装置 2箇所		
8	1 7 8 号	丹 後	宮津市里波見 ～宮津市長江	2.6	3,244			120	170	日出テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 中波見里波見 (府) 下世屋本庄 (府) 奥波見岩ヶ鼻	A-1 B-2	0	0	0.0	S56	11400 遮断装置 2箇所	
9	1 7 8 号	丹 後	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志	7.0	2,439		100	150	伊根テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S45	11460 遮断装置 2箇所		
11	3 1 2 号	丹 後	京丹後市久美浜町坂井 ～梶谷（岩手峠）	2.5	7,662		120	170	久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 178号 (府) 網野峰山 (国) 482号	B-3	0	0	0.0	S45	11670 遮断装置 2箇所		
12-1	3 1 2 号	丹 後	宮津市字喜多（宮津与謝道路） ～宮津市字須津	6.4	6,038	20	40	宮津天橋立IC(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 綾部大江宮津 (国) 176号	B-3	0	0	0.0	H22	11680 遮断装置 2箇所			
12-2	3 1 2 号	丹 後	宮津市字須津（野田川大宮道路） ～京丹後市大宮町森本	4.3		20	40	与謝天橋立IC(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 312号	B-4	0	0	0.0	H29	遮断装置 1箇所			
13	4 2 3 号	南 丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町（法貴峠）	3.0	3,660		120	150	水戸谷気象観測装置(道) 亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 茨木亀岡 (府) 袖原向日 (府) 東掛小林	A-2 B-2	0	0	0.0	S45	11780 遮断装置 2箇所		

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報版で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別　一 般 国 道										京 都 府（ 2 / 5 ）						
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値（mm）		気象等観測所								
						通 行 注 意 通 行 止										
						時 間 雨 量	時 間 雨 量									
						連 続 雨 量	連 続 雨 量									
15	4 7 7 号	南 丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑	4.0	409		80	120	神吉テレメーター(河)	落 石 (国) 9号, 1 6 2号 (府) 園部平屋 (府) 佐々江下中	B-2	0	0	0.0	S45	11880 遮断装置 2箇所
16	4 7 7 号	南 丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540		100	150	神吉テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 損	B-1	0	0	0.0	S52	11860 遮断装置 1箇所
国 道 計			1 3 区間	49.0							A-8 B-28 C-1	0	0	0.0		遮断装置 2.2箇所

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主 要 地 方 道

京 都 府 (3 / 5)

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 町村字 町村字		延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)						気象等観測所			
							通 行 注 意	通 行 止								
														時 間 雨 量		
						連 続 雨 量	連 続 雨 量						回数	延時間		
18	(2 号) 宮 津 養 父 線	丹 後	与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境 (岩屋峠)	1.5	2,391			滝テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 加悦但東	B-2	0	1	8.0	S45	交通観測点 40130 遮断装置 2箇所
19	(3 号) 大 津 南 郷 宇 治 線	山城北	宇治市旗島町六石山 ～滋賀県境	9.4	1,904			宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 2 4 号 (国) 3 0 7 号 (府) 宇治田原大石東	A-1 B-1	0	1	5.3	S45	40150 遮断装置 1箇所
20	(4 号) 笠 置 山 添 線	山城南	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	690			笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 奈良笠置 (国) 3 6 9 号	B-2	0	0	0.0	S49	40180 遮断装置 2箇所
21	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	相楽郡和束町原山 ～滋賀県境	12.0	1,715			湯船テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	B-2	0	0	0.0	S45	40200 遮断装置 2箇所
22	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井	3.5	5,860			赤仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河) 大江山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 宇治木屋	B-2	0	0	0.0	S49	40190 遮断装置 2箇所
23	(9 号) 綾 部 大 江 宮 津 線	中丹西	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸 (普甲峠)	9.2	2,050			岩戸テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 6 号 (国) 1 7 5 号 (国) 1 7 8 号	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	40380 遮断装置 2箇所
24	(1 1 号) 香 美 久 美 浜 線	丹 後	京丹後市久美浜町須地 ～兵庫県境 (三原峠)	1.5	2,340			久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 7 8 号	B-1	0	0	0.0	S45	40510 遮断装置 1箇所
25	(5 9 号) 市 島 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109			和知川橋テレメーター(河)	落 石	(国) 2 7 号	A-2 B-1	0	0	0.0	H6	41750 遮断装置 2箇所
26	(1 9 号) 園 部 平 屋 線	南 丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831			殿田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 9 号 (府) 日吉京丹波	A-2	0	0	0.0	S45	40710 遮断装置 2箇所
27	(2 1 号) 舞 鶴 野 原 港 高 浜 線	中丹東	舞鶴市小橋～野原	3.5	897			空山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(市) 野原大山	B-3 C-4	0	0	0.0	S45	40790 遮断装置 2箇所
28	(3 8 号) 京 都 広 河 原 美 山 線	南 丹	南丹市美山町田歌 ～京都市境 (佐々里峠)	15.3	41			佐々里テレメーター(河) 田歌テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 6 2 号 (国) 4 7 7 号	B-2 C-1	0	0	0.0	S49	41220 遮断装置 1箇所
30	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町下栗野 ～下乙見	2.0	927			細谷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	な し	B-2	0	0	0.0	S45	41470 遮断装置 2箇所
31	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	中丹東	舞鶴市行永 ～綾部市水梨 (菅坂峠)	7.1	911			舞鶴テレメーター(河) (旧舞鶴土木事務所) 八津合テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 2 7 号 (府) 小浜總部	A-1 B-4 C-1	0	0	0.0	S49	41440 遮断装置 3箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別										主 要 地 方 道										京 都 府 (4 / 5)									
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準 値 (mm)				気象等観測所	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置											
			自 至	郡市 町村字		延長 (km)	通 行 注 意	通 行 止	時 間 雨 量 連 続 雨 量						時 間 雨 量 連 続 雨 量	回 数			延時間										
33	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山城北 ～高尾 (宵待橋)	2.3	6,040		80	120	宇治テレメーター (河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 3 0 7 号 (国) 2 4 号	A-3 B-2	0	1	5.3	\$45	交通観測点 41760 遮断装置 1箇所													
34	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山城南 ～柚田 (木屋峠)	2.0	1,137		100	150	郡仁大橋テレメーター (河) 笠置テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 木津信豪 (国) 1 7 5 号	B-2	0	0	0.0	\$49	遮断装置 2箇所													
35	(6 3 号) 山 東 大 江 線	中丹西 ～福知山市大江町天田内	6.3	64		100	150	大雲橋テレメーター (河) 下野条テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 5 号 (国) 1 7 6 号	A-1 B-2	0	1	1.5	\$56	遮断装置 2箇所													
36	(6 5 号) 生 駒 井 手 線	山城北 京田辺市打田	0.3	1,226		150	200	高船テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 生駒精華 (府) 生駒精華	B-2	0	0	0.0	\$49	遮断装置 2箇所													
37	(7 5 号) 浜 丹 後 線	丹 後 ～中津	1.8	774		100	150	小田テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	\$49	遮断装置 1箇所													
38	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓 長岡京市奥海印寺 ～大阪府境	4.0	2,277		100	150	乙訓テレメーター (河) (乙訓土木事務所) 正法寺テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 1 号	B-3	0	0	0.0	\$45	遮断装置 2箇所													
39	(8 2 号) 上 野 南 山 城 線	山城南 相楽郡南山城村南大河原 ～高尾	11.0	222		80	120	北大河原テレメーター (河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 月ヶ瀬今山	B-2	0	0	0.0	\$45	遮断装置 2箇所													
47	(8 0 号) 日 吉 京 丹 波 線	南 丹 船井郡京丹波町長野 ～藤ヶ瀬	3.3	556		100	150	下山テレメーター (国)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 2 7 号	なし	0	1	19.5	\$44	遮断装置 2箇所													
主 要 地 方 道 計			2 1 区 間	103.4								A-11 B-38 C-6	0	5	39.6		遮断装置 3 8 箇所												

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別　一　般　県　道（一般都道、一般道道、一般府道）										京　都　府（　5／5　）						
図面 対照 番号	路　　線　　名	担当事 務所名	規　　制　　区　　間		交通量 台／日	規　　制　　基　　準			危険内容	迂　　回　　路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前　年　度 通行止実績		指定 年度	備　考 道路交通 遮断装置
			自　　都　市　　町村字 至　　都　市　　町村字	延長 (km)		規　　制　　基　　準　　値（mm）		気象等観測所								
						通　行　注　意	通　行　止									
													時　間　雨　量 連　続　雨　量	時　間　雨　量 連　続　雨　量		
40	（　3　2　1　号　） 和　東　井　手　線	山城北	綴喜郡井手町上井手 ～田村新田	3.0	544			井手テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落	な　　し	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 60650 遮断装置 2箇所
42	（　1　0　9　号　） 福　知　山　山　南　線	中丹西	福知山市奥榎原 ～兵庫県境（穴裏峠）	3.0	1,715			上豊富テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落	(国) 4 2 9 号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	60020 遮断装置 1箇所
43	（　5　6　1　号　） 田　井　中　田　線	中丹東	舞鶴市田井～榎尾 (大山峠)	8.0	1,313			空山テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落 路　肩　欠　壊	(府) 舞鶴野原港高浜 (市) 野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	61690 遮断装置 2箇所
44	（　6　5　1　号　） 大　宮　岩　滝　線	丹　後	与謝郡与謝野町大内 (大内峠)	2.7	797			堂谷橋テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落	(国) 1 7 6 号 (国) 3 1 2 号 (府) 網野岩滝	B-2	0	0	0.0	S49	62140 遮断装置 2箇所
45	（　6　5　4　号　） 井　辺　平　線	丹　後	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544			小田テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	S49	62220 遮断装置 1箇所
46	（　6　5　4　号　） 井　辺　平　線	丹　後	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601			小田テレメーター(河)	落　　石 土　砂　崩　落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	62230 遮断装置 2箇所
一　般　府　道　計			6　区　間	22.5							A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 1 0 箇所
都　道　府　県　道　合　計			2　7　区　間	125.9							A-12 B-48 C-10	0	5	39.6		遮断装置 4 8 箇所

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別　一 般 国 道										京 都 府（ 1 / 3 ）						
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 至	郡市 町村字 町村字							延長 (km)	回数			延時間	
1-1	1 7 5 号	中丹西	福知山市牧		6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	0	0	0.0	H17	11150 遮断装置 3箇所	
1-2	1 7 5 号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野		14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4 C-2	2	0	0.0	H17	11180 遮断装置 9箇所	
1-3	1 7 5 号	中丹東	舞鶴市八田		1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H17	11200 遮断装置 1箇所	
11	1 7 6 号	丹 後	与謝郡与謝野町石川		2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 宮津養父	A-1	0	0	0.0	H24	11260	
2	1 7 8 号	中丹東 丹 後	舞鶴市八田		5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H17	11330	
10	1 6 3 号	山城南	相楽郡笠置町笠置		3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-2	0	0	0.0	H18	11040	
12	4 8 2 号	丹 後	京丹後市弥栄町黒部		1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 間人大宮	A-2	0	0	0.0	H24	12180	
国 道 計			7 区 間		34.4					A-15 C-2	2	0	0.0			

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主 要 地 方 道

京 都 府 (2 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	延長 (km)							回数	延時間		
20	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	13,172	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻 (府) 開田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	H 2 5	交通観測点 40420 遮断装置2箇所
25	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市調子三丁目 (調子第二地下道)	0.3	7,054	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)奥海印寺納所 (府)下植野長岡京	B-2	0	0	0.0	H 2 6	40410 遮断装置 2 箇所
26	(1 5 号) 宇 治 淀 線	山城北	宇治市寺山	0.3		路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 城陽宇治 (府) 宇治淀	B-2	0	0	0.0	H 2 9	遮断装置 2 箇所
21	(2 5 号) 亀 岡 園 部 線	南 丹	南丹市園部町船岡 (J R 船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 2 4	41050
22	(4 9 号) 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線	丹 後	京丹後市久美浜町葛野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 2 4	41350
3	(5 5 号) 舞 鶴 福 知 山 線	中丹東 中丹西	京丹後市久美浜町鹿野 舞鶴市上東	25.7	1,324 ～3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1 B-2	2	0	0.0	H 1 7	41610～41650 遮断装置 2 1 箇所
23	(7 7 号) 綾 部 イ ン タ ー 線	中丹東	福知山市中 綾部市川糸町 (川糸アングダーパス)	0.3	6,361	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H 2 4	42410
24	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高槻【高き制限有り】 (国) 171号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	42510 遮断装置 2 箇所
主 要 地 方 道 計			8 区 間	28.0					A-1 B-12	2	0	0.0		

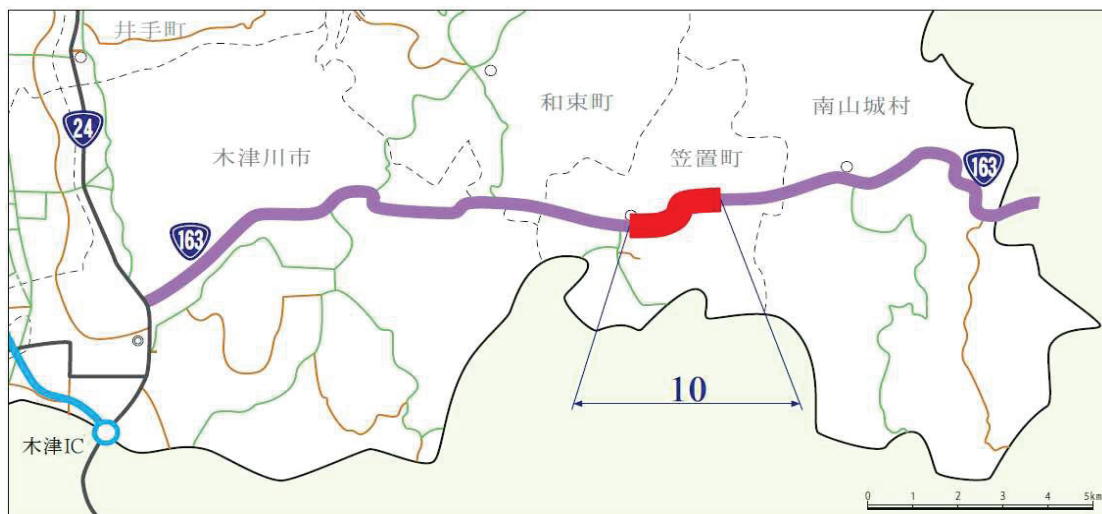
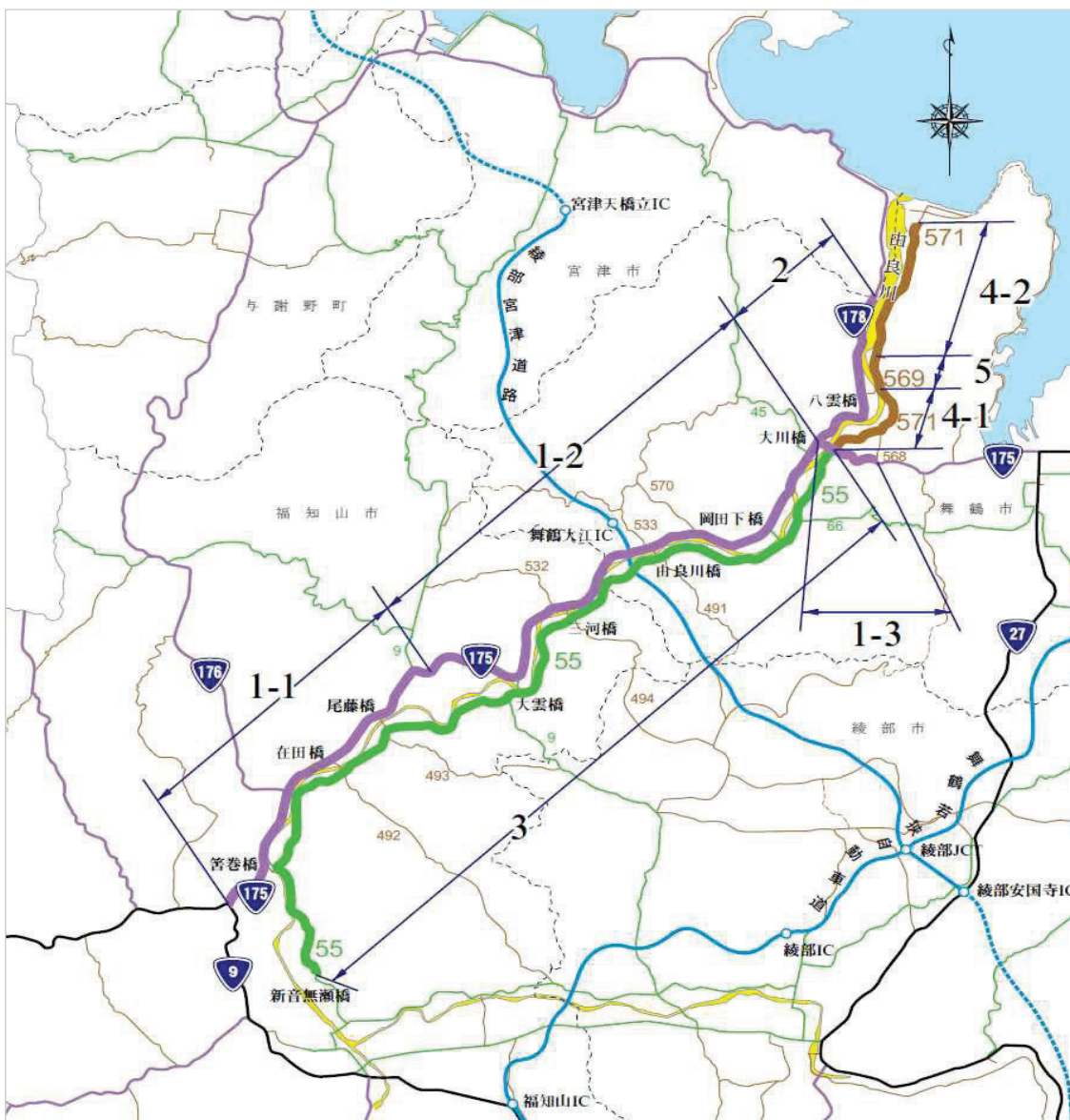
(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

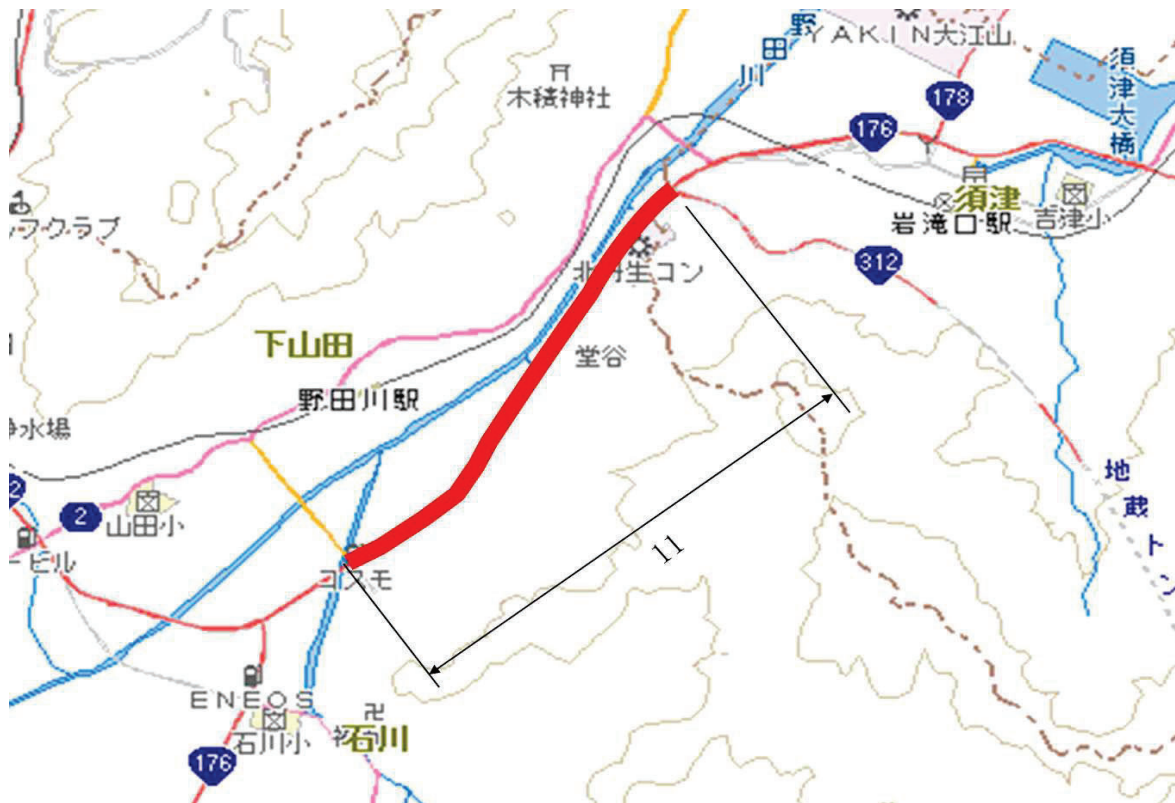
道 路 種 別														京 都 府 (3 / 3)									
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置									
			自 至	延 長 (km)							回数	延時間											
30	(2 0 2 号) 伏 見 向 日 線	乙 調	向日市森本町 (前田地下道)	0.3	13,852	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 府京高欄【両方制限有】 (国) 1 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	交通観測点 60060 遮断 2 箇所									
31	(2 0 3 号) 志水西向日停車場線	乙 調	向日市上植野町 (南小路地下道)	0.2	18,569	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 府京高欄【両方制限有】 (国) 1 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	遮断装置 2 箇所									
32	(2 0 4 号) 奥海印寺納所線	乙 調	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	0.4	11,748	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 府京高欄【両方制限有】 (国) 2 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久保石見上里 (府) 山崎橋大宮【両方制限有】 (府) 下鴨野大山路	B-2	0	0	0.0	H 2 4	60110 遮断装置 2 箇所									
34	(4 9 3 号) 西坂 蓼 原 線	中丹西	福知山市大江町河守 (K T R アンダーパス)	0.1	445	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水		なし	1	1	13.1	H 2 6	61390									
4-1	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市中山	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 1 7	61810 遮断装置 1 箇所									
5	(5 6 9 号) 東 雲 停 車 場 線	中丹東	舞鶴市水間	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 1 7	61780 遮断装置 1 箇所									
4-2	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市油江	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H 1 7	61800 遮断装置 1 箇所									
33	(6 7 3 号) 浅 茂 川 下 岡 線	丹 後	京丹後市網野町下岡	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜詰網野 (国) 1 7 8 号	なし	0	0	0.0	H 2 4	62500									
一 般 府 道 計			8 区 間	10.2					B-6	2	1	13.1											
都 道 府 県 道 合 計			1 6 区 間	38.2					A-1 B-18	4	1	13.1											

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

特殊通行規制区間図



特殊通行規制区間図



国道176号 与謝野町石川地内



国道482号 京丹後市弥栄町黒部地内

特殊通行規制区間図



大山崎大枝線 府道友岡地下道



亀岡園部線 JR 船岡駅北側

特殊通行規制区間



久美浜湊宮浦明線 京丹後市久美浜町葛野～同鹿野地内



綾部インター線 川糸アンダーパス

特殊通行規制区間



伏見向日線 前田地下道



志水西向日停車場線 南小路地下道

特殊通行規制区間図



奥海印寺納所線 調子地下道



浅茂川下岡線 京丹後市網野町下岡～同網野地内

京都市の規制要領

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（京都市）

道路種別	路線名	担当土木事務所	通行規制区間	区間延長	交通量	通行規制基準(mm)		危険内容
						通行注意	通行止	
一般国道	1 6 2 号	北部土木事務所 及び西部土木事務所	北区小野下ノ町～ 右京区梅ヶ畑高鼻町	km 12.7	台/12h 4,350	100	200	落石、路肩 決壊、土砂 崩壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北上弓削町～ 右京区京北上弓削町(深見峠)	4.4	1,014	100	150	落石、 土砂崩壊
〃	3 6 7 号	左京土木事務所	左京区八瀬野瀬町～ 左京区八瀬花尻町	4.6	7,392	100	160	落石、土砂 崩壊、倒木
〃	4 7 7 号	〃	左京区大原小出石町 ～左京区花背大布施 町(鎌倉)(市郡界)	21.6	391	100	150	落石、土砂 崩壊、石積 決壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北中地町～ 右京区京北中地町(小畑峠)	2.9	376	100	150	落石、土砂 崩壊、路肩決壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北上黒田町(鎌倉) ～右京区京北井戸町	6.0	725	100	150	落石、土砂 崩壊、路肩決壊
主要地方 道	西陣杉坂線	北部土木事務所	北区大宮釈迦谷 ～北区中川中山	8.0	2,635	100	160	落石、路肩決 壊、土砂崩壊
〃	京都京北線	〃	北区雲ヶ畑出谷町～ 北区上賀茂中嶋河原町	8.5	1,400	100	160	〃
〃	京都広河原 美山線	左京土木事務所	左京区鞍馬二ノ瀬町 ～左京区鞍馬本町	6.8	1,941	100	160	落石、石積
		京北・左京山間 部土木事務所	左京区花背大布施町 ～左京区広河原尾花 町(佐々里峠)(市郡界)	12.3	62	100	160	決壊、倒木
〃	下鴨大津線	左京土木事務所	左京区北白川琵琶町 ～左京区北白川重石町(滋賀県境)	2.0	6,213	100	130	落石、洗掘
〃	下鴨静原大 原線	〃	左京区静市静原町 ～左京区静市野中町	2.0	3,806	100	160	〃
〃	京都日吉美 山線	西部土木事務所	右京区嵯峨鳥居本深谷町 ～右京区嵯峨越畑南ノ町	16.0	226	100	150	落石、路肩決壊、 土砂崩壊
〃	宇多野嵐山 山田線	西京土木事務所	西京区嵐山中尾下町 ～右京区嵯峨天竜寺 造路町(渡月橋)	0.3	4,334	—	警戒水位 0 P +37.50m	橋りょう流 失
一般府道	雲ヶ畑下杉 坂線	北部土木事務所	北区真弓八幡町 ～北区杉坂北尾	2.5	300	100	160	落石、路肩決 壊、土砂崩壊
〃	久多広河原 線	京北・左京山間 部土木事務所	左京区久多川合町 (滋賀県界)～左京 区広河原杓子屋町	13.9	159	100	160	落石、土砂 崩壊
〃	上黒田貴船 線	左京土木事務所	左京区鞍馬貴船町 (～芹生峠(市郡界))	6.0	580	100	160	落石、洗掘
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北芹生町(芹生峠) ～右京区京北上黒田町	9.7	256	100	150	落石、土砂 崩壊、路肩決壊
〃	勧修寺今熊 野線	東部土木事務所	山科区西野山岩ヶ谷	0.9	1,911	100	180	土砂崩壊、倒 木
〃	柚原向日線	西京土木事務所	西京区大原野石作町 ～西京区大原野外畑町	6.5	1,327	70	100	土砂崩壊
〃	向日善峰線	〃	西京区大原野小塩町	2.5	1,157	100	160	〃
〃	小塩山大原 野線	〃	西京区大原野北春日 町	6.0	20	70	100	落石、土砂 崩壊
〃	醍醐大津線	伏見土木事務所	伏見区醍醐山町 ～伏見区醍醐陀羅谷 町(滋賀県界)	6.0	150	100	160	落石、路肩 決壊、土砂 崩壊

近畿地方整備局の規制要領
異常気候時における道路通行規制基準（国土交通省）

交通規制………規制の内容を道路情報板に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。

- （通行止）…（1） 注意報等の発表下で、連続雨量が下に定める非常体制対象雨量に達した場合。
（2） 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。
（3） 緊急事態が予測される場合。

事務所	路線名	規制区分		担当事務所	危険内容	非常体制 （交通規制） 対象雨量
		区間	延長			
近畿地整 京都国道	1号	京都市山科区北花山～ 〃 東山区清閑寺	(km) 1.1	京都第一 維持出張所	落石等	連続雨量 (mm) 230
〃	9号	京都市西京区大枝沓掛町～ 亀岡市篠町王子	4.7	京都第二 維持出張所	〃	230
〃	〃	京都府南丹市園部町上木崎～ 〃 船井郡京丹波町新水戸	4.0	〃	〃	230
近畿地整 福知山河川国道	〃	京都府福知山市夜久野町額田～ 〃 〃 〃 日置	1.2	福知山国道 維持出張所	落石等 洗掘等	200
〃	27号	京都府船井郡京丹波町升谷～ 〃 〃 〃 中山	0.8	綾部国道 維持出張所	落石等	150

第 2 2 章 災害警備計画

(府警察本部)

第 1 節 警察の警備計画

第 1 災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

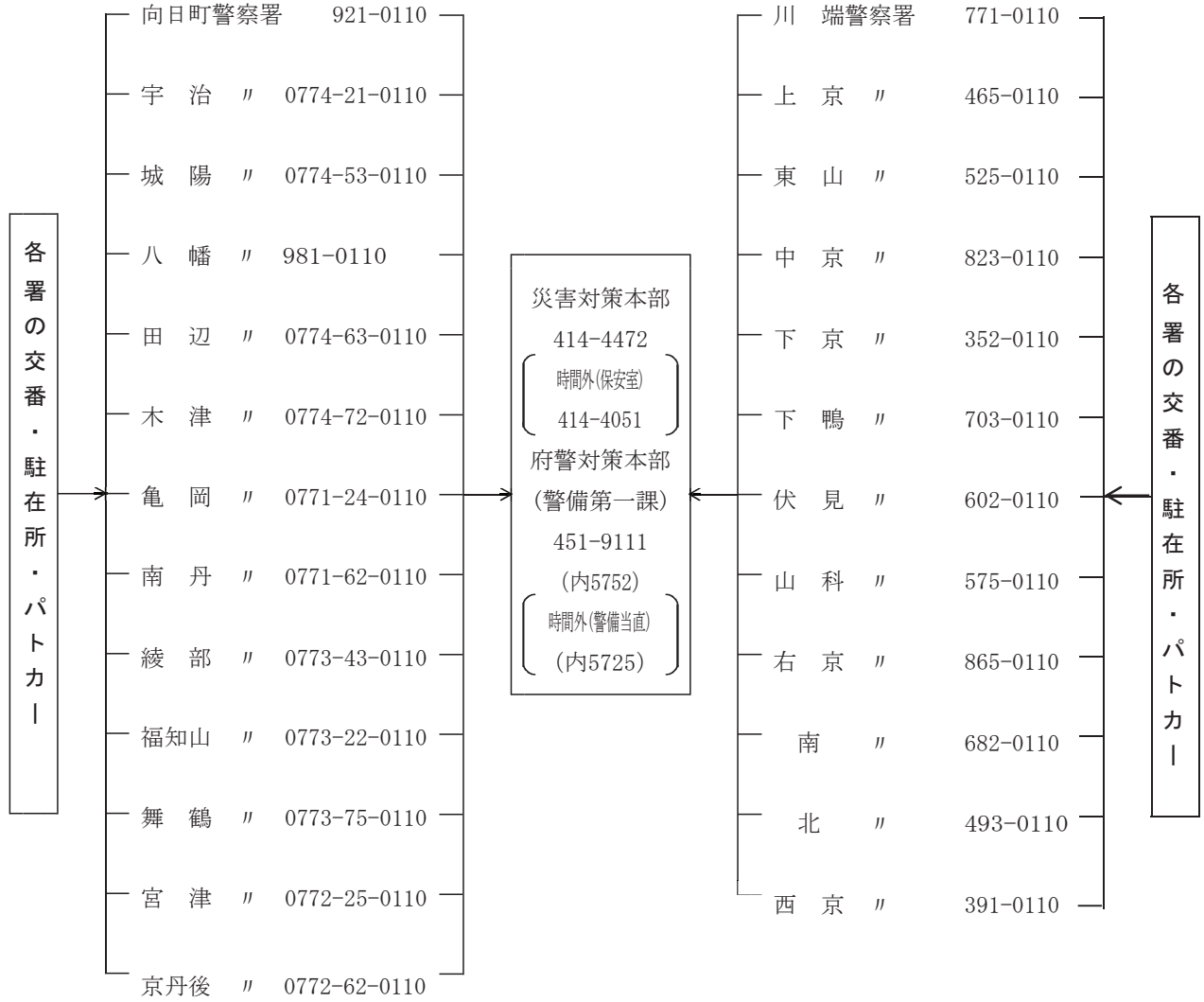
第 2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

警備計画の連絡系統

(郡部各署対策本部)

(京都市内各署対策本部)



第23章 道路除雪計画

〔近畿地方整備局〕
〔府建設交通部〕

第1節 計画の方針

豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図るとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。

第2節 近畿地方整備局道路除雪計画（国土交通省）

第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点

1 警戒体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の1／2以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案の上、局長が知事と協議して警戒体制への移行を決定するものとする。

2 緊急体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し、局長が知事と協議して緊急体制への移行を決定するものとする。

3 京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	警戒積雪深（cm）
京 丹 後 市 峰 山 町	7 0
舞 鶴 市	4 0
福 知 山 市	4 0
南 丹 市 美 山 町	6 0

第2 警戒体制及び緊急体制における措置

1 警戒体制における措置

警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として、相互の連絡を密にするとともに、次の事項について措置を講ずる。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレーターの借上げ及び応援に関する事前手配
- (3) 除雪作業の強化

2 緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレーターその他必要な機材等の確保

第3 緊急確保路線の分類

緊急体制時においてとりあえず交通確保すべき路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案し、次の3段階に分けてあらかじめ指定しておくものとする。

- 1 種路線 異常降雪後約5日間に2車線を確保すべき路線(1,000台/日以上)
- 2 種路線 異常降雪後約10日間に1車線又は2車線を確保すべき路線(500～1,000 台/日以上)
- 3 種路線 異常降雪後状況によっては一時交通不能となってもやむをえない。(500台/日以下)

第4 その他

局長は府市町村が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合は当該地方公共団体に対し、応急復旧工事を行うため、除雪機械を国土交通大臣の定めるところにより無償で貸付けることができるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されない場合は有償とする。

なお、オペレーターは建設機械貸付規則によっていずれの場合も有償で処理されるものとする。

第3節 京都府道路除雪計画

第1 除雪区域

1 除雪区域

土木事務所名	除 雪 区 域
丹後	宮津市、京丹後市及び与謝郡の全域
中丹東	舞鶴市及び綾部市の全域
中丹西	福知山市全域
南丹	京丹波町（旧和知町、旧瑞穂町）及び南丹市（旧美山町）の一部区域
その他	特に必要な区域

2 除雪路線

除雪路線の種類は次のとおりとし、毎年度の除雪計画により定めるものとする。

(1) 緊急確保路線

除雪地域内の主要地域（1次生活圏）を結ぶ主要幹線から選定する。

(2) 第1種除雪路線

日交通量おおむね1,000 台以上

(3) 第2種除雪路線

日交通量おおむね500 台～1,000 台

(4) 第3種除雪路線

日交通量おおむね300 台～500 台

(5) 協議路線

上記の路線以外で、雪害警戒支部長、雪害対策支部長又は災害対策支部長（以下「支部長」という。）が、雪害警戒本部長、雪害対策本部長又は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示を受けて除雪する路線

第2 除雪方法

1 除雪作業の順序

除雪作業の順序は、次の順序により実施するものとする。

- (1) 緊急確保路線の除雪
全力を投入して除雪し、降雪の状況によっては、夜間作業も行う。
- (2) 緊急確保路線以外の除雪
緊急確保路線の作業完了後、除雪するものとする。

2 除雪作業の目標

除雪路線種別の目標は、次のとおりとする。

- (1) 緊急確保路線
緊急確保路線は、原則として、降雪後3日以内に交通を確保するものとする。
- (2) 第1種除雪路線
原則として、降雪後約5日以内に2車線確保することを目標とする。
- (3) 第2種除雪路線
原則として、降雪後約10日以内に2車線または1車線確保することを目標とする。
- (4) 第3種除雪路線
状況によっては、一時交通不能になっても、やむを得ない。

3 除雪機械の応援

雪害警戒支部、雪害対策支部又は災害対策支部が設置された場合、支部長は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。

第3 除雪体制

- 1 警戒体制……雪害警戒本部（支部）又は雪害対策本部（支部）が設置されている期間
- 2 緊急体制……災害対策本部（支部）が設置されている期間

第4 なだれ対策

支部長は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、本部長にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。

第5 除雪連絡体制

第2編第10章第3節第2の1の別記「道路除雪基本要綱」第12参照

第6 市町村道の除雪

支部長は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあつせんに努めるものとする。

第7 その他

本計画の実施にあたり必要な事項については、別途計画で定める。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

除雪対策として、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など一般住民の協力を得て迅速的確な除雪作業が実施

できるよう除雪の基本となるべき計画を定めるものとする。

第1 除雪対策組織

第2 府及び隣接市町村との連絡

主要道路を確保し、除雪を計画的に実施するため、府をはじめ、隣接市町村との連絡について定める。

第3 除雪路線の緊急順位

府の除雪計画に基づいて、重要な市町村道及び消防上必要な道路等についてその順位をあらかじめ定める。

第4 除雪機械の配置

市町村有の除雪機械及び民間所有の機械の借上げについて定める。

第5 消防団の出動と一般住民の除雪能力

緊急に除雪を行うために組織的な活動を行う消防団員あるいは一般住民に対して協力を求めるための組織等について定める。

第24章 危険物等応急対策計画

府危機管理部・府健康福祉部
府警察本部・府農林水産部
第八管区海上保安本部中部
近畿産業保安監督部近畿支部
近畿運輸局・京都労働局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあつては、府地域防災計画石油類流出事故対策計画編など、関連する他の通信情報連絡活動計画、災害広報計画、消防計画、海難対策計画、被災者救出計画、災害警備計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

第2節 計画の内容

第1 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏えい防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民等に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

- 1 応急措置
災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第17条）
- 2 緊急措置
保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域内住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第25章 鉄道施設応急対策計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内(近畿統括本部においては統括本部内)に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

（現対本部の業務）

- (1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮官を指定する。
- (2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。
- (3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

確 度	復旧時刻の精度
甲	± 1 時間
乙	± 2 時間
丙	± 3 時間

注 復旧見込確度の標準

- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資財等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第2 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種 別	設 置 基 準	召集範囲
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の半数

第3種体制	・その他特に必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数
-------	---	-------

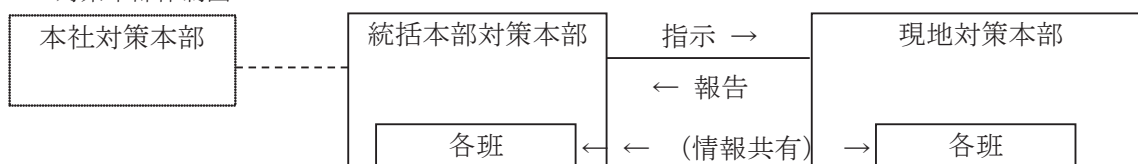
注1 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

2 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

第3 対策本部等の構成と班別業務分担

1 対策本部体制図

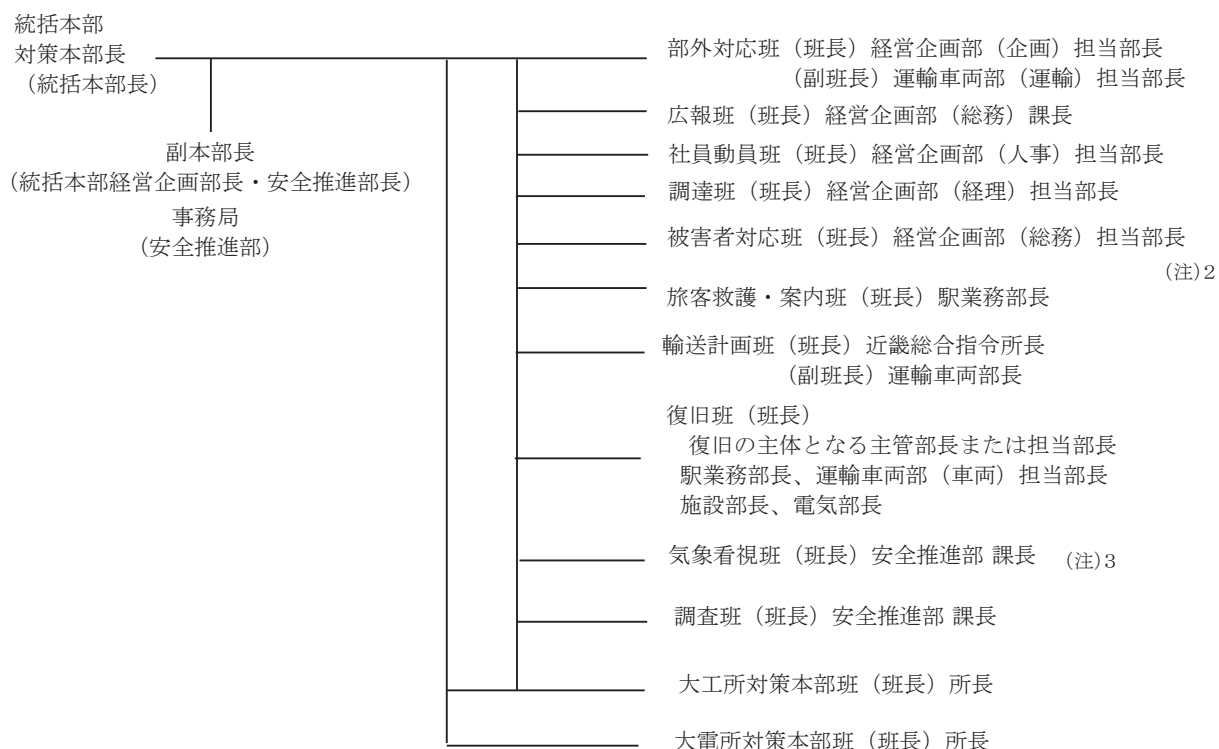


2 基本構成

以下の構成を標準とする

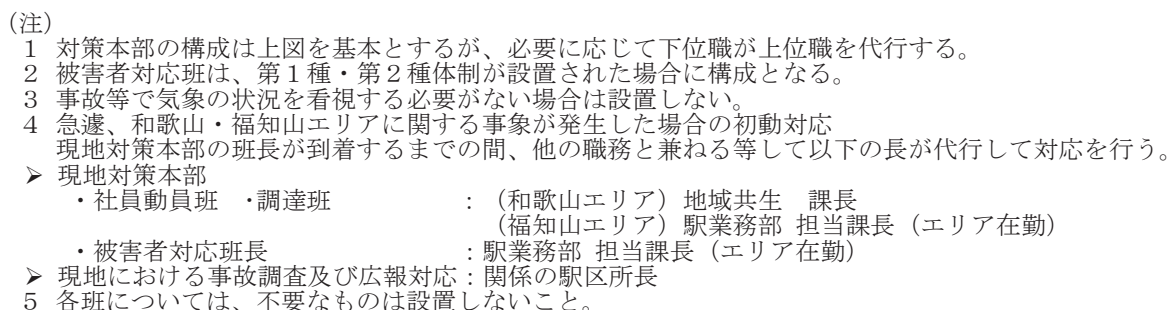
[第1～3種体制]

○統括本部対策本部



※関連する場合、JR貨物関西支社を招集

現地対策本部長 _____
(支社長・管理部長)



部外機関名	連 絡 先	要請者	要請担当	記 事
自 衛 隊	知 事	統括本部長	企 画 課 長	窓口と調整
警 察 本 部	本 部 長			〃
府 県	知 事			〃
鉄 道 警 察	隊 長		駅 業 務 課 長	
警 察 署	署 長	駅 長 保線区長	駅 長 保線区長	
消 防 署	署 長			
市 町 村	市 町 村 長			
病 院 等	病院等の長			
私 鉄 等	私 鉄 等 の長	大阪総合司令所長	大阪総合司令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	企 画 課 長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
そ の 他	関係機関の長	統括本部長	関 係 課 長	

451

第3節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 災害本部の設置

災害の規模が次の規準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

名 称	設 置 場 所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めたとき (非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画・運転整理等 (5) その他
復旧本部	現 地	非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の召集を行う。 ※運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。	(1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他

第2 災害時における列車の運転方法

災害時における列車の運転方法は、災害の程度により列車の抑止又は徐行運転を行う。

第3 列車の運転規制

気象状況により、列車の抑止又は徐行運転をする場合は次の規準による。

- 1 降雨及び河川の増水のとき
- 2 強風のとき
- 3 降雪のとき

第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合には、当社「安全方針」に規定するとおり、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

- 1 社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。
 - (1) 指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。
 - (2) 主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。
 - (3) 対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。
 - (4) 事故状況等により、必要な班を設置する。

第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画

第1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第2 災害応急対策

1 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

2 配備態勢及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

3 通信連絡体制

(1) 列車については列車無線を活用する。

(2) 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、NTT加入電話、携帯電話、MCA無線等を活用する。

第6節 京阪電気鉄道株式会社の計画

第1 災害への対応方針

1 旅客及び社員の安全の確保を最優先する

2 事業活動に必要な資産の確保を図る

3 行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める

4 可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす

第2 計画の内容

災害発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡、非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、非常時組織を設けるとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現場復旧本部を設置し応急対策にあたる。

第7節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 災害対策（事故対策）本部の設置基準

1 水害の場合

自然災害により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態に対応し得るために、緊急事態対策規程、防災体制要綱を制定し、その取扱いを定め、的確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめる。

(1) 施設・設備の安全対策

日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回を実施し、整備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。

(2) 緊急事態、防災体制の確立

自然災害の社会的影響を最小限にとどめるため、関係部相互間において、非常呼び出しによる人員確保を行い、緊密な連絡をとり、列車の運行状況及び被害状況の調査、列車の運行計画の立案、被害箇所については、速やかに復旧する等、早期の回復に努める。

(3) 関係機関との連絡

社内外との関係機関及び関係会社との速報体制を確立させ、相互に連携を密に、災害発生時に備え万全を期す。

- 2 強風の場合…水害の場合に同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合に同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合に同じ
- 5 その他事故等の場合…水害の場合に同じ

第2 災害対策本部の初動体勢

1 水害の場合

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため防災体制要綱を定めている。

暴風雨1号体制…台風情報、気象情報が発表され、沿線の災害の発生が予想される時。（巡回強化による鉄道施設の監視体制強化）

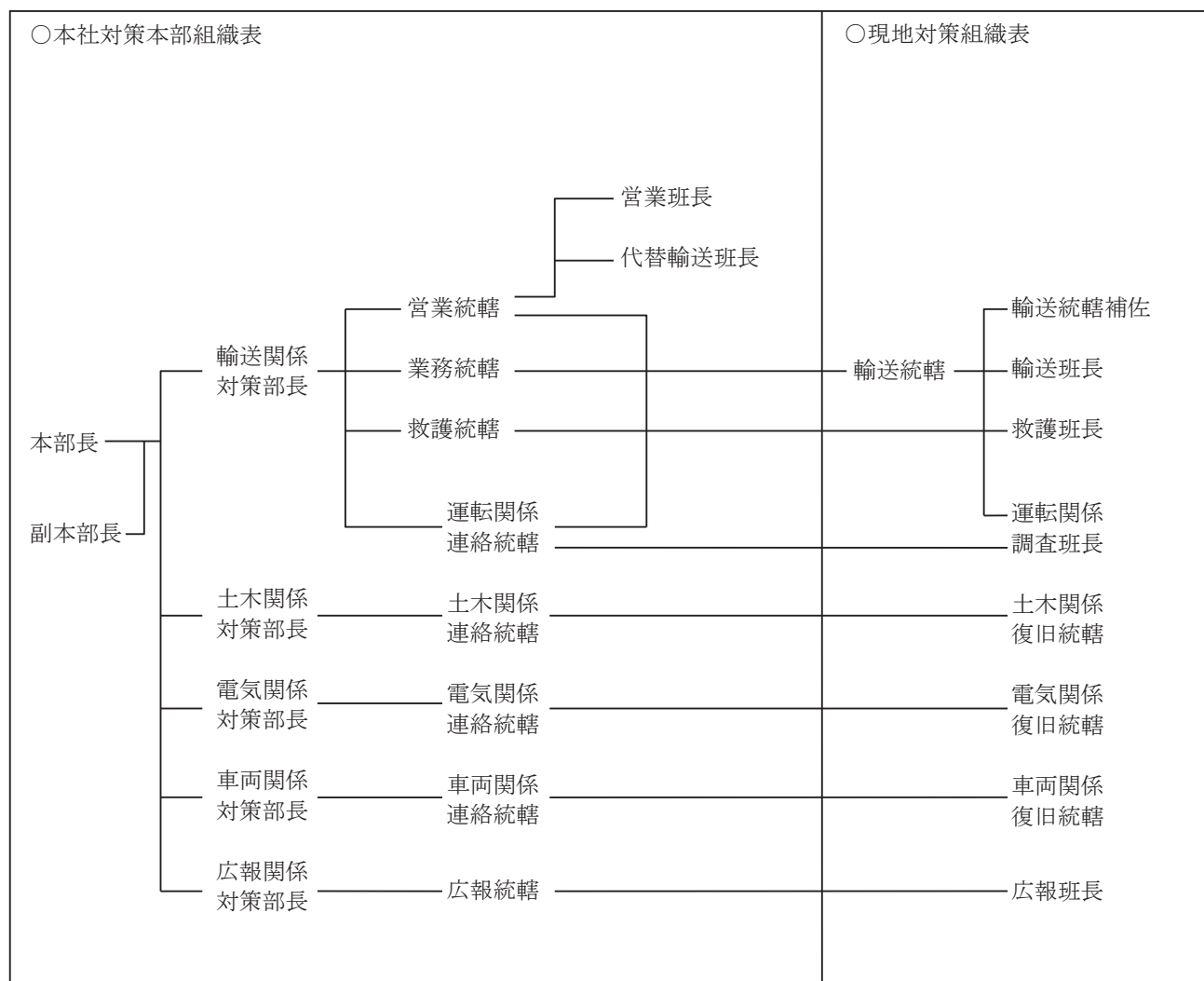
暴風雨2号体制…気象情報の警報及び台風情報が発表され、相当の災害の発生が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の確立及び危険箇所の巡回監視体制の強化）

暴風雨3号体制…災害が発生し、さらに災害の拡大が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の強化、関係会社に対する応援要請の確立、被害箇所の復旧活動の強化及び危険箇所の警戒態勢の確立並びに列車運行整理）

- 2 強風の場合…水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合と同じ体制（ただし、呼称を凍結、雪害1号、雪害2号）
- 5 その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第3 災害対策（事故対策）本部の組織体制図

1 水害の場合



- 2 強風の場合…水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合と同じ
- 5 その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第8節 京福電気鉄道株式会社の計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努めるとともに、速やかな復旧及び輸送の早期再開を図る。

第2 実施の計画

- 1 災害の規模により、社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づき、状況に応じて、事故対策本部及び現地対策本部を設置し、その処置にあたる。
- 2 事故対策本部
事故対策本部は、庶務班、救護班、連絡広報班、事故調査班等を設けて、死傷者の救護、現場と本部間の連絡、情報の収集及び社外に対する連絡広報にあたるとともに、事故原因の究明、被害状況の調査やその他庶務事項を処理する。
- 3 現地対策本部
現地対策本部は、現地にて、本部と同じく庶務班、事故復旧班、救護班、連絡班、事故調査班等の班を設けて、事故の処理並びに処理に必要な関係先への連絡要請、死傷者の救護、各班との連絡及び本部との連絡、情報の収集、関係先への通報、連絡事故現場の保全、原因の調査にあたる他、その他庶務事項を処理する。
- 4 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、社内規定（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、運転再開等の処置をとる。

第9節 叡山電鉄株式会社の計画

第1 災害応急対策の内容

災害発生時における応急処理に関しては、社内規程等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第10節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

災害発生時における応急処理に関しては、社内の運転取扱要領及び復旧体制要領の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度により、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第2 水害対策

土砂災害対策の場合と同じ

第3 強風対策

土砂災害対策の場合と同じ

第26章 通信・放送施設応急対策計画

西日本電信電話株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社京都放送

第1節 通信施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 計画の内容

1 設備及び回線の応急復旧措置

- (1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

- (3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。
- (4) 大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法によりすみやかに業務の開始を図るものとする。

3 府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

第2節 放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害時放送施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。
放送機がすべて故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

第2 計画の内容

- 1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

近畿経済産業局
中部近畿産業保安監督部近畿支部
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社
大阪ガス株式会社

第1節 行政機関応急対策計画

第1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。

また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスについては、災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に努めるとともにガスの供給の確保及び復旧支援に努める。

第2節 電気施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、対応していく。

第2 計画の内容

1 非常災害前の対策

(1) 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発電電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3) 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

2 非常災害発生時の対策

(1) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに

に新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

(3) 府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(4) 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(5) 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

4 その他

大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

第3節 ガス施設応急対策計画

第1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

第2 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達および報告

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ア 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部から要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 危険防止対策

(1) 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2) 地震災害対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ SI値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

6 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第4節 ガス施設事故応急対策計画

第1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第3節のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

第2 事故発生の際の措置

1 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関または市町村に通報するものとする。

2 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の際の通報を受けた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

3 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示(緊急)及び広報等を行うものとする。

4 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

第3 災害状況の通報連絡

府・市町村・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- 1 災害の発生を覚知したとき。
- 2 災害の状況を把握したとき。
- 3 災害の応急措置に着手したとき。
- 4 災害の応急措置が完了したとき。

第4 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧をすみやかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び下水道管理者は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第28章 農林関係応急対策計画

府農林水産部
近畿農政局

第1節 計画の方針

各種災害に対処して農林産物の被害を最小限にとどめるための諸検討について定める。

第2節 雪害及び寒干害対策

第1 農作物対策

1 融雪促進対策

- (1) 積雪期間が長くなると、農作物の生理障害や病害虫の発生が懸念されるので、積雪量の多いところでは融雪剤を散布する。
- (2) 融雪剤は寒波のピークを越え、積雪の心配がなくなった時期に全面均一に散布する。なお、けい酸質肥料及び転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので硫酸等の肥料との混合は避ける。
- (3) 積雪が少なくなると、積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

2 麦 類

- (1) 排 水
過湿による雪腐病が懸念されるので排水溝を設け排水に努める。
- (2) 施 肥
融雪後、除雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。
- (3) 麦踏み
軟弱徒長気味の場合、霜柱が発生している場合は土をよく乾かせた上で追肥までに麦踏みを行う。

3 果 樹

(1) 除 雪

積雪地では融雪の際に枝が裂けるので極力除雪に努める。この場合、積雪後の時間経過とともに、沈降圧が大きくなるので、最初に枝の付近の雪面を割ってから、本格的な除雪にかかる。また、雪の上に灰、土等を散布し表面から融雪するほか、大切な枝の上の雪に切目を入れて融雪を早める。さらに、雪の表面が凍っていると被害が大きくなるため、付近の雪を割っておく。なお、なし・ぶどうでは棚が不完全な園ほど被害が大きいため支柱を打ち込み、棚及び支柱を支える。

(2) 追 肥

積雪地帯では融雪後速やかに、また山城地方のみかんでは2月下旬～3月上旬ごろに速効性の窒素肥料を10a当たり成分量3～4kg追肥し、傷の回復、発芽後の枝の伸長を促進する。その後の施肥は木の状態に応じて加減する。

(3) 手当て

軽微な裂傷を受けたものは枝を元に戻し縄巻きをする。できれば接ぎろう（接蠟）を塗り、しっかりした支柱に固定し枝が動かないようにする。

裂傷の程度の激しいものは枝を切り去り、切り口に塗布剤を塗っておく。

(4) 被害樹のせん定

裂傷のある枝はやや強くせん定し、傷を受けなかった枝はなるべく軽く、特にみかんでは枝の枯れこんだ部分のみとし、葉数確保に努める。

(5) 病虫害防除等

傷害樹に対する病虫害防除を行うとともに、野ねずみやうさぎの食害を防止するため、株元の雪踏みや薬剤による防除を行う。

4 野菜

(1) 保温

トンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはこも、シルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は窒素質肥料を主体として10 a 当たり窒素2～4 kgを2回に分けて施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、予防防除に努める。

(4) かん水

低温下にあつて、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

(5) 排水

融雪時に湿害のおそれがあるので、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

5 施設園芸

(1) 除雪と施設の保安管理の励行

屋根の上の積雪及び周囲の除雪を早めに行い、沈降圧及び側圧を軽減する。更に、施設内に応急措置として支柱等により、施設の補強に努める。

(2) 健苗の確保

苗が低温障害を受けないよう多重被覆等を行い、保湿に留意し、昼間の十分な換気と病虫害防除の励行により、的確な育苗管理に努める。

(3) 日照条件の適正化

低温、日照不足による軟弱化を防ぐため採光に努める。

(4) 排水

融雪時のハウス周囲からの水の侵入を防ぐため、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

(5) 雪害発生時の対応

ビニールの破損や倒壊等の被害を受けた場合は、栽培している作物の被害軽減のため、早急にハウスの修復に努める。

積雪量が多く、効果的な対策が立てられない場合、ビニール等の被覆資材を取り除き、パイプの変形を防ぐ。（農業共済に加入している場合は、事前に共済組合等と調整する。）

6 花き

(1) 保温

花き類のビニールハウスやトンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはシルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は速効性窒

素質肥料を主体として10 a 当たり窒素 1 ～ 2 kgを 2 回に分けて施用するか、又は、液肥を施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、防除を行う。

(4) かん水

低温下にあつて、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

7 茶 園

(1) 刈りそろえ

枝まで枯死した場合は山間部の特に低温地帯においては4月上旬に、その他の地方は3月上旬に被害程度に応じて深刈り又は中切りを行い、茶樹の回復を早める。

(2) 施 肥

寒雪害を受けた茶園は速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 8 ～ 10 kg）を2月下旬～3月上旬に施用して樹勢回復に努める。

(3) 排 水

融雪時に湿害のおそれがあるため排水溝を整備して、速やかな排水に努める。

8 桑（養蚕）

(1) 施 肥

融雪後早期に桑園内の排水に努め速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 4 kg程度）を施用し樹勢の回復促進を図る。

(2) 春 刈

折損裂傷したものはその程度に応じ春刈り又は一部せん定等を行う。

(3) 改植及び補植

若齡桑園等で被害の大きい桑園については改植及び補植を行う。このため必要な桑苗の確保に努める。

(4) り病枝の処理

胴枯病にり病した桑枝は早く切り取って焼却する。桑園に放置しておくと孢子が飛散して防除を困難にする。

(5) 野ねずみ対策

殺そ剤により一斉防除を広域で行う。

(6) 飼育施設の除雪

アルミハウス、蚕舎等の飼育施設は、除雪に努めるとともに、積雪に耐えるよう補強する。

第2 林業対策

1 苗畑の病害防除

第2編第11章を準用

2 造林地

(1) できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況をは握すること。

(2) 10年生以下の幼齡林は雪が融け次第、根ぶみあるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行うこと。

(3) 10年以上の林木で回復見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を考えること。

(4) 跡地の復旧については、その林の状況に合った樹種及び方法を検討し健全な林の造成に努めること。

3 治山、林道

降雪により今後なだれの恐れのある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第3節 晩霜と低温障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

(1) 苗立枯病対策及び育苗管理

ア 農作物病害虫防除指導指針に基づき苗立枯病対策を実施する。

イ 稚苗箱育苗で低温時（4月）に育苗する場合には、育苗床に電熱線を敷設する等保温に努める。

また、晩霜が予想されるときは、こも、むしろ、ビニールなどで被覆を行い、10℃以下にならないよう保温に努める。

水田に設置の育苗箱の場合は箱の高さまで入水し保温に努める。

(2) 初期生育の促進等

ア 水温、地温を高めるため、昼間止め水とし、朝夕に短時間でかん水する。また暖かい日は浅水、寒くなるときは早めに深水とする。

イ イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ等の初期害虫の多発が予想されるので、発生予察情報に注意して早期防除に努める。

(3) 施 肥

低温で肥料の吸収が悪く、おそ効きのおそれがあるので中間追肥は避ける。

2 野菜類

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥を行う。（10 a 当たり施肥量キャベツ・えんどう等窒素4 kg、りん

酸4 kg、加里4 kg、たまねぎは貯蔵のものを除き窒素4 kg、加里4 kg）

(2) 晩霜の当日は、晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

3 果 樹

(1) 人工交配を実施して結実を完全にする。

(2) 摘果は樹勢、着果状況等を勘案しながら2～3回に分けて行う。

(3) 被害を受け、新梢が枯死したかき、ぶどう等は不定芽の発生が多くなるので、芽かきし病害虫の発生に注意しながら、新梢の摘芯や誘引により樹勢を調整する。

4 花 き

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥(10 a 当たり施肥量は窒素、りん酸、加里を1～2 kg)を行う。

(2) 晩霜の当日は晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

5 茶 園

(1) 新芽の処理

ア 全面に強被害を受けた場合

萌芽～2葉期：樹勢の強弱を問わず放置する。

2 ～ 3葉期：樹勢の弱い茶園は放置する。

樹勢の強い茶園は、整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

3 ～ 4葉期：整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

摘 採 直 前：同上。新芽の基部まで枯死している場合は前回の整枝面に近い位置で刈り直す。

イ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できる場合

そのまま放置し、被害を受けなかった部分だけ摘採する（後に被害部は刈り捨てる）。

ウ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できない場合

生育時期を問わず放置する。摘採間近に被害を受けた場合は、すぐに摘採せず、やや摘採期を遅らせる。

エ 軽被害の場合

生育時期を問わず、摘採期まで放置する。

(2) 病害虫対策

被害を受けた茶園では、新芽の生育期間が長くなり、カンザワハダニが発生しやすくなるので、農薬安全使用基準に基づき残臭日数の短い薬剤の散布を行う。

(3) 被害後の施肥

特に必要ないが、被害が大きく摘採が大幅に遅れる場合は、硫酸を10 a 当たり40kg（窒素成分量で8.4 kg）施用する。

(4) 摘採・製造上の注意

ア 被害芽が混入すると著しく荒茶品質が低下するので、被害を受けていない部分だけを拾い摘みすること。その後、被害部を含めて整枝（刈り直し）を行う。

イ 製造芽に被害芽が混入した場合には、製茶機械を十分に洗浄すること。

6 桑（養 蚕）

(1) 霜害対策

ア 被害を受けた場合、あわてずに7～10日後に被害程度、再発芽の状態等を調べて処理の判断をする。

イ 被害の軽い場合は、樹勢の回復に速効性窒素肥料（10 a 当たり窒素成分4kg 程度）を施すか、又は尿素0.5 %水溶液を、再発芽が第3～5開葉時に10 a 当たり80～100 l を3回程度に分けて散布し、樹勢の回復と発育の促進を図る。

ウ 被害の大きい場合は春刈り又は40cm株上げ伐採を行い、夏秋時期を調整し掃立量の適正化を図る。

(2) 掃立時期の調整

被害程度により、桑樹の発芽伸長や他の農作業等を考慮して、掃立時期を調整し掃立量の適正化を図る。

第4節 春季高温障害対策

第1 農作物対策（春季）

1 水 稲

(1) 育苗後期の急激な高温はムレ苗になりやすいため、換気等に努める。

(2) ムレ苗、リゾープス菌による苗立枯病対策は、農作物病害虫防除指導指針に基づき予防、防除等を行う。また、育苗中の温度管理は32℃以上にならないよう留意する。

(3) 災害用種もみを確保する。

(4) 苗いもち、イネミズゾウムシ等初期病害虫の多発が予想されるので、発生予報に注意して早期防除を行う。

2 麦 類

麦類は一般に肥料吸収が盛んで生育過多の傾向になり病害が多発しやすいので早期発見と早期防除に努める。

3 果 樹

(1) 病害虫の発生が早くなるので早期発見に努め防除適期を失しないように注意する。

な し 黒斑病・カイガラムシ類・アブラムシ類

ぶどう 黒とう病

か き ブランコケムシ

- (2) ぶどうの被覆栽培では室温が30℃を超えないよう換気に努める。
- (3) 高温乾燥下では、ぶどうのジベレリンの効果が低いため、気温の低い時間帯に処理する。また、高温乾燥が続く場合には、園内に散水して湿度を高めてから行う。

4 野 菜

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、かん水により土壌の適正水分を保つ。
- (2) 伸びすぎた果菜類は適時摘心・誘引を行う。
- (3) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発が予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病

灰色かび病

アブラムシ類、ダニ類

5 花 き

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、土壌水分に注意してかん水し、適湿を保つ。
- (2) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発の予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病、褐斑病

灰色かび病

アブラムシ類、ダニ類

6 茶 園

- (1) 覆下茶園では、被覆作業を早めに行うとともに、摘採が同一時期に集中するおそれがあるので覆いの厚みを調整して新芽の硬化を防ぐ。
- (2) 伸育が急速に進んでいるので肥料切れのないよう速効性窒素肥料を早めに追肥するとともに摘採が遅れる場合はさらに分施する。
- (3) 病害虫が多発するおそれがあるので病虫害発生予察情報に注意し、早期防除に努める。
- (4) 新芽の硬化が早くなり摘採適期を失うおそれがあるので、特に茶工場の準備や労力配分に注意して優良茶の生産に努める。

7 桑（養 蚕）

(1) 桑 園

ア 発育が早く壮蚕用桑は硬化するおそれがあるので、速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 4 kg程度）を春蚕掃立日までに追肥する。

イ 害虫の発生が早く被害が大きいため早めに防除を行う。

(2) 飼 育

ア 桑の発育に合わせて蚕の掃立を早める。

イ 稚蚕条桑育実施上の注意

(ア) 掃立日から毛振りまでは軟かめの桑を選んで与える。

(イ) 園内から適良桑を選んで間引収穫をする。

(ウ) 遺失蚕を生じやすいので給桑除沙等には特に注意する。

ウ 壮蚕期は、開放気流育に努める。

第2 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 各農業用水利施設について、機能低下や漏水がないか点検を行い、必要に応じて補修するとともに、計画排水に努める。
- (2) 水路は雑草・水草等を取り除き、水が流れやすいように清掃を行う。
- (3) 水源のあるところは揚水機等を使用しつつ極力節水に心掛け、水が不足するところは用排水の反復利用等に努め、集中かん水する。
- (4) もぐら穴等による漏水のないよう、ほ場の点検を行う。
- (5) 道路、畦畔等の草刈りを行い、刈草を畦畔際へ敷き詰めるなどして漏水防止を図り、節水に努める。
- (6) 今後は、穂いもち、イネカメムシ類、ウンカ類が発生する恐れがあるので、穂ばらみ期から出穂開花期後の薬剤散布を行う。
- (7) 出穂期は遅れたものの、出穂から成熟までの期間が短くなるので、滞緑色籾が25～20%になった頃を目途に適期刈取りに努める。稲架干しについては胴割米発生に注意する。

2 豆 類

- (1) 生育中のもので用水の確保ができる場合は、過乾燥状態に至る前に、早い時期から地温の低い夕方又は早朝に畝間かん水を実施する。
さらに、かん水に当たっては畝間1本ずつのかん水が望ましい。
- (2) カメムシ、ヨトウムシ等の害虫防除に努める。

3 野 菜

(1) 夏野菜

- ア 生育が衰え果実の肥大も悪くなるので、乾燥した場合は、夕方に走り水程度の畝間かん水を行う。
なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸発を抑えるため、土の表面を浅く（1～2 cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。
- イ 用水が少ない場合は、用水の有効利用を図るため、ホースかん水を行う等により、収穫中のものや肥大段階のものを優先的にかん水する。
- ウ 草勢回復のため追肥が必要な場合は、夕方、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。
- エ 敷わら、敷草等は厚さ5 cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸発防止に努める。
- オ ナス、トマト、キュウリ等の果菜類にあつては、不良果の早期摘果や若穫りにより草勢維持に努める。
- カ 干ばつ後に発生が予想されるうどんこ病、ハダニ類、スリップス類の早期防除に努め、草勢の維持に努める。
- キ 施設栽培については、通風を良くし、寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆し、室内温度を下げるよう努める。

(2) 秋野菜

- ア 苗床は寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆する。
- イ 立枯病などの土壌病害予防と、スリップス類、アブラムシ類、キスジノミハムシ等の防除に努める。
- ウ かん水が困難なところは、可能な限りは種期を遅らせる。

4 花 き

- (1) 夕方に軽く畝間かん水に努める。なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸散を押さえるため、土の表面を浅く（1～2 cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。
- (2) 敷わら、敷草等は、厚さ5 cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。
- (3) ハダニ類、アブラムシ類、スリップス類等の害虫防除を徹底する。
- (4) 草勢回復のため、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

(5) 夏まき草花では、苗床または仮植床に寒冷紗等を被覆するとともに、立枯病等の土壌病害の予防に努める。

(6) かん水の困難なところでは、可能な限りは種期を遅らせる。

5 果 樹

各果樹とも果実の肥大が悪くなるので、かん水・敷わらを行う。

(1) 7～10日おきに20mm程度の全園かん水を行う。

(2) 水量不足の場合は、かん水穴又は鉄パイプ等で深さ30～40cmの穴をあけ、この部分にかん水を行う。

(3) 敷わら・敷草等を励行する。

(4) 草生園では早めに下草を刈り取り、敷草を行う。

(5) ハダニ類、スリップス類、ヨコバイ類等の発生が多くなるので防除に努める。

なお、ブドウではフタテンヒメヨコバイの発生が多くなるので、適期防除に努める。

(6) モモ、ウメ、ブドウ等の主枝・亜主枝など樹体に日焼けの恐れのある場合は、白塗剤を塗布する。

(7) モモ、ブドウ等収穫を終えたものは、夕方かん水を兼ねて薄い液肥を施用し、樹体の回復を図る。

(8) 中生・晩生系ナシ等は果実の肥大不足が予想されるので、着果過多園、樹勢低下園では、果実肥大が明らかに見込めないと判断される小玉果を除去し、残された果実の品質向上を図る。

(9) 着色（赤）系ブドウの場合は、除袋後に房の日焼けが予想されるので、笠かけを行う。

6 茶

(1) 新植茶園では、浅根のため干ばつを受けやすいので、状況に応じて5～7日間隔で夕方にかん水を行うとともに、敷によって株元の保護に努める。

(2) 一般茶園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。

(3) カンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生が増加するので、用水を確保した上で、地域の防除計画に沿って一斉に薬剤散布を行う。

(4) 被覆施設のあるところでは、寒冷紗で被覆し、水分の蒸散を防ぐ。

7 養 蚕

(1) 桑苗は及び新植桑園は、浅根のため干ばつ被害を受けやすいので、状況に応じて、5～7日の間隔で夕方にかん水する。

(2) 一般桑園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。

(3) 桑園は、クワノメイガ（スキムシ）の発生が増加しやすいので注意し、発生が認められた場合は、蚕期と蚕期の合間を見て、農作物病害虫防除指導指針に基づき防除を行う。

(4) 蚕児の飼育に当たっては、日覆や散水によって蚕舎の防暑対策を図るほか、寒冷紗又は散水により桑葉の萎ちょう防止に努める。

第5節 春季長雨障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

(1) 箱育苗では苗が軟弱となり、苗立枯病の発生が予想される場合には、農作物病害虫防除指導指針に基づき、防除するとともに、温度管理を適正に行う。

(2) 災害用種もみの準備、再育苗等を考慮すること。

2 麦 類

麦、なたねなどの水田裏作物では一部低湿地において浸水、冠水の被害を受けやすく、特に麦は、幼穂形

成から伸長期に入り大切な時期であるため、直ちに排水に努める。全面全層まきや尾輪まきの麦は、特に注意する。

3 果 樹

- (1) 過湿を避けるため極力排水に努める。
- (2) もも、なし等開花期にあるものは晴れ間をみて極力人工交配を行う。
- (3) 病害が多発するおそれがあるので薬剤散布に努める（開花中は避ける）。

〔多発の予想される主な病害〕

ア な し 黒星病、赤星病、黒斑病

イ も も 黒星病、炭そ病

ウ か き 黒星病

エ ぶどう 黒とう病

4 野 菜

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル内で栽培のものは、べと病、菌核病、白絹病、疫病等が発生しやすくなるため薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。
- (5) 浸・冠水した場合は、土壌表面がしまっているため、退水後直ちに浅耕を行う。

5 花 き

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル栽培のものはべと病、灰色かび病、褐斑病、疫病等が発生しやすくなるため、薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。

6 茶 園

- (1) 高温多雨のため肥料の分解が進み流亡しやすいので傾斜地の茶園では追肥（窒素成分で10 a 当たり 8 ～ 10kg）を行う。
- (2) 茶芽の伸育が促進されると思われるので覆架作業の手順を早める。
- (3) 雨後に降霜のあった場合は被害が大きくなるため防霜に努める。
- (4) 過湿を避けるため茶園の排水に努める。

7 桑（養 蚕）

- (1) 稚蚕、壮蚕用桑園とも、天候の回復を待つて直ちに10 a 当たり塩化加里10kg及び石灰60kgを施用して桑の充実に努める。

なお、常襲水害地帯では桑株や枝を清掃し樹勢回復用として速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 4 kg）を施用する。

- (2) 稚蚕用桑園で、特に軟葉のときは掃立 2 ～ 3 日前に新梢の生長点を摘梢し充実を促す。
- (3) 春刈桑園や新植桑園では新芽を食害する害虫を早期防除する。
- (4) 雨後の凍霜害に対しては万全の措置を講じておく。

第6節 ひょう害対策

第1 農作物対策

1 野菜

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、軟腐病等が侵入まん延することが多いため薬剤を散布して病菌の侵入を防ぐ。また、落葉した被害葉等は除去する。
- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や尿素等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) なす等の果菜類は、生育状況と被害度合い等を見て、主枝、側枝の切り戻し等を行う。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど実状に即した適切な方策を指導する。

2 花き

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、べと病、褐斑病等が侵入まん延することが多いため薬剤散布により病苗の侵入を防ぐ。
- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や液肥（500～1,000倍）等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) 落葉した被害葉は除去する。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど被害に即した適切な方策を検討する。

3 桑（養蚕）

被害桑園は樹勢回復を促進するため、尿素0.5%液（10a当たり800～1,000mL）を約3回2日おきくらいに葉面散布する。

第7節 長梅雨及び水害対策

第1 農作物対策

1 水稲

(1) 冠水田について

ア 退水するのを待って、水の引きぎわにじんかい及び葉の泥を除去し、新しい水と入れ替えるようにする。また滞水地では極力手段を講じ葉を水面に出すようにする。

イ 退水後は浅水に努め生育促進を図る。

ウ 退水直後稲の傷み方がひどくても水稲は回復するため、早まって改植するよりその後の管理に注意して回復を図るようにする。

ただし、黄化萎縮病被害株は早目に植え代えること。

エ 山間冷水地帯では梅雨末期の低温障害を軽減するため、冷水の掛け流しを避けること。

(2) 病虫害防除対策について

長梅雨においては、いもち病の発生が予想されるので粒剤等の薬剤を施用する。

水害を受けた地域においては、黄化萎縮病等の発生が懸念されるので予防的に薬剤を散布すること。

2 麦類

- (1) 梅雨の晴れ間に迅速に収穫できるようライスセンターの利用計画を立てること。
- (2) 赤かび病の予防のため薬剤散布を行う。

3 豆 類

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壤の乾燥を促す。
- (2) 病害虫の発生が多いので、晴れ間をねらって薬剤散布する。
- (3) 播き遅れに注意する。播き遅れた場合には、は種量の増加や密植により、栽植本数を確保する。特に表跡では、播き遅れ防止のため不耕起は種を行う。

4 野 菜

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壤の乾燥を促す。
- (2) 表土を浅耕して土壤の通気を促し、薄めた液肥（水10mL当たり硫安100 g）を施すが、尿素の葉面散布（水10mL当たり30～50 g）により草勢の早期回復を図る。
- (3) 泥水に汚染された果菜類の下葉、葉菜類などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。
- (4) 果菜類は樹の負担を軽くするため一部摘果する。
- (5) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (6) 果菜類の敷わらは新しいものと取り替える。
- (7) 水害を受けたばれいしよ、たまねぎ、キャベツ、だいこん等は退水後早急に収穫する。
- (8) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
また、長雨後は異常高温になることが多いため、敷わらを厚くする。

5 果 樹

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後直ちに園の排水を図り、土壤の乾燥を促す。
- (2) 泥土が園を覆った場合には、退水後速やかに軽く中耕を行い土壤中の通気を図る。
- (3) 流水のため根元の土を流失された場合は土を戻し敷わらをする。
- (4) 長梅雨の時には、特に病害の発生が多いので晴れ間に薬剤散布を徹底する。

6 花 き

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り土壤の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壤の通気を促し、薄めた液肥（500～1,000倍）の施用により草勢の早期回復を図る。
- (3) 泥水に汚染された花きは下葉、茎などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。
- (4) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (5) 切花類の敷わらは新しいものと取り替える。
- (6) 回復見込みのないものは早急に他作物に作付転換する。
- (7) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
また、長雨後は異常高温になることが多いので敷わらを厚くする。

7 茶 園

- (1) 茶園に点在する覆小屋を点検して覆資材の保全を図る。
- (2) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (3) 土砂の流入した場合は速やかに取り除き、また根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (4) 炭そ病、もち病の発生が予想されるため（特に山間茶園）、防除する。
- (5) 細土の流入により表土を覆った場合は空气の流通をよくするため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (6) 樹勢の回復を図るため10 a 当たり窒素成分で8 kg程度施用する。
- (7) 冠水日数が長く、樹勢の衰弱した茶園は被害程度によってせん枝を行う。
- (8) 必要に応じて病害虫の防除を行う。
- (9) 新芽が冠水した場合には、清水で洗浄し被害葉と正常葉を区別して摘採する。

製造は被害葉と正常葉を分けて行い、区分して出荷する。

8 桑（養 蚕）

- (1) 速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり4kg 程度）を施用して樹勢回復を図る。
- (2) 消石灰10 a 当たり60kg程度散布後耕うんして根の発育を促す。
- (3) 浸水又は冠水した桑園は、漂着物を取り除き倒伏した桑株は起こして土寄せを行い、土砂が流入した場合には運び出す。
- (4) 表土が流出した桑園にはたいきゅう肥等の有機質肥料を施して耕土の保全を図る。
- (5) 流入した土砂などは運び出し、株頭まで土砂で埋まった場合は株上げを行う。
- (6) 病害虫の防除を行う。
- (7) 屋外飼育舎の場合は、周囲の排水を行い蚕座の環境の良化に努める。
- (8) 泥桑等の被害桑を使用する場合は、軽く水洗して壮蚕用に供するが、常に蚕座が乾くよう心掛ける。
- (9) 葉質悪化のため蚕児は栄養障害を受け衰弱するので飼育取扱いに留意し、給与回数の加減、良桑との混用等により桑不足とならないよう注意する。

第8節 夏季低温・日照不足対策

第1 農作物対策

1 水 稲

きめ細かい観察によって、生育状態を的確に把握し、生育にあわせた管理を実施する。

特に、日照不足等により、光合成能力が低下し、いもち病に罹病しやすくなるため、窒素肥料の施用を控える。

山間地、堆きゅう肥多用田及びいもち病抵抗性の弱い品種（コシヒカリ、酒米等）作付田では、いもち病の発生が懸念されるので、ほ場を巡回し、発生が認められた場合は、直ちに防除に努める。また、いもち病常発地においては、予防防除に努める。

穂肥施用時期には、稲体の幼穂やヨードデンプン反応による穂肥要否等確認して穂肥の時期と量を決定する。

また、極早生品種では、7月中旬以降には穂ばらみ期に入り、低温による障害型冷害の危険時期に遭遇するので、回避策として深水かんがいに対応できるよう、予め、畦畔の補修等を行う。

2 豆 類

豆類全般に、排水に努めることが基本であるが、今後、曇雨天が続く場合、特に排水の悪いほ場では、は種期の遅い小豆等への転換も考慮する。

(1) 普通大豆（白大豆）

適期には種できず晩播となる場合は（白大豆は種限界：7月第1半旬）、株当たりさや数が減少するので、栽植株数を増やす。

は種後の覆土は、厚くならないよう軽く実施する。

(2) 黒大豆

生育の進まない若齢苗であっても、苗床で適葉齢を待たず、適期間内に移植を終了する。

天候の回復後、作業が可能になった段階で直ちに中耕を行う。

(3) 小 豆

梅雨の晴れ間には場準備を行うと、かえって、排水を悪くする場合があるので、梅雨明けを待って耕うん作業等ほ場の準備を行う。（この間、ほ場滞水しないよう排水に努める。）

なお、やむを得ず、梅雨の期間中に耕うんする場合は、深耕を避ける。

3 野菜

果菜類では、降雨後に畝が長時間冠水しないよう排水管理を徹底する。また、灰色かび病、細菌病等病害が発生しやすいため、適期防除に努める。なすの着花不良が生じる場合には、4番花以降も適宜ホルモン処理を行う。また、晴れ間を見はからって不必要なわき芽の除去、病害葉、混み合った部位の摘葉及び300倍程度に薄めた液肥による追肥などを行い、樹勢の維持回復を図るなど例年よりきめ細かな管理に努める。

葉菜類では、ヨトウムシによる虫害が多くなるため、その発生に注意する。

ハウス栽培では、日中は換気に努め、夜間低温が予想される場合には、ハウス内温度が低下しないよう管理する。

4 果樹

日照不足と徒長枝の林立で、園内が暗く、通風不足となり、病虫害発生的好適環境になりやすいため、徒長枝の間引きと病虫害防除の徹底を図る。

なお、日照不足と多湿条件下で多発する病害には下記のものがあり、梅雨の晴れ間に防除を行う。

ナ シ：黒斑病、黒星病、輪紋病

ブドウ：黒とう病、べと病、灰色かび病、晚腐病、褐紋病

モ モ：灰星病、せん孔細菌病、黒星病

ウ メ：黒星病

カ キ：落葉病、炭そ病

ミカン：そうか病、黒点病

傾斜地の果樹園においては、集中的な降雨によって土壌浸食が発生しやすくなるので、敷草など被覆資材等を用いて土壌流亡を防止する。

排水溝、承水溝等のつまり等を点検し、雨水の速やかな排水に努める。

5 花き

施設栽培での切花・鉢花、花壇用苗物等について、涼温・多湿条件により灰色かび病、うどんこ病等が多発しやすくなるので、換気と病害予防のための薬剤散布を行う。

鉢物では、扇風機等で室内の空気を攪拌し、発病を抑制する。花壇用苗物は、立枯病等も発生しやすくなるため、水を控えて軟弱徒長を防止すること。

露地切花については、定期的な薬剤散布を行うとともに、湿害による根腐れを防止するため、排水対策に努める。

6 茶

茶園を見回り、土壌浸食、崩壊に注意するとともに、排水に努める。

炭そ病、もち病の発生が予想されるので、農作物病虫害防除指導指針に基づき、防除する。

二番茶の摘採は、なるべく雨天を避けるようにする。

製造は、風量、熱風温度に注意する。やむを得ず雨芽を製造する場合は、蒸気圧をやや上げ、粗揉、中揉の風量を多めにし、工場の換気を十分に行う。

7 養蚕

日照不足等により、充実不足となり、水分の多い桑となることに加え、多湿環境から蚕病が発生しやすくなるので、飼育する蚕座の乾燥と良質の桑の給桑に努め、以下の事項に留意する。

(1) 良質桑とするため、「夕摘み」とし、貯桑を行うとともに、桑葉の萎ちょう防止に努める。

(2) 降雨の連続で、蚕室、蚕座が多湿環境となり、蚕病が極めて発生しやすくなるので、蚕体蚕座消毒剤の規定量散布と蚕室内の通風・換気を良くし、養蚕用V Sや石灰を活用して、蚕座を乾燥状態に保つ。

(3) 低温多湿気象では、クワシントメタマバエが発生しやすいので、適期防除に努める。

第9節 風水害対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 冠水稻は、速やかな排水に努め、葉先が水面に出るよう排水に努めるとともに、退水後は、稲体に附着する泥土、雑草等を洗い落とす。
- (2) 冠水した稲は根が傷んでおり新根の発生を促すため新しい水に入れ換える。この場合、冠水稻は体内の水分を失いやすくなっているため、急激な田干しを避け、新しい水と入れ換える。
- (3) 海水又は塩分を含んだ水が流入したときは、速やかに淡水と入れ換え深水とする。特に田面を干かすことがないようにする。
- (4) 成熟期に達し倒伏した稲はできるだけ早く刈り取り、品質低下の防止に努める。
- (5) 穂（首、枝梗、節）いもち病、白葉枯病が誘発されるので予防防除を行う。
- (6) 倒伏稲に紋枯病、ウンカが発生しやすいため早期発見防除に努める。
- (7) よどみ冠水を受けた田では、退水後アワヨトウの発生に注意し若齢幼虫期に防除する。（発生時期7月上～中旬、8月上～中旬）
- (8) 穂肥の未施用田では、稲の状態（葉色、姿勢）に注意して施用する。

2 豆 類

- (1) 退水後直ちに畑を清掃し、浅く耕し、排水溝を整備し排水に努める。
- (2) 茎葉の病害防除のため、薬剤散布を行う。
- (3) 土壌が乾燥してきたら、中耕、培土を行い新根の発生を促すとともに、薄めた液肥（水10 l 当たり硫安100g）を施すか、尿素の葉面散布（水10 l 当たり30～50 g）により草勢の早期回復を図る。
- (4) 開花時に下葉から黄化現象が見られたら、窒素成分で1 k g 程度の追肥を行う。

3 茶 園

- (1) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (2) 土砂が流入した場合は速やかに取り除く。根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (3) 細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通を図るため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (4) 茶樹が破損した場合傷口から種々の病原菌の侵入が予想されるので銅水和剤などで予防防除を行う。
- (5) 樹勢の回復を図るため10 a 当たり速効性肥料を窒素成分で8～10 k g 程度施用する。

4 野 菜

- (1) 被害程度や作物の種類によって異なるが栽培継続可能なものは次の措置をとる。
 - ア 速やかな排水に努め、退水後直ちに畑を清掃し、1～2 cm浅く耕し通気性を確保する（粘り込まない様に浅耕する）。
 - イ 泥水、跳ね水などで汚染された茎葉は速やかに噴霧器で水洗いする。
 - ウ 支柱等の復旧や一部果実の摘果等により草勢の早期回復を図る。
 - エ 希釈した追肥（水10 l 当たり硫安100 g）を施すか、尿素の葉面散布により草勢の早期回復を図るとともに新しい敷わら等を行う。
 - オ 茎葉、果実の軟腐病、疫病等の病害防除のため薬剤散布を行う。
- (2) 滞水に弱いものは、その状況により直ちに収穫処分するほか、被害甚大で回復の見込みのないものは適当な作物（ほうれんそう、こかぶ、菜類等）に作付転換する。

退水後は、土壌の乾燥を待つて石灰80～120kg（10 a 当たり）を畑全体に散布し、できるだけ深く荒起こしたい積有機物の分解を促すとともに酸度を調整する。

5 花 き

- (1) 退水後、直ちにゴミ及び葉の泥を除去し、倒伏しているものは起こすとともに、ほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、液肥（500 ～1,000 倍）を施用し草勢の回復を図る。
- (3) 水害後は、べと病、軟腐病、アブラムシ類等が急速にまん延すると予想されるため、薬剤散布する。
- (4) 回復見込みがない場合は、早急に他作物に転換する。
- (5) 採花直前の夏ギク、アスター等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がり等による品質の低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

6 果 樹

- (1) 退水後直ちに園の排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 泥水が園を覆った場合には退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。
- (3) 特に、次の病害の発生が予想されるので、地域の防除暦に基づいて、予防防除に努める。
ナ シ：黒斑病、黒星病、ブドウ：べと病、イチジク：疫病
ミカン：黒点病、カキ：炭そ病
- (4) 枝折れ、枝裂け、倒伏樹等の処理を行う。また、落葉の状況に応じて摘果、せん定する。

7 桑 （養蚕）

- (1) 風 害
ア 結束等の予防措置を行った桑は、強風が収まれば早急に解束する。
イ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
ウ 被害桑の給与にあつては
（ア） 風害の甚だしいものから早く使用する。
（イ） 風害桑は変質しやすいので大量にとり込むことを避け、貯桑も丁寧に行う。
（ウ） 萎ちようが早いいため、少量多回給桑とし、蚕座を寒冷しやで覆う。
- (2) 水 害
ア 桑園の漂着物は、退水後速やかに取り除き、停滞水は溝を設けて排水する。
イ 土砂が流入した桑園は速やかに取り除く。
ウ 泥土がたい積した桑園は消石灰を10 a 当たり70kg程度施すとともに、耕うんして土壌中の通気を図り、根の発育を促す。
エ 表土が流出した桑園は客土、土寄せを行い、窒素肥料（10 a 当たり成分4 kg）の補給と有機物の投入を行う。
オ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
カ 被害時に給与桑の確保が困難な場合は、飼育温度を落とし、冷暗所で保護しつつ、桑の確保に努める。
キ 被害桑の給与に当たっては
（ア） 泥桑は軽く水洗いして、良い桑と混合給与する。
（イ） 蚕児は、薄飼いとし、飼育環境の良化を図るとともに、桑不足を起こさないように注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水 稲

- (1) できるだけ早く排水を図る。
- (2) 刈取期になっているもので冠水、倒伏したものは穂発芽等による品質低下を防ぐためできるだけ速やかに刈り取る。
- (3) 収穫までに日数を要するもので、茎が折れ倒伏している場合は、無理に引き起こすと更に被害を大きく

するおそれがあるため、穂を茎葉の上に乗せる。株際を調べ折損していないようであれば5～6株ずつゆるくくくって立て寄せてもよい

- (4) 倒伏した場合刈り取るか否かは次により判断する。

早生は出穂後 約30日

中生は 〃 約40日

晩生は 〃 約55日

- (5) 埋没した場合、稲の葉が1～2葉でも外に出ておれば、ある程度の収穫が期待できることから極力穂及び葉を地上に出すことが望ましい

- (6) 被害後はいもち病、白葉枯病及びウンカ等が発生しやすいため、早期発見に努め薬剤散布を速やかに行う。

2 豆 類

- (1) 収穫期になっているもので冠水、倒伏したものは、収量、品質の低下を防ぐため、できるだけ速やかに収穫する。

- (2) 速やかにほ場の排水を図る。

- (3) 病虫害防除を行う。

3 野 菜

- (1) 今後栽培見込みのあるものについては、

ア 速やかにほ場の排水を図る。

イ 表土を浅く耕し、薄めた追肥（水10 l 当たり硫安100 g）や尿素の葉面散布により草勢の回復を図る。

ウ はくさい、キャベツなど泥水で汚染された葉は、速やかに軟腐病の防除を兼ねて銅水和剤を散布し洗い流す。

エ 茎葉、果実の病害防除を行う。

オ 株元に軽く土寄せを行い株の安定を図る。

- (2) 冠水、流出、埋没等により被害甚大で回復見込みのないものは、速やかに適当な他作物（ほうれんそう、みの早生だいこん、小かぶ、菜類などの短期野菜）に作付転換する。

- (3) かんしょは水害に最も弱いため速やかに収穫処分する。だいこん、ごぼう等も弱い作物であり、状況により、早期に収穫する。

4 花 き

- (1) 速やかにほ場の排水を図る。

- (2) 病虫害防除を行う。

- (3) 採花直前の秋ぎく、ダリア等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がりによる品質低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

5 茶 園

夏季の対策に準ずる。

6 桑（養蚕）

夏季の対策に準ずる。

第3 林業対策

1 風害対策

被害木の早期処分をはかり病虫害の発生を防止するとともに根ゆるみをした幼齢林木は根ぶみをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

2 水害対策

第2編第11章に準ずる。

第 10 節 農林水産施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第 2 農地、農業用施設

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

- 2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 3 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- 4 近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。

- (1) 機械の種類

排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等

- (2) 貸付対象

災害における応急排水や用水確保を行うもの

- (3) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 （641－6391）

第 3 林業用施設

- 1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- 2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第 4 畜産施設

- 1 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。
- 2 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
- 3 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

- 1 漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第6 治山施設

- 1 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 2 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第29章 労務供給計画

(商工労働観光部)

第1節 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときに
おける労働力の確保について定める。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

第2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

- 1 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。
また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。
- 2 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。
- 3 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。
商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。
- 4 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。
- 5 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

第4 費用の負担

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する
時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連
携をとるものとする。

第30章 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第7普通科連隊
陸上自衛隊第4施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府危機管理部

第1節 計画の方針

自然災害その他の災害に際し府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

第2節 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣は災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 知事が天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- 2 天災地変その他の災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合
- 3 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- 4 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第3節 災害派遣担当区

第1 第7普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第2 第4施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第4節 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第1 災害発生前の活動

1 偵察班及び連絡班の派遣

(1) 偵察班

第7普通科連隊長及び第4施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2) 連絡班

ア 災害の発生のおそれのある状況の悪化にともない、知事の要請又は第7普通科連隊長及び第4施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ 府庁における通信連絡の責任は、第7普通科連隊長とする。

第2 出動準備態勢への移行

1 駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

2 部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第3 海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第4 災害発生後の活動

1 被害状況の把握

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にはない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

1 災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定による「警戒区域の設定等」

2 災害対策基本法第 64 条第 8 項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」

3 災害対策基本法第 65 条第 3 項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」

4 災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」

5 警察官職務執行法第 4 条の規定による「避難等」

6 警察官職務執行法第 6 条第 1 項の規定による「立入り」

7 損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第 24 条）

第 5 節 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
 - (1) 府内市町村長から派遣要請の要求があった場合
 - (2) 指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合
 - (3) 知事が自らの判断で派遣を要請する場合
- 2 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4 災害派遣要請等のあて先

- 1 知事が要請する場合（第1の場合）

- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

第7普通科連隊 第3科

所在地 福岡山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141 (内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141 (内線299)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長

第4施設団 第3科

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内 線 236) Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001 (内 線 223) Fax0774(44)0001((内線231、240)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141(内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141(内線299)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

所 在 地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内 線 236) Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001 (内 線 223) Fax0774(44)0001(内線231、240)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所 在 地 舞鶴市字余部下1190番地

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(62)2250 (内線2548) Fax0773(64)3609	0773(62)2250 (内線2222又は2223) Fax0773(64)3609
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	地上8-847-8109 FAX 8-847-8100

第5 自衛隊との連絡

1 情報の交換

府危機管理部災害対策課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

2 連絡所の設置

府危機管理部災害対策課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

3 指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府危機管理部災害対策課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第6 派遣部隊の誘導

1 府危機管理部災害対策課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

2 被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

1 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

3 他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

4 作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料

(2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のとなつたもの

第8 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第2 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	機 種 同時発着機数	中 型 機 (UH-1 J)	中 型 機(UH - 6 0 J A等)	大 型 機 (CH-47)
2	4 機	50m×150m	70m×200m	300m×300m

注 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入を制限する。
- (2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- (3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- (4) 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- (5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさに石灰等で標示）
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- (1) 患者の状況
 - ア 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型
 - イ 患者の病状（経過）
 - ウ 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- (2) ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整
- (3) 現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）
- (4) 医師、看護師及び付き添い等の状況
氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であ

るとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 事前の準備

ア 府の要請により消火薬剤を使用する場合、薬剤の準備は、府側が実施する。

イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。

(2) 空中消火基地選定上の条件

ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所

イ 病院、授業中の学校の近傍を避ける。

ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。

エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。

オ 要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び標示要領

条件		標準	応急 (標準の着陸帯が確保できない昼間の場合)
区分			
発着場基準	中型機 (UH-1J)		
	中型機 (UH-60JA等)		
	大型機 (CH-47)		
標示要領			注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第1 知事に災害派遣の要請を求める方法等

第2 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確定

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 連絡職員の指名
- (3) 作業計画の樹立
- (4) 部隊集結位置の確保
- (5) ヘリポート、駐車場等の確保
- (6) N T T回線の利用（使用可能時）

2 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

第3 派遣部隊の撤収要請

第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画

府知事直轄組織
府 総 務 部
府 危 機 管 理 部

第1節 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第2節 応援要請等

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関す

る協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。

- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第4 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第3節 府職員の応援

第1 府職員の派遣についての協力

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第2 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣

1 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

2 応援の実施

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第3章 義援金品受付配分計画

〔府健康福祉部〕
日本赤十字社京都府支部

第1節 計画の方針

災害発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分円滑化について定める。

第2節 計画の内容

第1 義援金

1 義援金募集・配分委員会

府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

2 受付機関

- (1) 日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、広域振興局）及び同各分区（町村役場）
- (2) 京都府共同募金会及び同各地区支会（京都市各区役所、広域振興局）
- (3) 京都府本庁
京都府府税事務所（自動車税管理事務所含む）

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受け付ける府県における災害の場合も上記に準じる。

3 受付・保管要領

- (1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。
- (3) 受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- (4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。
- (5) 他府県における災害の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あて送金する。

4 配 分

- (1) 義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2) 義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。
- (3) 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第2 義援物資

1 受付機関

- (1) 京都府本庁
- (2) 京都府の各広域振興局、府税事務所（自動車税管理事務所含む）

(3) 各市区町村役場

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県における災害の場合も上記に準じる。

2 受付・保管要領

(1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

(3) 義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

(4) 義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは、受付けない。

(5) 受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3 配 分

(1) 京都府は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。

(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。

(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第3 市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第 3 3 章 社会福祉施設応急対策計画

(府健康福祉部)

第 1 節 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第 2 節 計画の内容

第 1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

第 2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第 3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用にも努めるものとする。

第 4 防災関係機関との連携

施設長は、市町村等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第 5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

第 3 節 施設の復旧

第 1 府営の施設

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

第 2 市町村営の施設

被害状況の報告を待って市町村が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第3 私营の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第4 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

第5 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第6 補助金及び融資

1 補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

公益財団法人 J K A 臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

2 融 資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第34章 京都府災害支援対策本部運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 災害支援警戒体制

第1 京都府災害支援警戒本部

- 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総合政策環境部長、健康福祉部長及び防災監が協議し、決定する。（本部長……知事）

ただし、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」締結府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。

- 2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。
- 3 災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。
 - ・本部長の指示事項の伝達
 - ・被害状況の調査及び収集
 - ・食料、物資等の提供
 - ・情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
 - ・その他特に被災地から要請のあった事項

第3節 災害支援対策本部体制

第1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例（平成7年京都府条例第3号）に定める各部の長、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第3に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第2 災害支援対策本部の組織

災害支援対策本部の組織を「京都府災害支援対策本部組織」に示す。

第3 災害支援対策本部の事務分掌

災害支援対策本部の事務分掌を「京都府災害支援対策本部事務分掌」に示す。

第4 災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第5 災害支援対策支部の活動

- 1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖

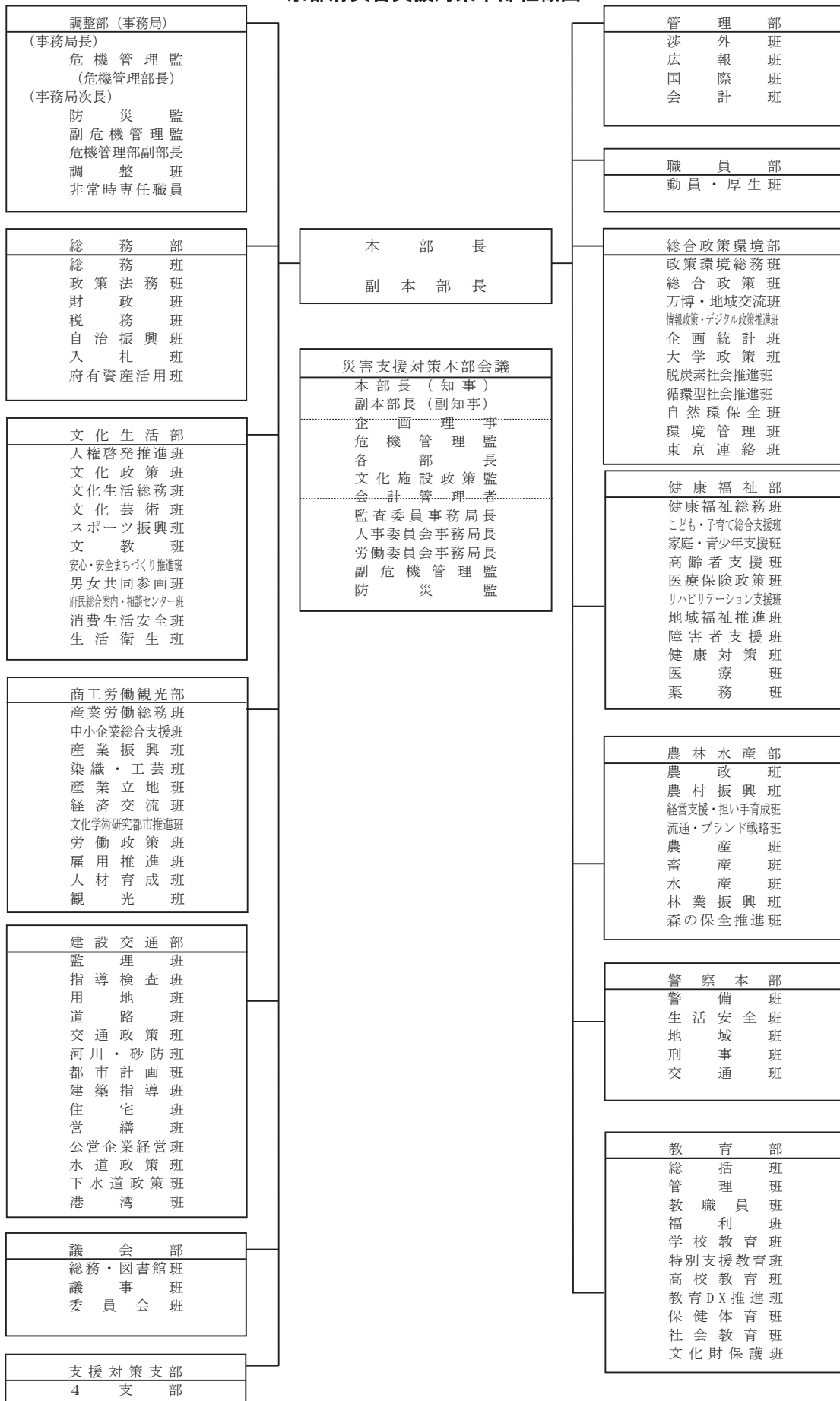
災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

2 災害支援対策支部の組織、事務分掌

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部組織図



京 都 府 災 害 支 援 対 策 本 部 事 務 分 掌

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
知事直轄組織	秘 書 課	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 知事等の派遣、激励に関する事。 3 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	広 報 課	1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。
	国 際 課	1 外国人被災者支援活動への対応に関する事
	連絡調整チーム	1 知事会との連絡調整に関する事。
	職員総務課 人事課 総務事務センター	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、庁内応援体制の調整に関する事。 4 派遣要員等の健康管理に関する事。
会計管理者	会 計 課	1 他部局との連絡調整に関する事。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関する事。
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 自衛隊との連絡調整に関する事。 5 消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関する事。 6 府施設等への被災者受入の総括に関する事。 7 義援品の受付・搬送に関する事。
総 務 部	総 務 調 整 課	1 部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	政 策 法 務 課	1 部内他課の応援に関する事。
	財 政 課	1 災害支援関係予算に関する事。
	税 務 課	1 京都市内の義援金品の受付に関する事。 2 被災納税者への減免措置に関する事。
	自 治 振 興 課	1 市町村派遣職員の調整に関する事。 2 支援市町村行財税政の調査助言に関する事。
	入 札 課	1 京都府支援物資の調達及び搬送に関する事。
	府有資産活用課	1 部内他課の応援に関する事
総合政策環境部	政策環境総務課 地 域 政 策 室	1 関係各部、部内他課及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関する事。
	総 合 政 策 室	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。
	万博・地域交流課	1 部内他課の応援に関する事
	情 報 政 策 課 デジタル政策推進課	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。
	企 画 統 計 課	1 部内他課の応援に関する事。
	大 学 政 策 課	1 府大学との連絡調整に関する事。
	脱炭素社会推進課	1 部内他課の応援に関する事。
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物処理の連絡調整に関する事。
	自然環境保全課	1 丹後海と星の見える丘公園への被災者受入れに関する事。
	環 境 管 理 課	1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。
	東 京 事 務 所	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
文化 生活 部	人権啓発推進室	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	文 化 政 策 室	1 文化施設等への支援に関すること。
	文化 生活 総 務 課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	文 化 芸 術 課	1 部内他課の応援に関すること。
	ス ポ ー ツ 振 興 課	1 部内他課の応援に関すること。
	文 教 課	1 私学への被災者の受入れ等に関すること。
	安心・安全まちづくり推進課	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	男 女 共 同 参 画 課	1 女性関係施設等への被災者受入れに関すること。
	府民総合案内・相談センター	1 府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関すること。
	消費生活安全センター	1 救援物資(生活必需品)の斡旋に関すること。 2 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関すること。
	生 活 衛 生 課	1 遺体の火葬への協力に関すること。 2 食品衛生監視員の派遣に関すること。
健 康 福 祉 部	健康福祉総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。 4 DHEATの派遣に関すること。
	こども・子育て総合支援室	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	家庭・青少年支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 3 青少年施設等への被災者受入れに関すること。
	高 齢 者 支 援 課	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	医療保険政策課	1 部内他課の応援に関すること。
	リハビリテーション支援センター	1 生活不活発病の予防等リハビリテーション支援に関すること。
	地域福祉推進課	1 義援金の受付・搬送に関すること。 2 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 5 京都府災害ボランティアセンターに関すること。
	障 害 者 支 援 課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 精神科医の派遣に関すること。
	健 康 対 策 課	1 保健師・栄養士の派遣に関すること。 2 防疫用危機等の提供に関すること。
	医 療 課	1 医療支援団の派遣に関すること。 2 医療機器等の提供に関すること。
	薬 務 課	1 医薬品、医療機器等の提供に関すること。 2 防疫用薬品の提供に関すること。 3 薬剤師の派遣に関すること。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
商工労働観光部	産業労働総務課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	中小企業総合支援課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	産業振興課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	染織・工芸課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	産業立地課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	経済交流課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	文化学術研究都市推進課	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関する事。
	労働政策室	1 勤労者福祉施設等への被災者受入れに関する事。
	雇用推進課	1 労働関係機関との連絡調整に関する事。
	人材育成課	1 高等技術専門校への生徒受入れに関する事。
	観光室	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
農林水産部	農政課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	農村振興課	1 農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
	経営支援・担い手育成課	1 部内他課の応援に関する事。
	流通・ブランド戦略課	1 部内他課の応援に関する事。
	農産課	1 米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関する事。
	畜産課	1 畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関する事。
	水産課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
	林業振興課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 2 住宅復旧用木材のあっせんに関する事。
	森の保全推進課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
建設交通部	監理課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関する事。
	指導検査課	1 建設業協会等への支援体制確立協力要請に関する事。
	用地課	1 応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関する事。
	道路計画課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	道路建設課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	道路管理課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	交通政策課	1 支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関する事。 2 。
	河川課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。
	砂防課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。
	都市計画課	1 復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関する事。 2 都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	建築指導課	1 地震被災建築物応急危険度判定の総括に関する事。 2 被災宅地危険度判定士の派遣に関する事。
	住宅政策課 住宅整備課	1 府営住宅への被災者受入れに関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。
	営繕課	1 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関する事

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
建設交通部	公営企業経営課	1 応急給水の実施に関すること。 2 災害支援関係予算に関すること。
	水道政策課	1 職員の派遣に関すること。 2 水道施設復旧用資機材の提供等に関すること。
	下水道政策課	1 下水道施設等調査員の派遣に関すること。
	港湾局	1 港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
教育庁	総務企画課	1 他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関すること。 2 教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 教育庁に係る広報に関すること。
	管理課	1 緊急避難施設(学校)点検要員の派遣に関すること。
	教職員企画課 教職員人事課	1 教員等の派遣に関すること。
	福利課	1 公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関すること。
	学校教育課	1 小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関すること。
	特別支援教育課	1 特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。 2 特別支援学校教員等の派遣に関すること。
	高校改革推進室 高校教育課	1 府立学校の入学料、授業料の減免に関すること。 2 生徒の転入学受入れに関すること。 3 教員等の派遣に関すること。
	教育DX推進班	1 庁内他課の応援に関すること。
	保健体育課	1 庁内他課の応援に関すること。
	社会教育課	1 図書館活動支援に関すること。 2 社会教育施設への被災者受入れに関すること。
	文化財保護課	1 文化財被害調査要員の派遣に関すること。
警察本部		1 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関すること。 2 検視及び行方不明者の調査等の支援に関すること。 3 緊急通行車両の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関すること。 4 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。 (以下警備第一課のみ) 5 他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関すること。
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。
	議事課	1 議員との連絡調整に関すること。
	委員会課	1 議員への情報提供に関すること。

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。
また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。
- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
- 3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 5 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

- 1 市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 6 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- 1 市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- 3 府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスカケアを実施する。

第6 妊産婦に係る対策

- 1 市町村は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊産婦の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、第3編第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語ややさしい日本語による情報提供に努める。

また、大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

- 2 市町村は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第36章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 府の施策

府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。（「環境影響の応急及び拡大防止措置」参照）

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 環境モニタリングを実施する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- 8 市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第2 市町村の施策

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

環境影響の応急及び拡大防止措置

事 項	関 係 工 場 等	関 係 機 関	京 都 府	市 町 村	住 民
1 関係防災機関相互の通報	被災工場等 事 態 発 生	通 報	通 報	通 報	
2 環境モニタリングの実施			環境モニタリング実施の検討・実施		
3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導			周知及び避難誘導の検討	依頼 指示	通知・避難誘導 指示 避 難
4 立ち入り禁止区域の設定及び交通規制		警察署 交通規制の実施	要 請 指 示 立ち入り禁止区域の設定・交通規制要請の検討	指 示	立入禁止
5 被災工場等への環境汚染防止の指導	被災工場等 環境汚染防止措置		指 導	環境汚染防止指導の検討	
6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理	被災工場等 除去又は処理		指 導	漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理の指示の検討	
7 廃棄物処理工場への処理処分の指導	廃棄物処理工場 処 理 処 分		指 導	処理処分の指導の検討	
8 建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導	建築物解体撤去業者 環境保全対策		指 導	環境保全対策指導の検討	
9 移流・拡散する場合の関係地域への通報		関係府県・関係機関 対 応	通 報	移流・拡散のおそれの確認	
10 河川流入の場合における下流地域への通報		下流府県・関係機関 対 応	通 報	河川流入の確認	

第37章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2節 専門ボランティアの受入れ

第1 京都府災害対策本部の要請等

- 1 災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動を必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。
- 2 応援の要請に当たっては、各協定に基づき、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。
- 3 災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、応援活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。
- 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2 登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

- 1 災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。
- 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組織

- 1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2 市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）

被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第2 機能、事業

1 ボランティアコーディネーター等の派遣

京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

2 受付及びコーディネート

(1) ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。

(2) 市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3 情報収集・情報提供

(1) 市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。

(2) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。

(3) 市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。

(4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供

(1) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第38章 文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第39章 応援受援計画

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他の都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 先遣隊の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に先遣隊を派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、京都府災害時応援職員登録制度により支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班、災害支援ナース等医療、介護・福祉支援の受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 避難所運営支援の受入

カ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第40章 社会秩序の維持に関する計画

府 警 察 本 部
第八管区海上保安本部
各 機 関

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。